

東葛市町広域行政連絡協議会 平成14年度調査研究

# 広域連携のあり方に関する調査報告書

平成15年3月

東葛市町広域行政連絡協議会 広域行政研究会

## はじめに

- 平成14年度広域行政研究会に寄せて -

東葛6市2町（松戸市、野田市、柏市、流山市、我孫子市、鎌ヶ谷市、関宿町、沼南町）については、千葉県内で最も都心の近くに位置し、地理的な面だけでなく、住民の生活圏から見ても、県庁所在地である千葉市とよりも、首都東京都との結びつきが強い地域です。

本調査研究事業では、東葛6市2町で構成された東葛市町広域行政連絡協議会の中に設置された研究会の平成14年度研究課題として、広域連携のあり方について調査研究を行い、その際の一つの選択肢として、日本中の市町村が現実に直面している「市町村合併」という、極めて難しいテーマについて検討し、さらに、東葛地区の特異性をもとに、政令指定都市に係る考察を行ったものです。

東葛地域では、野田市と関宿町が平成15年6月に合併し新しい市が誕生しますが、両市町にもオブザーバーとしてワーキンググループに参加いただき、他の5市1町とともに積極的な議論を展開してまいりました。本調査研究事業が千葉県の補助事業としての採択を受け、1年間といった時間的制約の中で報告書を取りまとめた関係で、会議の過程での議論に比べて報告書の内容が基礎的な事例研究、基礎的な資料集の性格を帯びてしまいました。しかし、報告書の行間の背景には、それぞれの市町が、住民と直接向き合う基礎的自治体の責務として合併への研究に取り組んでいることが随所に読み取ることができると存じます。

本調査研究事業の成果が、それぞれの市町の合併に対する考えや方向性に何ら影響を与えるものではありません。また、「地域のことは地域で解決していく」ことが求められる分権型社会の本格的到来にあって、合併する、しないに関わらず、広域連携のあり方についての検討を続けるとともに、当協議会が広域行政を一層推進する上で、新たな展開を切り開く契機となれば幸いです。

（ワーキンググループ研究員一同）

## 【 目 次 】

第1章 調査の目的 .....	1
第2章 東葛地域のまちづくりに関する主要指標等 .....	2
(1) 関連計画における東葛地域の位置づけ	
(2) 各市町の総合計画等における将来像等	
(3) 6市2町の主要指標等の整理	
第3章 東葛地域における広域的なまちづくりに係る検討 .....	32
(1) 広域的なまちづくりの課題整理	
(2) 広域的なまちづくりの方向性	
第4章 市町村合併に係る諸動向 .....	42
(1) 市町村合併の動きが活発化した背景	
(2) 全国の市町村合併の動向	
(3) 県内及び近県の動向	
(4) 国・県における合併支援策	
(5) 6市2町における合併の効果の検討	
参考資料 .....	75
1. 6市2町それぞれの市町村合併に係る歴史の変遷	
2. 東葛広域行政に関する住民意識調査(平成10年実施)の結果(一部抜粋)	
3. 政令指定都市制度について	

## 第1章 調査の目的

近年、市町村合併に係る議論が極めて活発となっており、東葛地域においても、住民や経済界、議会および行政で様々な動きが見られるところとなっています。今後、地域において合併の是非も含めた議論を行う際には、幅広い情報提供が必要となっており、その一環として、広域的な観点から東葛市町広域行政連絡協議会構成6市2町（松戸市、野田市、柏市、流山市、我孫子市、鎌ヶ谷市、関宿町、沼南町）による広域連携のあり方について（一つの選択肢として市町村合併も含めて）検討する際の基礎資料を行政レベルで整理することを、本調査の目的とします。

なお、本調査研究は、6市2町で合併することを前提としたものではなく、中長期的観点からの合併も含め、各市町が市町村合併等に係る様々な検討を行う際の一つの資料とするためのものです。

また、6市2町のうち、野田市と関宿町は、平成15年6月6日に合併予定です（野田市が関宿町を編入）。そのため、本調査研究においては、野田市、関宿町はオブザーバーとして参加しています。

### 東葛市町広域行政連絡協議会について

東葛市町広域行政連絡協議会は、東葛地域が抱える広域的な課題について研究し、各市町の施策に生かすことを目的とし、松戸市、野田市、柏市、流山市、我孫子市、鎌ヶ谷市、関宿町、沼南町の6市2町によって、昭和41年3月15日に設立された組織です。

### 「東葛」の表記について

「東葛」の「葛」の字は、本来は「葛」ですが、本報告書では、常用漢字である「葛」を用いて表記しています。

## 第2章 東葛地域のまちづくりに関する主要指標等

### (1) 関連計画における東葛地域の位置づけ

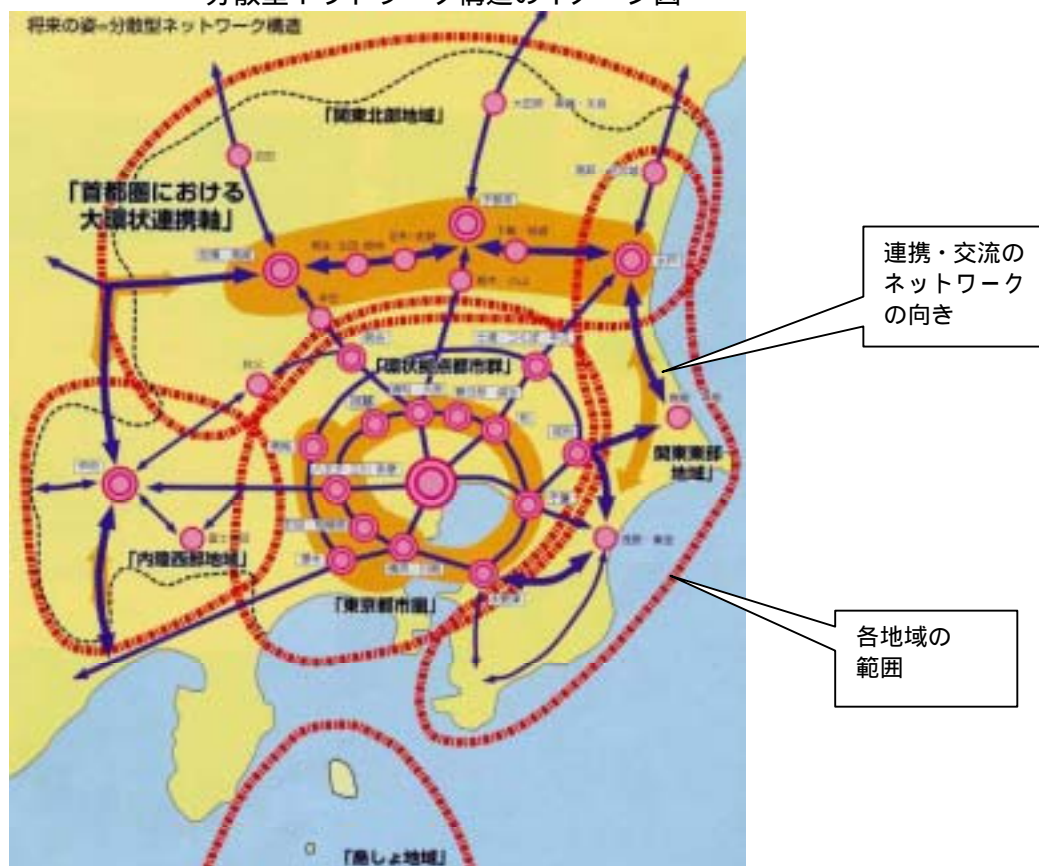
#### 1) 首都圏基本計画

東京圏では、東京都心部への業務機能等の一極集中が職住分離に拍車をかけ、交通渋滞、住宅問題、環境問題等の様々な大都市問題を引き起こしています。このような問題を解決するためには、東京都心部に集中した諸機能を周辺部に分散し、複数の核と圏域を有する多核多圏域型の地域構造に改善することが必要とされています。

このため、第4次首都圏基本計画（昭和61年策定）等において、東京圏における東京都区部以外の地域で相当程度広範囲の地域の中核となるべき都市を「業務核都市」として、諸機能の適正な配置の受け皿となるよう育成整備し、現在の東京都区部への一極依存構造からバランスのとれた地域構造に改善することを目指しました。さらに、第5次首都圏基本計画（平成11年策定）では、首都圏の目指すべき地域構造を、首都圏の各地域が拠点的な都市を中心に自立性の高い地域を形成し、相互の機能分担と連携・交流を行う「分散型ネットワーク構造」を掲げ、その実現のために、首都圏内外との広域的な連携の拠点となる業務核都市等を「広域連携拠点」として位置づけ、その育成・整備を進めるとともに、拠点相互間や他の地域等との連携・交流を強化することとしました。

本地域においては、柏市が東京都市圏北部の広域連携拠点として位置づけられ、自立性を高めるとともに、千葉市やさいたま市等との連携強化が求められています。

分散型ネットワーク構造のイメージ図



(資料) 第5次首都圏基本計画

## 2) 千葉県長期ビジョン ～東葛飾北部ゾーン「次世代の文明を創造していく役割を担う地域」

平成 11 年 2 月に策定された千葉県長期ビジョン「みんなでひらく 2025 年のちば」では、「地域整備の方向」として、地域別の将来像と基本的施策の方向を整理しています。

6 市 2 町は、6 市 2 町のみにより構成される「東葛飾北部ゾーン」として位置づけられています。このゾーンは「次世代の文明を創造していく役割を担う地域」とされており、以下のような将来像と基本的施策の方向が示されています。

### 東葛飾北部ゾーン

#### 地域整備の状況

本地域は、首都東京に隣接していることから早くから都市化が進み、現在は 135 万人を超える人口を有しており、松戸市や柏市を中心とする巨大な商圏の形成や大学や短大等の集積により、学生などの交流人口も多く、若さにあふれた地域となっている。

地理的には千葉と東京・埼玉・茨城の主要都市を結ぶ重要な交通結節点に位置している。また、日本を代表する大河である利根川や江戸川に面し、内陸部には手賀沼が存していることなどから、広い水辺空間と緑地空間を擁している。その中に、機械・金属関連を始めとしたものづくり機能、商業等の都市的サービス機能、教育・文化機能などが集積している。

また、常磐新線、東京外かく環状道路等の新たな広域交通網の整備、常磐新線沿線を中心とする新市街地の整備が進むとともに、学術研究の展開、新産業の創出、文化の創造などに寄与する東京大学柏キャンパス、東葛テクノプラザ、さわやかちば県民プラザ等の高次な施設の整備が進められてきており、就業、就学、生活等における東京都心部への依存傾向からの脱却が図られた、自立的な都市圏の形成を目指している。

#### 21 世紀の地域整備の在り方

本地域は、『北西部ゲートウェイ』及び『北東部ゲートウェイ』の二つのゲートウェイが位置し、重層的な優位性を有するとともに、千葉、東京、埼玉、茨城の主要都市との重要な交通結節点にあり、今後、常磐新線等の新たな幹線交通網の整備により結節性が更に強化されていく。

21 世紀においても全国的、国際的中枢機能を果たす首都圏が、ネットワーク型の地域構造へ転換する中で、本地域は、常磐新線沿線を中心とする新市街地等において、新たな発展ポテンシャルを生み出す「フロンティア空間」を有することに加え、創造的な活動を担う人々や生活者の交流による地域の「若さ」を有していることから、21 世紀の首都機能を先導する高次都市機能を新たに創出していく役割を担うことが期待されている。また、大都市圏としては恵まれた緑地空間、利根川、江戸川、手賀沼などの水辺空間を有することから、これらを最大限に生かした地域整備を進める必要がある。

こうした地域の持つポテンシャルを生かして、成田空港、幕張新都心、かずさアカデミアパーク、筑波研究学園都市、京葉工業地帯等との有機的な連携の下で、国際的水準の学術研究の振興、新産業の創出・既存産業の高度化、新たな文化の創造などを図り、自立的な都市圏が形成されつつ首都圏の新たな核都市として成長することにより、次世代の文明を創造していく役割を担う地域として、発展していく将来像を展望する。

#### 2025 年の将来像

- i. 『北西部ゲートウェイ』及び『北東部ゲートウェイ』が位置する重層的な優位性を生かした地域内外及び海外との多彩な交流や、学術研究機能、ものづくり機能、生活文化機能などの高度化とこれら相互の有機的連携の下で、21 世紀の首都圏を先導するモデル的な核都市として次世代の文明を創造する役割を担う地域
- ii. 大学・研究機関と地元企業等の連携の下で、21 世紀の我が国の経済を支える新産業や起業家が創出されるとともに、流行を鋭くとらえた新たな生活スタイルや多様な就業形態への需要を満たす生活システム産業、サービス産業、情報産業等、時代を先導する創造的な産業が展開される地域

- iii. 利根川、江戸川、手賀沼など大都市圏としては恵まれた水辺や心なごむ緑地が保全・創出されるとともに、安全性や付加価値の高い都市農業等により農地の保全・活用が図られ、都市と田園のバランスが取れた、水と緑と土が織りなす首都圏の庭園空間として整備された地域
- iv. さわやかちば県民プラザ等の質の高い文化施設や大学などを生かして、個人やコミュニティによる多様な芸術・文化・スポーツ活動が活発に行われ、新時代を導く洗練された都市文化が発信される地域

#### 基本的施策の方向

- i. 21世紀の首都圏を先導するモデル的な核都市としての育成を目指して、『北西部ゲートウェイ』及び『北東部ゲートウェイ』が位置し、また、千葉市、千葉ニュータウン、成田市、東京都心部、浦和市・大宮市、筑波研究学園都市を結ぶ重要な結節点にあるという地理的優位性を生かして、広域的交流による地域連携を促進し、学術研究機能、ものづくり機能、生活文化機能などの高度化を図るとともに、それを活用して常磐新線沿線地域を中心に新たな高次都市機能の創出を進める。
- ii. 国際的水準の学術研究拠点の形成を図るため、東京大学柏キャンパス、東葛テクノプラザを始めとする地域内の大学、民間研究機関、高次医療機関等の集積を生かし、そのネットワーク化を促進することにより、次世代のニーズから求められる新たな領域の研究開発等の展開を図っていく。
- iii. 新たな頭脳交流の体系の構築を図るため、筑波研究学園都市、京葉地域、京浜地域、かずさアカデミアパーク等における大学・研究機関や企業との共同研究、情報交流等による交流・連携を促進する。また、成田空港のポテンシャルを東側から受け止めることにより、全世界を視野に入れた研究交流の展開を促進し、地球的課題にも的確に対応できるグローバル・リサーチ・コネクション（世界的な研究開発連携）の形成を目指す。
- iv. 多彩な基盤的技術が集積する地元企業群については、東葛テクノプラザを核にした地域内外の大学、研究機関等との連携や、企業間の共同した取組、異業種交流等を促進するとともに、川口地域を中心とする埼玉東部などの産業集積や筑波研究学園都市の研究機能との連携を促進することにより、既存技術の高度化・新技術の創出を図り、次世代の産業技術の新たな展開を支える産業集積として育成していく。
- v. 産学の共同等により本地域で生まれた研究成果の実用化・商品化を促し、意欲的な起業家を育成していくため、リサーチパーク（研究開発型企業や研究施設を核とする団地）やインキュベーター（起業家精神をもつ事業家による企業の発足を支援する施設）等の整備の可能性について検討するとともに、経営相談や資金調達等ソフト面からの支援システムの充実を図り、知識集約型の新産業創造拠点の形成を目指す。
- vi. 松戸市や柏市を中心とする商圏の拡がりや、高次な都市機能の集積、若さあふれる活力が保たれた生活環境等を有する地域特性を生かしながら、新時代を導く生活スタイルや情報通信ネットワークを活用した在宅型就労等多様な就業形態を支える、居住、ファッション、余暇、福祉・医療等の分野の生活システム産業、サービス産業、情報産業等の創出・育成を図っていく。このため、生活者と地域が有する技術力を有機的に結びつける体制の整備を検討するとともに、その成果のブランド化を促進する。
- vii. 成田空港からの近接性、『北西部ゲートウェイ』及び『北東部ゲートウェイ』が位置することによる東京・埼玉、北関東・東北方面へのアクセスの優位性等を生かし、生活システム産業等に関する高度な物流拠点の集積の可能性について検討していく。また、利根川流域圏（江戸川関連も含む。）に位置し、歴史的に河川を活用した物流体系の中核的地域であったことに鑑み、河川輸送や観光資源の創出等を促進する新たな河川舟運の方策について検討していく。
- viii. 農業については、大都市圏に残された貴重なオープン・スペースとしての農地の景観形成や水循環など公益的価値に着目するとともに、地域の中で育まれた研究成果等を活用しながら、我が国有数の都市農業として安全かつ高付加価値生産に向けた振興を図っていく。また、都市的土地利用と調和を図りつつ、生産者と消費者の交流の活発化を図る市民農園・観光農園や直売所の展開等により、観光・レクリエーション型の利用を促進

する。

- ix. 大都市圏としては恵まれた自然環境を保全・創造するため、利根川流域圏の上下流域における広域的な連携を促進しつつ、手賀沼、利根川、江戸川等の水辺の保全や水質浄化、都市近郊林や都市公園等の緑地の保全・創出を図っていく。また、生態系や健全な水循環の確保等に十分配慮しながら、漁場環境の改善や水産資源の増大などにより活力ある内水面漁業の振興を図るとともに、快適性や安らぎを備えた生活空間や、首都圏の身近なレクリエーション拠点の整備を促進する。
- x. 手賀沼の水質浄化など環境に対する住民意識の高まりや、環境関連の大学や民間研究機関の立地、さわやかちば県民プラザの環境学習コーナーや手賀沼親水広場など環境関連施設が存すること等の地域の特長を生かし、地域の環境に関する産・学・地域住民等によるネットワーク化を促進するとともに、環境関連技術の研究や環境産業の育成等について検討していく。
- xi. 大学や研究機関、優れた機械金属産業が集積することにより海外から多くの研究者、留学生、研修生等が訪問・滞在することに加え、交通網の整備促進による成田空港へのアクセスの向上等により、グローバル化のポテンシャルが一層高まることから、外資系企業・研究機関の立地を促進するとともに、外国人も快適に就労・生活できる国際標準のまちづくりを目指す。
- xii. 『北西部ゲートウェイ』及び『北東部ゲートウェイ』からの文化の融合する複合文化圏としての発展を目指して、さわやかちば県民プラザや柏の葉公園等の文化・レクリエーション施設、歴史的な資源、地域に開かれた大学等を有効に活用し、芸術・文化・スポーツ・レクリエーション等多様な分野における住民の若々しい活力に満ちた活動や交流等を支援・促進することなどにより、新たな地域文化の創出を図っていく。
- xiii. 常磐新線、成田新高速鉄道、北千葉線、地下鉄 8 号線・11 号線等の鉄道網の整備を促進するとともに、東京外かく環状道路、国道 16 号千葉柏道路、核都市広域幹線道路、北千葉道路等の広域幹線道路網とそれにつながる関連道路網の整備促進を図ることにより、環状方向・放射方向の交通網からなる広域交通ネットワークの充実と本地域が有する結節機能の一層の強化を目指す。

(資料) 千葉県長期ビジョン

### 3) 今後の本地域のまちづくりに影響を与えることが想定される事業計画

今後、地域住民の生活や産業活動に大きな影響を与えることが想定されるハード面の事業計画としては、鉄道・道路等の整備が挙げられます。このうち、鉄道については、建設・計画の路線が 5 路線となっています。

#### 本地域における建設中の鉄道新線及び計画線の概要

区分	路線名	区間	距離 (km)	完成予定	経営主体等	沿線市町 (6市2町分)
建設中	つくばエクスプレス	秋葉原～つくば	58.3	平成 17 年度	首都圏新都市鉄道(株)	柏市、流山市
計画線	成田新高速鉄道 (B案ルート)	東京～成田空港 上野～成田空港	64.4 63.7	平成 22 年度予定	成田高速鉄道 アクセス(株)	松戸市、鎌ヶ谷市
	東京 11 号線 (地下鉄半蔵門線)	(水天宮～押上) 押上～松戸	(6.0) 約 12	(平成 15 年 3 月) 未定	(営団) 未定	(-) 松戸市
		必要に応じ、千葉県 北西部への延伸 の可能性を検討	-	-	-	柏市等
	東京 8 号線 (地下鉄有楽町線)	(豊洲～亀有) 亀有～野田市	(14.7) 約 24	未定 未定	(営団) 未定	(-) 野田市
北千葉線	本八幡～新鎌ヶ谷	9.3	未定	未定	鎌ヶ谷市	

各種資料より作成



( 2 ) 各市町の総合計画等における将来像等

各市町の将来のまちづくりの方向性について、各市町の基本構想にまちづくりコンセプトが示されており、「将来像」を整理すると、以下のようになります。

また、野田市、関宿町については、各市町の現行の基本構想を示した上で、最後に、野田市・関宿町の新市建設計画において示された内容についても整理しています。

各市町の基本構想にみる「将来像」(一部抜粋)

<p>松戸市</p>	<p>基本理念に基づき、西暦 2020 年（平成 32 年）の松戸市の将来像を  「いきいきした市民の舞台」  「こちよい地域の舞台」  「風格ある都市の舞台」  のあるまち・松戸  と設定します。  「次代を担う子どもたちのふるさと・緑花清流による松戸の創生」を合言葉に、市民、事業者、行政が一体となり、真の豊かさを感じることでできる 3 つの舞台が調和したまち松戸をめざします。  いきいきした人の顔、子どもの様子は、周りの人々を安心させ明日の生活に夢を与えてくれます。21 世紀を歩む松戸市には、このような「いきいきした市民の舞台」があります。  また、人と人がかかわり合い、安全で便利な活動の場があり、自然とふれあうことができる「こちよい地域の舞台」があります。  さらには、歴史や文化の香りの中で、活発な都市活動が広く展開している「風格ある都市の舞台」があります。  これらの 3 つの舞台が相互に連携し調和することにより、緑が多く、美しい花が咲き、清流がよみがえり、さまざまな動物や植物の成育環境があり、また、歴史にふれあいながら快適に生活することができ、次代を担う子どもたちに魅力的なふるさとが創造されます。</p>
<p>野田市</p>	<p>市民が創る ふれあいのまち 野田 - 活力と みどりゆたかな 文化 福祉 都市</p> <p>「市民が創る」は、市民参加による市民が主役のまちづくりを進めることを表す。  「ふれあい」は、市民が互いの人権を尊重し、人と人のふれあいを大切にするとともに、多面的なまちの魅力とのふれあいを表す。  「活力」は、多様化した市民のニーズに応えるための長期持続的成長可能なまちの活力を表す。  「みどり」は、みどりに代表される自然を表す。  「文化」は、教育環境・生涯学習環境の充実から生まれる市民の精神的な豊かさ、野田市の古くからの良さである伝統・歴史・文化を表す。  「福祉」は、高齢者や障害者を含めて全ての人々が安心して暮らせるための健康・福祉・医療等を表す。</p> <p>( 後略 )</p>
<p>柏市</p>	<p>( 前略 ) 豊かな環境とうるおいにあふれ、市民一人ひとりが活力を持ち、安心して生活できる地域社会を形成し、次世代に引き継ぐため、まちづくりの 15 年後の目標を「将来都市像」として次のように定めます。  「みんなでつくる 安心、希望、支え合いのまち 柏」</p> <p>～将来都市像の基本的な考え方</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 安心： すべての市民が尊重され、生涯にわたって、安全かつ快適で、安心して住み続けることのできるまちづくり ( 中略 )</li> <li>2 希望： だれもが充実して暮らすことができる、多様な魅力と活力にあふれるまちづくり ( 中略 )</li> <li>3 支え合い： 市民がまちづくりに主体的に参画し、男女がともに責任を担い、世代を超えてふれあい、互いに支え合うまちづくり ( 後略 )</li> </ol>

流山市	<p>本市の将来像を 『豊かな自然や歴史・文化を活かし、市民が真の豊かさを実感できるまち「みんなでつくろう価値ある流山」』と定めます。 (後略)</p> <p>～施策展開にあたっての横断的テーマ(項目名のみ抜粋)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 人と地域と社会の多様性が尊重され、協調性が確保された豊かなまちづくり</li> <li>2 安全と安心に立脚した、快適な都市づくり</li> <li>3 自然生態系を保全しつつ、社会・経済的にも持続的な成長を図るまちづくり</li> <li>4 自己責任と自主的展開を兼ね備えた、自立性あるまちづくり</li> <li>5 プロセスと意思決定に際して、透明性の確保された行政運営づくり</li> </ol>
我孫子市	<p>自然環境を文化に高めるまちへ 時代が変わっても、変わらない価値。それが我孫子市の自然環境の広がりです。 (中略) 私たちは、自然と人の営みが文化になっていくまちをめざします。 お互いを思いやる心で元気なまちへ 少子化・高齢化が進んでも次世代に伝えたいもの、それが我孫子市民の人と人の優しい関係です。 (中略) 私たちは、地域と人への愛着が自然に生まれるまちをめざします。 出会いと交流で活力を生むまちへ 出会いがあり、交流があり、その中から喜びと活力が生まれてくる。21世紀の豊かさは自由時間が生む文化のありようで測られるでしょう。 (中略) 私たちは、多様な文化を生む時間と空間のあるまちをめざします。</p> <p>私たちは、この将来都市像を 「手賀沼のほとり 心輝くまち」 ～ 人・鳥・文化のハーモニー ～ として共通の目標にします。</p>
鎌ヶ谷市	<p>「人間尊重・市民生活優先」の基本理念のもとに、鎌ヶ谷市がめざすべき都市像を「緑とふれあいのあるふるさと 鎌ヶ谷」とします。</p> <p>緑 : (中略)「緑」という言葉には、豊かな自然環境が21世紀も大切に保全・育成されること、市街地にも緑の空間が増えて自然に接する機会が充実すること、身近な自然を通して新しい発見や創造が生まれ市民の心の豊かさが深まること、地球環境にやさしい暮らしが行われること、といった鎌ヶ谷市の姿がこめられています。</p> <p>ふれあい : (中略)「ふれあい」という言葉には、高齢者と若者の間、市内に在住する人と市外から訪れる人の間など世代や地域を越えて人びとの会話が行われること、お互いに個人の価値観や立場の違いを越えて理解し合い、助け合える暮らしがあること、といった鎌ヶ谷市の姿がこめられています。</p> <p>ふるさと : 「ふるさと」という言葉には、日々の暮らしの場所、家族とともに暮らす場所、心のよりどころになる場所など住み心地が良く、市民であることに誇りと喜びを持てるまちであること、市外から訪れる人が住んでみたいと感じる、魅力あふれるまちであること、といった鎌ヶ谷市の姿がこめられています。</p>
関宿町	<p>共創という基本理念のもとに、関宿町独自のまちづくりの将来像をここで設定します。</p> <p>「ふれあい緑園都市 - アクアポリスせきやど - 」 アメニティ創生のキーワードである「ふれあい」と「緑なす都市」のイメージをもとにまちづくりをすすめていきます。さらに住民が、生き生きとした生活を営むためには、住民の顔が見える関係を築くことが必要です。 緑なす自然の懷に抱かれて、顔が見える関係を育むというイメージのもと「ふれあい緑園都市」をめざし、この恵まれた水と自然を大切に作る心が次の世代に受け継がれるようなまちづくりをめざします。 また、利根川・江戸川の両河川と運河の三方を水に囲まれた豊かな親水空間の中に、充実したコミュニケーション社会として、古代ギリシャの「ポリス」にちなんだ都市、すなわち「アクアポリス」の構築をめざします。</p>

<p>沼南町</p>	<p>(前略) 21世紀を迎えた今、私たちはこれまでのまちづくりを継承しながらも、「まちづくりは人づくりから、そして人づくりは心を育むことから」という原点に立ち戻り、潤いや優しさを大切にしながら、熱い心で未来を切り開くまちづくりを進めることとし、将来都市像を次のように定めます。</p> <p style="text-align: center;">「ほっとする」まち・「HOT」なまち - 緑を育み 笑顔がつなく いきいき しょうなん -</p> <p>～まちづくりのテーマ</p> <p>自立と共生のまちづくり : かけがえのない財産である豊かな自然を未来に贈るために、手賀沼を活かし、水や緑とくらしが共生するまちを！</p> <p>活力と個性のまちづくり : 沼南町ならではの文化や産業を生み出していくために、人々の創意や個性を育み、生きがいの持てるまちを！</p> <p>交流と交歓のまちづくり : だれもが安心とやすらぎの中で暮らしていくために、思いやりや助け合いの輪に支えられた交流のまちを！</p> <p>住民が担い、行政が支えるまちづくり</p>
<p>野田市・関宿町 新市建設計画</p>	<p>1.新市まちづくりの考え方</p> <p>(1)市民参加によるまちづくり これまで両市町で取り組まれてきたように、市民参加のもと、市民と行政が協働して新市のまちづくりを進める。</p> <p>(2)両市町の総合計画を継承したまちづくり 「計画の構成」で述べたとおり、徹底した住民参加により作成された両市町の総合計画の考え方及び施策、事業を継承する。</p> <p>(3)新市の一体性の醸成及び均衡ある発展に資するまちづくり 関宿庁舎の複合施設としての整備、各種福祉施設・学校教育環境の充実、コミュニティバスの運行や道路・鉄道整備による交通アクセスの強化など、各種事業・施策の展開により、新市の一体性の醸成及び均衡ある発展に資するまちづくりを進める。</p> <p>(4)行財政運営の効率化によるまちづくり 行政サービスを低下させずに、行政組織のスリム化等による効率的な行財政運営を行う。</p>

上記のとおり、各市町の個性が強く打ち出された将来像となっています。概ね各市町に共通するキーワードとしては、以下のものが挙げられます。

住民が主役  
交流・ふれあい  
文化  
自然環境  
など

### (3) 6市2町の主要指標等の整理

#### 1) 人口・面積等の状況

##### 地勢と歴史

6市2町は、利根川・江戸川にはさまれた千葉県北西部に位置し、東京都心部からは概ね15～40km、千葉市中心部からは概ね20～60km離れた地域です。

地形は、下総台地と利根川・江戸川沿いの低地に分かれており、台地部にも多数の谷が見られますが、概ね平坦であり、一体性の高い地理的条件となっています。

江戸時代には、大消費地である江戸に至近に位置する特性を活かし、水運が盛んに行われ、様々な産業が発達し、また物資輸送の中継地として発展しました。また、台地部には、古くから「牧」と呼ばれる官営の馬牧場などが広がっていました。

明治時代以降になると、利根川・江戸川や手賀沼沿いの低地は治水事業や干拓事業が進み、また台地部では農地化が進みました。大正時代から第二次世界大戦中にかけては、台地部を中心に軍用地として接收された地区も多くみられました。さらに、産業・生活面では、鉄道整備の進展と水運の衰退が大きな影響を与えました。

戦後、高度成長期を迎えると、東京への人口集中が進む中で、本地域の人口も急激に増加し、著しい都市化の進展が見られました。また、内陸型工業団地などの産業拠点や商業機能の集積も進んだほか、農業も大都市に位置する特性を活かして発展し、現在の地域の姿となっています。

6市2町の位置



## 人口・世帯

### ア) 総人口の状況

各市町の総人口を合計すると、約 137 万人となります。合併した場合、全国で多い方から 7 番目、首都圏では横浜市に次ぐ 2 番目の人口規模の市となります（平成 12 年国勢調査人口での比較）。この人口・面積の面のみ限定してみると、福岡市とほぼ同程度の規模に相当します。

総人口の状況（平成 12 年国勢調査人口）

市町名	人 口
松戸市	464,841 人
野田市	119,922 人
柏市	327,851 人
流山市	150,527 人
我孫子市	127,733 人
鎌ヶ谷市	102,573 人
関宿町	31,275 人
沼南町	45,927 人
6 市 2 町計	1,370,649 人

全国の市町村の人口規模（上位 10 市）（平成 12 年 10 月 1 日現在）

	市 名	人 口	面 積
1	横浜市	343 万人	437 km <sup>2</sup>
2	大阪市	260 万人	221 km <sup>2</sup>
3	名古屋市	217 万人	326 km <sup>2</sup>
4	札幌市	182 万人	1,121 km <sup>2</sup>
5	神戸市	149 万人	549 km <sup>2</sup>
6	京都市	147 万人	610 km <sup>2</sup>
7	6 市 2 町計	137 万人	379 km <sup>2</sup>
8	福岡市	134 万人	339 km <sup>2</sup>
9	川崎市	125 万人	143 km <sup>2</sup>
10	広島市	113 万人	742 km <sup>2</sup>

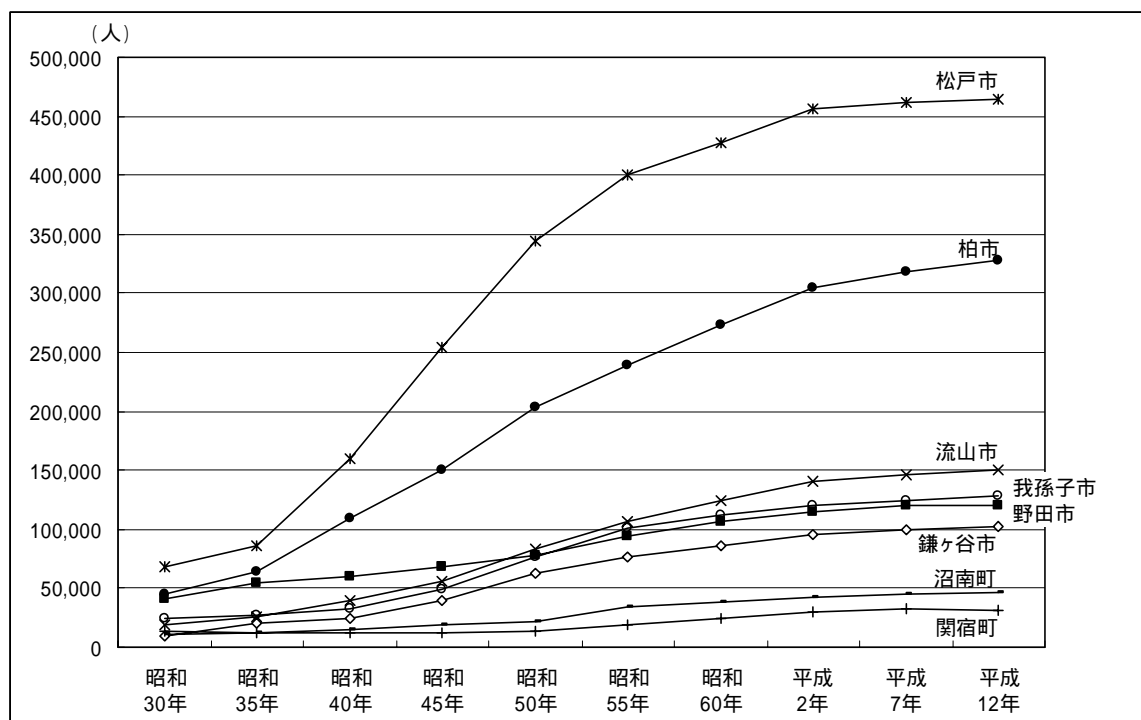
参考 さいたま市（平成 13 年 5 月合併）： 102 万人、168 km<sup>2</sup>

### イ) 総人口の推移

総人口の推移をみると、「昭和の大合併」期の昭和 30 年において約 23 万人であった 6 市 2 町の人口は、45 年後の平成 12 年には約 137 万人まで急増しており、現在も微増傾向にあります。

これは、昭和 40 年代から平成のはじめにかけて、住宅地開発が進展したことが大きな要因となっています。

## 人口の推移（国勢調査人口）



「昭和の大合併」期以降の人口変化（国勢調査人口）

	昭和30年	平成12年
松戸市	68,363 人	464,841 人
野田市	41,175 人	119,922 人
柏市	45,020 人	327,851 人
流山市	19,007 人	150,527 人
我孫子市	24,918 人	127,733 人
鎌ヶ谷市	10,168 人	102,573 人
関宿町	13,795 人	31,275 人
沼南町	10,911 人	45,927 人
合計	233,357 人	1,370,649 人

### ウ) 世代別人口

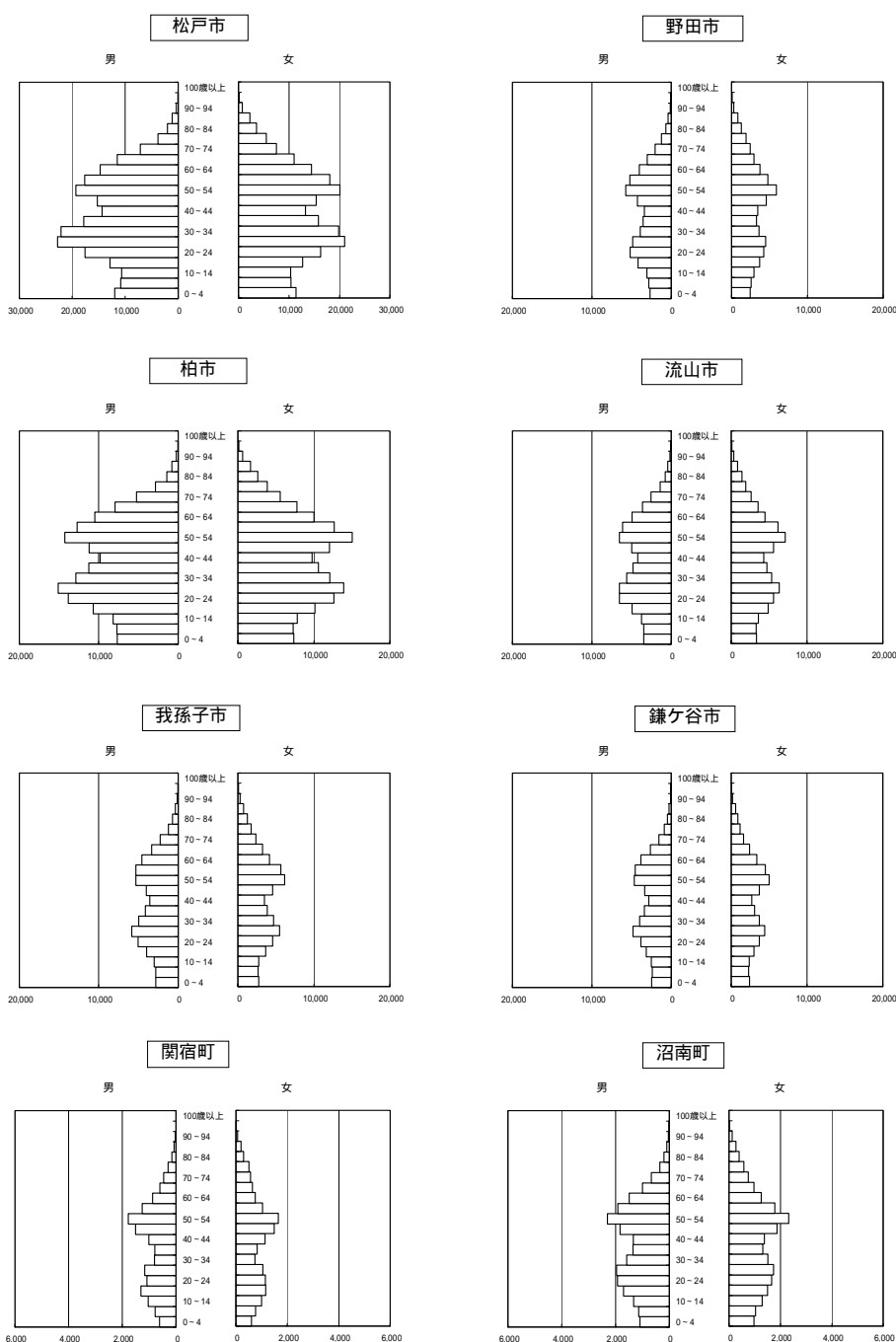
世代別人口をみると、各市町とも比較的類似した人口構成となっています。平成12年時点では、6市2町計の高齢化率（総人口に占める65歳以上人口比率）は12.7%となっており、国全体の17.3%と比較すると低くなっています。

しかし、人口ピラミッドをみると、各市町とも「団塊の世代」と呼ばれる50歳代の住民が多くなっており、今後、急速に高齢化が進むことが予想されます。一方、年少人口（15歳未満人口）は各市町とも比較的少なくなっています。

世代別人口比率（平成 12 年国勢調査人口）

市町名	総人口	世代別人口比率		
		15 歳未満	15～64 歳	65 歳以上
松戸市	464,841 人	14.1%	73.5%	12.2%
野田市	119,922 人	13.8%	71.8%	14.4%
柏市	327,851 人	14.0%	73.6%	12.4%
流山市	150,527 人	13.9%	72.9%	13.1%
我孫子市	127,733 人	13.1%	72.8%	13.8%
鎌ヶ谷市	102,573 人	14.1%	73.5%	12.4%
関宿町	31,275 人	15.3%	72.1%	12.4%
沼南町	45,927 人	14.9%	73.3%	11.8%
6 市 2 町計	1,370,649 人	14.0%	73.2%	12.7%

各市町の人口ピラミッド（平成 12 年国勢調査人口）



エ) 将来推計人口

将来の人口については、各市町とも、総合計画（基本構想、基本計画）の中で以下のような人口フレームを設定し、計画的なまちづくりを推進しています。

各市町の総合計画における将来の想定人口

市町名	想定人口	想定年次
松戸市	50 万人	平成 32 年
野田市	16 万人	平成 27 年
柏市	36.7 万人	平成 27 年
流山市	20 万人	平成 32 年
我孫子市	15 万人	平成 33 年
鎌ヶ谷市	11.6 万人	平成 32 年
関宿町	3.9 万人	平成 22 年
沼南町	5.3 万人	平成 22 年

各市町の総合計画をもとに作成

オ) 世帯数

平成 12 年時点での世帯数は 6 市 2 町計で約 50 万世帯となっています。昭和 30 年と比較すると、10 倍以上に増加しています。

「昭和の大合併」期以降の世帯数変化（国勢調査）

市町名	昭和 30 年	平成 12 年
松戸市	13,875 世帯	182,703 世帯
野田市	8,091 世帯	39,834 世帯
柏市	8,586 世帯	121,221 世帯
流山市	3,393 世帯	53,370 世帯
我孫子市	4,833 世帯	46,631 世帯
鎌ヶ谷市	1,841 世帯	35,636 世帯
関宿町	2,231 世帯	9,086 世帯
沼南町	1,804 世帯	14,271 世帯
6 市 2 町計	44,654 世帯	502,752 世帯



## 面積

6市2町の合計面積は約380km<sup>2</sup>となります。これは、全国の市町村では大きい方から140番目程度であり、首都圏では横浜市に次いで2番目の市となります。千葉県内では、最も大きい市となります。

面積及び人口密度の状況

市町名	面積	人口密度
松戸市	61.33 km <sup>2</sup>	7579.3 人 / km <sup>2</sup>
野田市	73.72 km <sup>2</sup>	1626.7 人 / km <sup>2</sup>
柏市	72.91 km <sup>2</sup>	4496.7 人 / km <sup>2</sup>
流山市	35.28 km <sup>2</sup>	4266.6 人 / km <sup>2</sup>
我孫子市	43.19 km <sup>2</sup>	2957.5 人 / km <sup>2</sup>
鎌ヶ谷市	21.11 km <sup>2</sup>	4859.0 人 / km <sup>2</sup>
関宿町	29.82 km <sup>2</sup>	1048.8 人 / km <sup>2</sup>
沼南町	41.99 km <sup>2</sup>	1093.8 人 / km <sup>2</sup>
6市2町計	379.35 km <sup>2</sup>	3613.2 人 / km <sup>2</sup>

面積：国土地理院「都道府県市町村別面積調」(平成14年4月1日現在)

人口密度：平成12年国勢調査人口(平成12年10月1日現在)をもとに算出

6市2町計と面積が同程度の首都圏の主な市

市名	面積
横浜市	437.13 km <sup>2</sup>
6市2町計	379.35 km <sup>2</sup>
市原市	368.20 km <sup>2</sup>
君津市	318.83 km <sup>2</sup>
千葉市	272.08 km <sup>2</sup>

面積：国土地理院「都道府県市町村別面積調」(平成14年4月1日現在)



## 2) 生活圏や政策的等圏域の一体性

### 生活圏の状況

#### ア) 通勤（平成12年国勢調査をもとに分析）

居住地で就業している人の比率が50%以上となっているのは野田市のみとなっており、市町を超えた通勤圏が形成されています。本地域では東京都への通勤者が高い比率を示していますが、6市2町内においても、松戸市、野田市、柏市を中心として、通勤圏を形成しています。

東葛地域各市町の住民の通勤動向



出典：総務省「平成12年 国勢調査報告」（平成12年10月1日時点）より作成

東葛地域各市町の住民の通勤率

勤務地 居住地	東葛地域の各市町（通勤先）									東京都
	松戸市	野田市	柏市	流山市	我孫子市	鎌ヶ谷市	関宿町	沼南町	東葛合計	
松戸市	42.5%	0.3%	3.3%	1.0%	0.5%	0.7%	0.0%	0.5%	48.8%	39.9%
野田市	2.3%	53.5%	7.4%	2.9%	0.7%	0.2%	1.7%	0.3%	69.0%	17.8%
柏市	5.3%	1.3%	41.2%	2.2%	2.0%	0.4%	0.1%	1.3%	53.8%	36.1%
流山市	6.6%	3.1%	12.0%	29.4%	0.9%	0.2%	0.1%	0.5%	52.8%	36.3%
我孫子市	3.2%	0.7%	10.2%	0.7%	32.9%	0.2%	0.1%	1.8%	49.8%	36.6%
鎌ヶ谷市	6.5%	0.2%	2.1%	0.3%	0.3%	28.3%	0.0%	1.0%	38.7%	31.6%
関宿町	1.0%	15.3%	3.4%	1.1%	0.2%	0.1%	46.1%	0.3%	67.5%	8.8%
沼南町	6.6%	0.7%	12.1%	0.7%	2.0%	1.5%	0.1%	39.6%	63.3%	24.2%

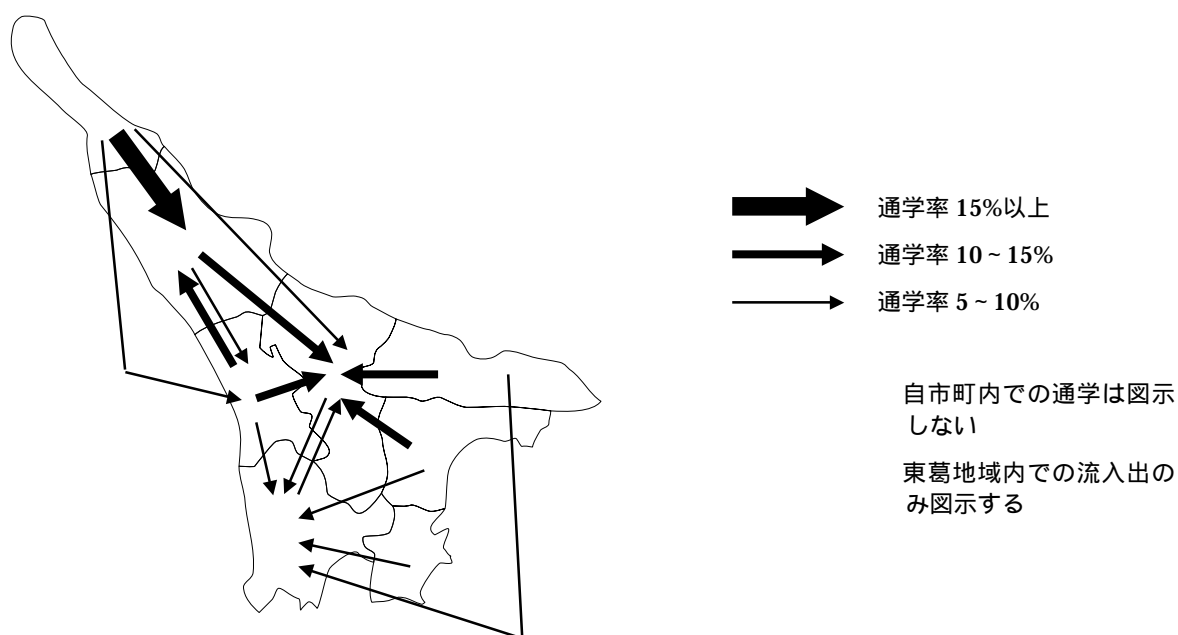
通勤率 = 当該市町から各市町村への通勤者数 / 当該地域に常住する就業者数（15歳以上）

出典：総務省「平成12年 国勢調査報告」（平成12年10月1日時点）より作成

イ) 通学(15歳以上)(平成12年国勢調査をもとに分析)

市町を超えた通学圏が形成されており、6市2町外へ通学する人も多くなっています。6市2町内では、松戸市、野田市、柏市、流山市を中心として、通学圏を形成しています。

東葛地域各市町の住民の通学動向



出典：総務省「平成12年 国勢調査報告」(平成12年10月1日時点)より作成

東葛地域各市町の住民の通学率

通学地 居住地	東葛地域の各市町(通学先)									東京都
	松戸市	野田市	柏市	流山市	我孫子市	鎌ヶ谷市	関宿町	沼南町	東葛合計	
松戸市	38.3%	0.8%	6.5%	2.1%	1.8%	0.9%	0.0%	0.7%	51.1%	28.1%
野田市	4.0%	36.6%	10.2%	6.1%	2.0%	0.6%	0.4%	0.7%	60.6%	18.6%
柏市	5.6%	4.1%	36.7%	3.1%	3.8%	1.2%	0.0%	2.2%	56.7%	25.9%
流山市	7.7%	11.0%	13.3%	22.3%	2.4%	0.5%	0.0%	0.6%	57.8%	24.0%
我孫子市	5.1%	1.2%	11.1%	2.9%	29.9%	0.9%	0.0%	1.4%	52.5%	26.0%
鎌ヶ谷市	7.6%	0.9%	4.8%	1.3%	1.1%	18.3%	0.0%	2.0%	36.0%	25.6%
関宿町	1.5%	22.2%	6.4%	7.7%	1.1%	0.0%	28.2%	0.2%	67.3%	10.6%
沼南町	7.5%	1.9%	14.8%	2.6%	4.3%	2.7%	0.0%	23.0%	56.8%	23.4%

通学率 = 当該市町から各市町村への通学者数 / 当該地域に常住する通学者数(15歳以上)

出典：総務省「平成12年 国勢調査報告」(平成12年10月1日時点)より作成

ウ) 購買活動 (平成 13 年度 千葉県商圏調査による)

千葉県商工労働部では、平成 13 年度に商圏調査を実施し、商業中心都市と商圏の整理を行っています。この調査では、衣料品[6 品目：呉服、紳士服、婦人服、子供・ベビー服、下着・実用衣類、寝具]に対する消費者の購買地をもとに、

「第 1 次商圏」 消費需要の 30%以上を吸引していると目される市町村

「第 2 次商圏」 同 10%以上 30%未満

「第 3 次商圏」 同 5%以上 10%未満

を設定し、また、商業中心性の高い市町村を、

「商業中心都市」 地元購買率 70%以上で外部 5 市町村以上からそれぞれ 10%以上を吸引している市町村、または、地元購買率 80%以上で外部 3 市町村以上からそれぞれ 10%以上を吸引している市町村

「準商業中心都市」地元購買率 60%以上で外部 2 市町村以上からそれぞれ 10%以上を吸引している市町村、または、地元購買率 70%以上で外部 1 市町村以上からそれぞれ、10%以上を吸引している市町村

「単独商圏都市」 地元購買率 60%以上で外部特定都市への流出率が 20%未満の市町村

として設定しています。

この方法により、県内は商業中心都市 8、準商業中心都市 6、単独商圏都市 7 に分類されています。6 市 2 町については、柏市が商業中心都市、松戸市・野田市が準商業中心都市、我孫子市が単独商圏都市となり、それぞれ商圏を形成しています。

6 市 2 町が関連する商圏の状況

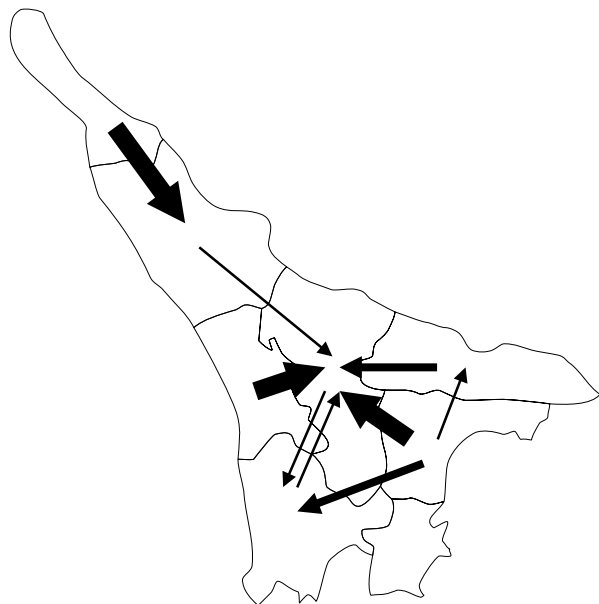
商圏	第一次商圏 (30%以上)		第二次商圏 (10~30%)		第三次商圏 (5~10%)	
	市町村	購買率	市町村	購買率	市町村	購買率
柏商圏 (商業中心都市)	柏市	80.7%	我孫子市	18.9%	野田市	9.9%
	沼南町	58.5%			松戸市	7.6%
	流山市	33.0%			白井市	6.8%
松戸商圏 (準商業中心都市)	松戸市	78.1%	沼南町	11.9%	柏市	7.5%
					市川市	6.0%
野田商圏 (準商業中心都市)	野田市	80.3%				
	関宿町	38.1%				
我孫子商圏 (単独商圏都市)	我孫子市	69.2%				
船橋商圏 (商業中心都市)	船橋市	80.1%	鎌ヶ谷市	29.4%	市川市	8.1%
			習志野市	16.6%	八千代市	7.3%
			白井市	12.8%		

出典：千葉県商工労働部「平成 13 年度 千葉県商圏調査報告書」(平成 14 年 3 月)より作成

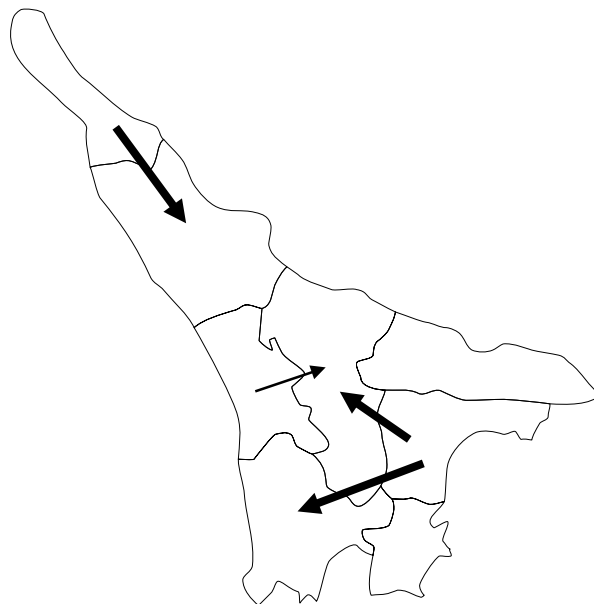
一方、これを 6 市 2 町に絞って整理すると、衣料品、食料品、飲食(外食)については、以下のとおりとなります。柏市や松戸市、野田市を中心に、6 市 2 町は密接なつながりがみられます。ただし、鎌ヶ谷市については、船橋市の商圏となっています。

## 東葛地域各市町の住民の購買動向

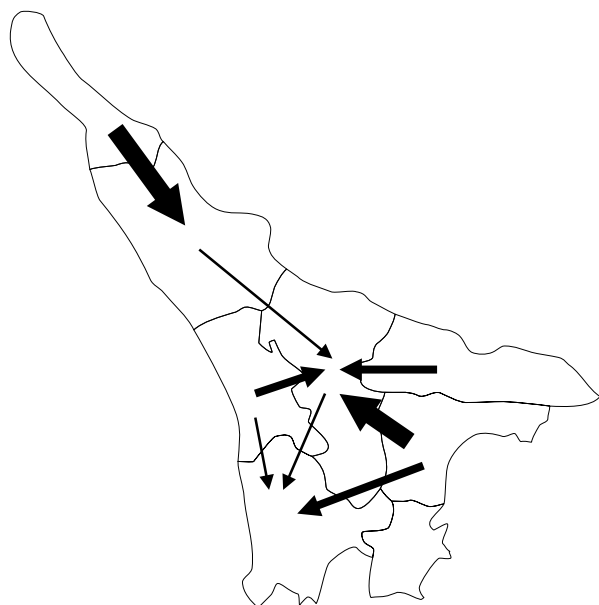
衣料品



食料品



飲食（外食）



自市町内での購買は図示しない

東葛地域内での流入出のみ図示する

購買率 = 当該市町から各市町村への購買者数 / 当該地域の購買者数(サンプル数)  
 出典：千葉県商工労働部「平成13年度 千葉県商圏調査報告書」(平成14年3月)より作成

## 東葛地域各市町の住民の購買率

### 衣料品

(%)

購買地域 居住地	東葛地域の各市町（購買先）									東京都
	松戸市	野田市	柏市	流山市	我孫子市	鎌ヶ谷市	関宿町	沼南町	東葛合計	
松戸市	78.1	0.2	7.6	3.1	0.2	0.0	0.0	0.2	89.4	4.7
野田市	0.5	80.3	9.9	0.3	0.0	0.0	0.0	0.0	91.0	3.7
柏市	7.5	0.9	80.7	1.2	2.8	0.0	0.0	0.1	93.2	4.1
流山市	4.9	1.6	33.0	50.4	0.2	0.0	0.0	0.1	90.2	6.7
我孫子市	0.2	0.1	18.9	0.2	69.2	0.0	0.0	0.2	88.8	4.6
鎌ヶ谷市	4.8	0.0	1.5	0.0	0.2	52.5	0.1	0.3	59.4	4.1
関宿町	0.0	38.1	1.5	0.1	0.0	0.0	26.7	0.1	66.5	3.4
沼南町	11.9	0.2	58.5	0.1	9.7	0.7	0.0	10.7	91.8	3.4

### 食料品

(%)

購買地域 居住地	東葛地域の各市町（購買先）									東京都
	松戸市	野田市	柏市	流山市	我孫子市	鎌ヶ谷市	関宿町	沼南町	東葛合計	
松戸市	94.2	0.2	1.1	0.9	0.1	0.0	0.0	0.1	96.6	0.2
野田市	0.0	98.3	0.6	0.2	0.0	0.0	0.2	0.0	99.3	0.2
柏市	4.3	0.3	88.7	4.3	1.9	0.0	0.0	0.3	99.8	0.0
流山市	3.0	0.3	7.0	89.3	0.0	0.0	0.0	0.0	99.6	0.1
我孫子市	0.0	0.0	1.2	0.4	95.3	0.6	0.0	0.2	97.7	0.2
鎌ヶ谷市	2.1	0.0	0.0	0.0	0.0	81.3	0.0	0.0	83.4	0.2
関宿町	0.0	10.8	0.0	0.0	0.0	0.0	67.7	0.0	78.5	0.0
沼南町	13.1	0.0	10.0	0.0	2.0	0.0	0.7	69.3	95.1	0.0

### 飲食（外食）

(%)

購買地域 居住地	東葛地域の各市町（購買先）									東京都
	松戸市	野田市	柏市	流山市	我孫子市	鎌ヶ谷市	関宿町	沼南町	東葛合計	
松戸市	86.7	0.2	3.7	2.1	0.0	0.7	0.0	0.2	93.6	1.4
野田市	0.3	88.4	6.6	0.9	0.0	0.0	0.0	0.0	96.2	0.3
柏市	5.9	1.1	85.4	3.8	1.1	0.0	0.0	0.3	97.6	1.1
流山市	5.1	1.7	29.8	61.2	0.3	0.0	0.0	0.0	98.1	1.4
我孫子市	0.9	0.0	11.5	0.0	72.8	0.0	0.0	1.3	86.5	3.4
鎌ヶ谷市	2.6	0.0	0.4	0.0	0.0	73.1	0.0	0.4	76.5	0.9
関宿町	0.0	61.2	0.0	0.0	0.0	0.0	9.0	0.0	70.2	2.2
沼南町	11.7	0.0	45.5	0.0	2.7	0.5	0.0	35.1	95.5	0.5

購買率 = 当該市町から各市町村への購買者数 / 当該地域の購買者数（サンプル数）  
 出典：千葉県商工労働部「平成13年度 千葉県商圏調査報告書」（平成14年3月）より作成

国・県の設定する広域的な圏域等

ア) 各種地域指定の状況

本地域においては、主要地域指定立法等による地域指定について、以下のような状況となっています。全市町とも、首都圏整備法の指定地域となっています。

主要な地域指定等の状況（関連するものを抜粋）（該当するものに 印）

市町名	首都圏整備法	業務核都市	テレトピア構想
松戸市			
野田市			
柏市			
流山市			
我孫子市			
鎌ヶ谷市			
関宿町			
沼南町			

「第5次首都圏基本計画」、県「市町村資料集」をもとに作成

イ) 県の設定する各種圏域（関連するものを抜粋）

県長期ビジョンでのゾーニング

県内を7ゾーンに区分しており、6市2町は同一のゾーンとなっています。

圏域名	圏域の範囲（市、町、村）
東葛飾北部ゾーン	松戸市、野田市、柏市、流山市、我孫子市、鎌ヶ谷市、関宿町、沼南町（6市2町）

資料：県資料

医療圏

圏域内において病院の入院医療までが概ね完結できる圏域として、県内を8ゾーンに区分しており、鎌ヶ谷市を除く5市2町は東葛北部医療圏、鎌ヶ谷市は東葛南部医療圏となっています。

圏域名	圏域の範囲（市、町、村）
東葛南部	市川市、船橋市、習志野市、八千代市、鎌ヶ谷市、浦安市（6市）
東葛北部	松戸市、野田市、柏市、流山市、我孫子市、関宿町、沼南町（5市2町）

資料：県資料

老人健康福祉圏

県内を8ゾーンに区分しており、鎌ヶ谷市を除く5市2町は東葛北部、鎌ヶ谷市は東葛南部となっています。

圏域名	圏域の範囲（市、町、村）
東葛南部	市川市、船橋市、習志野市、八千代市、鎌ヶ谷市、浦安市（6市）
東葛北部	松戸市、野田市、柏市、流山市、我孫子市、関宿町、沼南町（5市2町）

資料：県資料



### ごみ広域化計画圏域

ごみ処理の広域化計画については、県内を 22 圏域に区分しており、野田市と関宿町、鎌ヶ谷市と沼南町が、それぞれ複数の市町村に跨って圏域が設定されています。

圏域名	圏域の範囲（市、町、村）	
東葛飾北部	F	野田市、関宿町（1市1町）
	G	流山市（1市）
	H	松戸市（1市）
	I	柏市（1市）
	J	我孫子市（1市）
	K	鎌ヶ谷市、沼南町（1市1町）

資料：県資料

### 県立高校通学区域（普通科）

現在、県内は 12 学区に区分されており、松戸市を除く各市町は第 4 学区、松戸市は第 3 学区となっています。

学区名	圏域の範囲（市、町、村）
3 学区	市川市、松戸市、浦安市（3市）
4 学区	野田市、柏市、流山市、我孫子市、鎌ヶ谷市、関宿町、沼南町（5市2町）

資料：県資料

### 都市計画区域

6 市 2 町は、市町ごとに都市計画区域が設定されています。

### 主な行政機関の所管区域等

ア) 国の主な機関等（市町ごとに所管がわかれているものから主なものを抜粋）

#### 税務署

松戸市・流山市・鎌ヶ谷市は松戸税務署、野田市・柏市・我孫子市・関宿町・沼南町は柏税務署の所管となっています。

税務署名（所在市町名）	所管区域等（市、町、村）
松戸税務署（松戸市）	松戸市、流山市、鎌ヶ谷市（3市）
柏税務署（柏市）	野田市、柏市、我孫子市、関宿町、沼南町（3市2町）

資料：国税庁資料

### 地方裁判所・家庭裁判所、簡易裁判所

6 市 2 町とも、地方裁判所・家庭裁判所は松戸支部、簡易裁判所は松戸簡易裁判所の所轄となっています。

裁判所名（所在市町名）	所管区域等（市、町、村）
【地裁・家裁】 松戸支部（松戸市）	松戸市、野田市、柏市、流山市、我孫子市、鎌ヶ谷市、関宿町、沼南町（6市2町）
【簡易裁判所】 松戸簡易裁判所（松戸市）	松戸市、野田市、柏市、流山市、我孫子市、鎌ヶ谷市、関宿町、沼南町（6市2町）

資料：法務省資料

## イ) 県の主な機関等

### 支庁

県内には10支庁設置されており、6市2町は市川市、船橋市、浦安市とともに東葛飾支庁の所管となっています。

支 庁	所管区域等（市、町、村）
東葛飾支庁	市川市、船橋市、松戸市、野田市、柏市、流山市、我孫子市、鎌ヶ谷市、浦安市、関宿町、沼南町（9市2町）

資料：県資料

### 都市計画事務所

県内には4事務所設置されており、6市2町は東葛飾都市計画事務所の所管となっています。

都市計画事務所名	所管区域等（市、町、村）
東葛飾都市計画事務所	松戸市、野田市、柏市、流山市、我孫子市、鎌ヶ谷市、関宿町、沼南町（6市2町）

資料：県資料

### 土木事務所

県内には16事務所設置されており、6市2町は東葛飾土木事務所の所管となっています。

土木事務所名	所管区域等（市、町、村）
東葛飾土木事務所	松戸市、野田市、柏市、流山市、我孫子市、鎌ヶ谷市、関宿町、沼南町（6市2町）

資料：県資料

### 土地改良事務所

県内には10事務所設置されており、6市2町は市川市、浦安市、印西市、白井市、本埜村とともに柏土地改良事務所の所管となっています。

土地改良事務所名	所管区域等（市、町、村）
柏土地改良事務所	市川市、松戸市、野田市、柏市、流山市、我孫子市、鎌ヶ谷市、浦安市、印西市（一部）、白井市（一部）、関宿町、沼南町、本埜村（一部）（10市2町1村）

資料：県資料

## 保健所

平成 14 年度時点では、県内には 16 所設置（うち、千葉市は市で設置）されており、松戸市は松戸保健所、柏市・流山市・我孫子市・沼南町は柏保健所、野田市・関宿町は野田保健所、鎌ヶ谷市は船橋保健所（平成 15 年 4 月以降は習志野保健所）の所管となっています。

保健所	所管区域等（市、町、村）
松戸保健所	松戸市（1 市）
柏保健所	柏市、流山市、我孫子市、沼南町（3 市 1 町）
野田保健所	野田市、関宿町（1 市 1 町）
船橋保健所 （平成15年3月まで）	船橋市、鎌ヶ谷市（2 市） 平成15年4月1日以降、船橋市が中核市へ移行し、保健所を独自に設置することとなり、鎌ヶ谷市は習志野保健所管内となる。
習志野保健所	習志野市、八千代市、（鎌ヶ谷市） 平成15年4月1日、鎌ヶ谷市が所管区域となる。

資料：県資料

## 警察署

県内には 41 署設置されており、野田市と関宿町は野田警察署、柏市と沼南町は柏警察署の所轄であり、流山市、我孫子市、野田市は各市ごとに 1 署、松戸市は 2 署となっています。

警察署	所管区域等（市、町、村）
鎌ヶ谷警察署	鎌ヶ谷市（1 市）
松戸警察署 松戸東警察署	松戸市（1 市内に 2 署）
野田警察署	野田市、関宿町（1 市 1 町）
柏警察署	柏市、沼南町（1 市 1 町）
流山警察署	流山市（1 市）
我孫子警察署	我孫子市（1 市）

資料：県資料

その他の圏域等

ア) 選挙区 (県・国政選挙で、かつ市町ごとに選挙区がわかれているもの)

県議会議員選挙区

選挙区	圏域の範囲 (市、町、村)
松戸市選挙区	松戸市
野田市・関宿町選挙区	野田市、関宿町 (1市1町)
柏市選挙区	柏市
流山市選挙区	流山市
我孫子市選挙区	我孫子市
鎌ヶ谷市選挙区	鎌ヶ谷市
東葛飾郡選挙区	沼南町 (1町)

衆議院小選挙区 (改定後)

選挙区	圏域の範囲 (市、町、村)
千葉第6区	市川市 (一部) 松戸市 (一部)
千葉第7区	松戸市 (一部) 野田市、流山市、関宿町
千葉第8区	柏市、我孫子市
千葉第13区	鎌ヶ谷市、印西市、白井市、富里市、沼南町、印旛郡町村

イ) 農協

農協	圏域の範囲 (市、町、村)
ちば県北	野田市、関宿町
流山市	流山市
柏市	柏市 (一部)
田中	柏市 (一部)
東葛ふたば	柏市 (一部) 我孫子市、沼南町
千葉小金	松戸市 (一部)
松戸市	松戸市 (一部) 鎌ヶ谷市

ウ) 商工会議所・商工会

商工会議所・商工会	圏域の範囲 (市、町、村)
松戸商工会議所	松戸市
野田商工会議所	野田市
柏商工会議所	柏市
流山市商工会	流山市
我孫子市商工会	我孫子市
鎌ヶ谷市商工会	鎌ヶ谷市
関宿町商工会	関宿町
沼南町商工会	沼南町

エ) 医師会

医師会	圏域の範囲 (市、町、村)
松戸市医師会	松戸市
野田市関宿町医師会	野田市、関宿町
柏地区医師会	柏市、沼南町
流山市医師会	流山市
我孫子市医師会	我孫子市
鎌ヶ谷市	鎌ヶ谷市

### 3) 主要財政指標等の状況(平成13年度決算)

#### 歳入・歳出

歳入の状況については、額で見ると各市町に大きな差があります。内訳をみると、用途が特定されず、どのような経費にも使用することができる「一般財源」は、各市町とも歳入総額の70%程度となっています。また、地方債の比率は6~13%程度となっています。

歳入の状況(平成13年度決算) (単位:億円)

	歳入総額	一般財源計	(うち)		国庫支出金	県支出金	地方債	その他の歳入
			市町村税	地方交付税				
松戸市	1,158.6 100.0%	834.9 72.1%	651.5 56.2%	75.3 6.5%	96.0 8.3%	37.8 3.3%	64.5 5.6%	125.5 10.8%
野田市	325.6 100.0%	230.3 70.7%	181.2 55.7%	17.4 5.3%	22.0 6.8%	10.8 3.3%	19.3 5.9%	43.2 13.3%
柏市	927.1 100.0%	614.4 66.3%	505.4 54.5%	28.1 3.0%	75.9 8.2%	21.7 2.3%	101.4 10.9%	113.7 12.3%
流山市	376.0 100.0%	271.3 72.2%	200.0 53.2%	37.0 9.8%	22.1 5.9%	11.0 2.9%	39.7 10.6%	31.9 8.5%
我孫子市	328.0 100.0%	237.9 72.5%	180.1 54.9%	27.1 8.3%	16.4 5.0%	10.9 3.3%	25.9 7.9%	37.1 11.3%
鎌ヶ谷市	269.2 100.0%	181.9 67.6%	120.8 44.9%	40.5 15.1%	16.2 6.0%	7.4 2.7%	29.9 11.1%	33.8 12.6%
関宿町	94.9 100.0%	62.4 65.7%	27.2 28.6%	29.2 30.7%	6.7 7.1%	2.9 3.1%	12.4 13.0%	10.6 11.1%
沼南町	136.3 100.0%	91.8 67.3%	61.0 44.8%	18.8 13.8%	6.8 5.0%	5.8 4.2%	12.2 9.0%	19.7 14.5%

各市町の上段は決算額、下段は歳入総額に占める構成比

歳出の状況について性質別の内訳をみると、人件費は24~31%程度、公債費は9~14%程度、普通建設事業費は11~24%程度となっています。

性質別歳出の状況(平成13年度決算) (単位:億円)

	歳出総額	人件費	扶助費	公債費	物件費	維持補修費	補助費等	普通建設事業費	その他の歳出
松戸市	1,121.5 100.0%	304.6 27.2%	126.0 11.2%	155.2 13.8%	175.6 15.7%	16.9 1.5%	65.1 5.8%	125.9 11.2%	152.2 13.6%
野田市	310.4 100.0%	88.4 28.5%	26.8 8.6%	32.6 10.5%	53.6 17.3%	2.3 0.7%	8.4 2.7%	62.1 20.0%	36.2 11.7%
柏市	891.2 100.0%	215.5 24.2%	66.1 7.4%	103.6 11.6%	133.1 14.9%	9.6 1.1%	41.8 4.7%	211.6 23.7%	109.9 12.3%
流山市	359.5 100.0%	102.3 28.4%	26.5 7.4%	49.4 13.7%	59.5 16.6%	5.9 1.6%	16.1 4.5%	61.6 17.1%	38.3 10.6%
我孫子市	311.4 100.0%	97.3 31.2%	21.4 6.9%	29.0 9.3%	53.7 17.3%	2.6 0.8%	14.8 4.8%	63.2 20.3%	29.4 9.4%
鎌ヶ谷市	259.6 100.0%	72.2 27.8%	21.1 8.1%	23.5 9.0%	31.4 12.1%	2.5 1.0%	23.8 9.2%	59.3 22.8%	25.7 9.9%
関宿町	93.1 100.0%	25.1 27.0%	2.3 2.5%	8.9 9.6%	16.4 17.6%	0.2 0.2%	5.9 6.4%	21.8 23.4%	12.5 13.4%
沼南町	131.3 100.0%	35.2 26.8%	4.6 3.5%	15.3 11.7%	17.8 13.6%	1.9 1.4%	13.6 10.4%	28.5 21.7%	14.4 11.0%

各市町の上段は決算額、下段は歳出総額に占める構成比

## 主要な財政指標

主要な財政指標について、平成 13 年度決算の状況を見ると、市町間で若干の差は見られます。

主要な財政指標の状況（平成 13 年度決算）

	経常収支比率	公債費負担比率	起債制限比率	財政力指数 (3年度平均)
松戸市	86.4	16.5	12.6	0.865
野田市	79.6	12.2	8.9	0.892
柏市	83.7	15.0	11.8	0.930
流山市	86.1	15.8	11.0	0.815
我孫子市	86.2	10.9	8.1	0.848
鎌ヶ谷市	84.8	11.2	9.9	0.728
関宿町	88.3	12.6	8.8	0.465
沼南町	84.1	14.1	11.0	0.745

### 【用語説明】

経常収支比率：人件費、扶助費、公債費等の義務的性格の経常経費に、地方税、地方交付税を中心とする経常的な一般財源がどの程度充当されているのかを見ることにより、財政構造の弾力性を判断するための指標。一般的には、70～80%が妥当とされており、80%を著しく超えると弾力性を失いつつあると考えられます。

公債費負担比率：公債費に充当された一般財源の一般財源総額に対する割合で、この比率が高いほど財政運営の硬直性の高まりを示しています。一般的には、財政運営上、15%が警戒ライン、20%が危険ラインとされています。

起債制限比率：地方債の許可制限に係る指標として地方債許可方針に規定されたものであり、この比率が20%以上の団体に対しては、一定の地方債の制限が行われます。

財政力指数：市町村の財政力の強弱を示す指標で、想定される必要な行政需要に対し、想定される収入がどの程度かを表します。数値が大きくなるほど財政力は強いということになり、財政力指数が1を超えると、普通交付税の不交付団体となります。

## 地方債残高・債務負担行為額、および基金残高の状況

それぞれについて、各市町の状況を見ると、以下のとおりとなります。

平成 13 年度末の地方債現在高及び債務負担行為額、および基金残高の状況

	地方債残高（千円）		債務負担行為額（千円）		基金残高（千円）	
		人口一人あたり	（翌年度以降 支出予定額）	人口一人あたり	（積立金現在高）	人口一人あたり
松戸市	124,778,478	268.4	11,102,742	23.9	5,297,095	11.4
野田市	26,840,747	223.8	12,757,866	106.4	4,331,875	36.1
柏市	106,153,601	323.8	39,083,675	119.2	11,231,694	34.3
流山市	34,735,020	230.8	2,485,114	16.5	11,649,647	77.4
我孫子市	21,819,300	170.8	2,807,815	22.0	3,408,000	26.7
鎌ヶ谷市	20,617,745	201.0	3,436,028	33.5	2,871,331	28.0
関宿町	10,559,837	337.6	1,962,455	62.7	920,375	29.4
沼南町	13,367,412	291.1	1,732,749	37.7	1,017,091	22.1

人口一人あたりの算定に用いた人口は平成 12 年国勢調査人口

### 【用語説明】

地方債残高：一言で言うと各市町の借金の残高を表します。もちろん、様々な事業を実施していくためには起債して事業を行うことが不可欠であり、一概に地方債残高が多いことは好ましくないとは言えない面もありますが、その残高が今後の財政に与える影響は大きい

と言えます。

債務負担行為：市町等が大規模な建設事業等の際し、複数年度にわたって支出を行う場合の債務のことを言います。

基金残高：一言で言うと各市町の貯金の残高を表します。ここでは積立金を指します。積立金は、目的を特定しない財政調整基金や、特定の目的のための基金などがありますが、それらを合計して整理しています。

## 税収の状況

市町村税の徴収状況について、平成13年度決算の状況を見ると、以下のとおりとなります。なお、目的税について、沼南町は平成14年度から都市計画税を課税しています。

なお、仮に6市2町で合併した場合、人口137万人の市となるため、市町村民税個人均等割の標準税率の上昇や、事業所税の新たな賦課等が行われるほか、様々な調整等が行われるため、経済情勢が平成13年度と同一と仮定しても、税収の状況は大きく変化することが予想されます。

市町村税の徴収状況（平成13年度決算）（単位：千円）

	総額 (普通税 + 目的税)	普通税					目的税
		市町村民税	固定資産税	軽自動車税	市町村たばこ税	その他	
松戸市	65,148,050 100.0%	33,904,229 52.0%	22,849,998 35.1%	173,901 0.3%	2,749,148 4.2%	120,334 0.2%	5,350,440 8.2%
野田市	18,120,141 100.0%	7,746,845 42.8%	8,027,434 44.3%	98,164 0.5%	1,239,720 6.8%	124,185 0.7%	883,793 4.9%
柏市	50,543,975 100.0%	25,122,071 49.7%	18,208,378 36.0%	138,597 0.3%	1,730,304 3.4%	8,775 0.0%	5,335,850 10.6%
流山市	20,002,840 100.0%	10,583,926 52.9%	6,925,617 34.6%	66,680 0.3%	694,977 3.5%	5,565 0.0%	1,726,075 8.6%
我孫子市	18,005,820 100.0%	9,310,748 51.7%	6,545,105 36.3%	58,065 0.3%	544,211 3.0%	7,185 0.0%	1,540,506 8.6%
鎌ヶ谷市	12,075,369 100.0%	5,790,222 48.0%	4,269,789 35.4%	51,098 0.4%	902,880 7.5%	33,532 0.3%	1,027,848 8.5%
関宿町	2,717,933 100.0%	1,139,704 41.9%	1,273,970 46.9%	40,040 1.5%	180,535 6.6%	0 0.0%	83,684 3.1%
沼南町	6,103,492 100.0%	3,007,743 49.3%	2,785,544 45.6%	36,794 0.6%	264,968 4.3%	8,443 0.1%	0 0.0%

上段は額、下段は各市町の総額に占める種類別比率  
普通税のその他には、鉱産税、特別土地保有税が該当する。

#### 4) 主な税金、使用料・手数料等の状況

各市町が課している税金、使用料・手数料等のうち、主なものについて6市2町の状況を比較すると次ページの様になります。

なお、こうした住民負担のうち、特に使用料・手数料等については、各市町で行政サービスの内容も異なるものもあるため、一概に金額のみでは比較できない面もあります。



6市2町の主な税金、使用料・手数料等

主な地方税（平成14年4月時点）

		松戸市	野田市	柏市	流山市	我孫子市	鎌ヶ谷市	関宿町	沼南町
個人市町村民税	所得割	標準税率	標準税率	標準税率	標準税率	標準税率	標準税率	平 15.6.6 野田市と合併予定	標準税率
	均等割	2,500円	2,500円	2,500円	2,500円	2,500円	2,500円		2,000円
法人市町村民税	税割	不均一	14.7%	不均一	14.7%	不均一	14.7%		12.3%
	均等割	標準税率	標準税率×1.2	標準税率	標準税率	標準税率	標準税率		標準税率
固定資産税		1.4%	1.4%	1.4%	1.4%	1.4%	1.4%		1.4%
軽自動車税		標準税率	標準税率	標準税率	標準税率	標準税率	標準税率		標準税率
鉦産税		なし	標準税率	なし	なし	なし	なし		なし
市町村たばこ税		標準税率	標準税率	標準税率	標準税率	標準税率	標準税率		標準税率
特別土地 保有税	保有分	標準税率	標準税率	標準税率	標準税率	標準税率	標準税率		標準税率
	取得分	標準税率	標準税率	標準税率	標準税率	標準税率	標準税率		標準税率
入湯税【目的税】		なし	標準税率	標準税率	なし	なし	なし	なし	
事業所税【目的税】		標準税率	なし	標準税率	なし	なし	なし	なし	
都市計画税【目的税】		0.23%	0.2%	0.3%	0.3%	0.3%	0.3%	0.3%	

国民健康保険料・税（平成14年4月時点）

		松戸市	野田市	柏市	流山市	我孫子市	鎌ヶ谷市	関宿町	沼南町
料・税の別		料	税	料	料	税	料	平 15.6.6 野田市と合併予定	税
料率・税率 (医療分)	所得割 9.10% 均等割 21,500円 平等割 13,200円	所得割 7.4% 資産割 30.00% 均等割 17,500円 平等割 19,000円	所得割 7.86% 均等割 14,700円 平等割 12,000円	所得割 8.0% 均等割 19,200円 平等割 15,600円	所得割 7.4% 資産割 15.00% 均等割 16,800円 平等割 12,000円	所得割 8.5% 均等割 17,000円 平等割 18,000円	所得割 7.90% 資産割 35.70% 均等割 18,500円 平等割 17,000円		

介護保険料（平成15年度からの予定額）

		松戸市	野田市	柏市	流山市	我孫子市	鎌ヶ谷市	関宿町	沼南町
介護保険料基準額 (1ヶ月あたり換算)		2,820円	2,767円	2,800円	2,889円	2,658円	3,100円	平 15.6.6 野田市と合併予定	2,700円

徴収に際し、月額換算しないケースもあります（例：我孫子市は31,900円/年を10回にわけて徴収）

使用料・手数料等（平成 14 年 4 月時点）

	松戸市	野田市	柏市	流山市	我孫子市	鎌ヶ谷市	関宿町	沼南町
保育所 保護者負担金 前年の所得税課税額 が 65 万円の場合 3 歳児が 1 人のみ入所 した場合 月額	30,000 円	24,100 円	27,600 円	27,400 円	25,900 円	28,400 円	平 15.6.6 野田市と合併予定	27,250 円
水道料 家庭用口径 20mm 管 で、月 20m <sup>3</sup> 使用した 場合の料金 メーター使用料含む 消費税は除く	大半が県水道局 給水区域	3,150 円	2,840 円	1,400 円	2,830 円	全域が県水道局 給水区域		3,650 円
戸籍関連手数料	戸籍謄（抄）本 450 円（1 通）	戸籍謄（抄）本 450 円（1 通）	戸籍謄（抄）本 450 円（1 通）	戸籍謄（抄）本 450 円（1 通）	戸籍謄（抄）本 450 円（1 通）	戸籍謄（抄）本 450 円（1 通）		戸籍謄（抄）本 450 円（1 通）
住民票関連手数料	住民票の写し交付 300 円（1 通） 除住民票の写し交付 400 円（1 通）	住民票の写し交付 300 円（1 通） 除住民票の写し交付 300 円（1 通）	住民票の写し交付 300 円（1 通） 除住民票の写し交付 300 円（1 通）	住民票の写し交付 300 円（1 通） 除住民票の写し交付 300 円（1 通）	住民票の写し交付 200 円（1 通） 除住民票の写し交付 200 円（1 通）	住民票の写し交付 200 円（1 通） 除住民票の写し交付 200 円（1 通）		住民票の写し交付 300 円（1 通） 除住民票の写し交付 300 円（1 通）
外国人登録関連手数料	外国人登録の証明 300 円（1 件）	外国人登録の証明 300 円（1 件）	外国人登録の証明 300 円（1 通）	外国人登録の証明 300 円（1 通）	外国人登録の証明 200 円（1 通）	外国人登録の証明 200 円（1 通）		外国人登録の証明 300 円（1 通）
印鑑証明関連手数料	印鑑登録 400 円（1 件） 証明書交付 300 円（1 通）	印鑑登録 300 円（1 件） 証明書交付 300 円（1 件）	印鑑登録 300 円（1 通） 証明書交付 300 円（1 通）	印鑑登録 300 円（1 件） 証明書交付 300 円（1 通）	印鑑登録 200 円（1 件） 証明書交付 200 円（1 通）	印鑑登録 200 円（1 件） 証明書交付 200 円（1 通）		印鑑登録 300 円（1 件） 証明書交付 300 円（1 通）

## 第3章 東葛地域における広域的なまちづくりに係る検討

### (1) 広域的なまちづくりの課題整理

#### 1) 社会経済情勢の変化等に伴い市町が直面する課題

大都市部に位置する本地域の市町を取り巻く社会経済情勢は、近年大きく変化しており、また様々な課題が複雑に絡み合いながら、不透明感の強い状況を生みだしています。

こうした中で、社会経済情勢と本地域の市町の課題について、特に重要と思われる点を概括的に整理すると、以下のようになります。

#### 少子化・高齢化の進展と、それに伴う地域社会の変容

##### 【課題の概要】

日本では、少子化・高齢化の進展が顕著となっています。本地域では、現在の高齢化率はさほど高くありませんが、住民の年齢別人口構成をみると、「団塊の世代」と呼ばれる50歳代の住民が高い比率を占めており、近い将来、急速に高齢化が進展することが予想されます。一方、少子化については、様々な要因が絡んで出生率の低下を招いていることが原因とされています。

少子化・高齢化の進展は、人口構造が大きく変化することを意味しており、住民生活の面では家族や地域社会のあり方に関わる様々な課題を引き起こし、地域経済の面では労働力人口の減少と高齢者雇用のあり方の問題などが課題となります。さらに、社会保障の負担増大や行政の関連支出増大にもつながります。

##### 【求められる対応(例示)】

人口構成のバランスをとるため、若い「子育て世代」の住民が住みやすいまちづくりの推進

福祉施策の充実

働きたい高齢者に対する就労支援

多様なコミュニティ活動に対する支援

NPOや各種団体、企業等も含めた、住民と行政の協働

#### 環境共生型社会への転換

##### 【課題の概要】

地球温暖化などの地球レベルでの環境問題から、水と緑の保全、リサイクルの推進といった身近な課題に至るまで、環境との共生が強く求められる時代となっています。これらへの対応を怠ることは、地域での快適な暮らしの喪失につながります。

本地域は大都市圏に位置しながら、水と緑に囲まれた豊かな環境を有しており、その特性をいかしたまちづくりが必要となっています。

また、環境問題は、単独の自治体のみによる取り組みでは効果が小さく、地域全体、大都市圏全体で取り組んでいくことが必要となっています。

**【求められる対応（例示）】**

廃棄物対策や資源リサイクルの充実を図り、循環型社会を総合的に形成  
廃棄物の不法投棄等に対する対応  
地域一体となった、身近な水と緑の保全推進  
総合的な交通対策の推進等による地球温暖化対策の推進

生活様式（ライフスタイル）や価値観の多様化

**【課題の概要】**

生活のあらゆる局面において、生活様式や価値観の多様化、個性化が進んでいます。この傾向そのものは課題ではありませんが、同じ地域の中で多様な人びとが生活することにより、様々な課題が発生することが予想されます。

一方、行政としては、住民、NPO、事業者等と連携しながら、多様化する行政ニーズへの対応を進めていくことが課題となっています。

**【求められる対応（例示）】**

多様な価値観等に基づいた生き方が可能となる、選択肢が多く、自由度の高い社会づくり  
多様性を活かしながらも秩序を維持するまちづくり

国際化の進展と産業構造の変化

**【課題の概要】**

国際化が進展し、本地域においても様々な交流が行われています。また、情報化の進展は、それをさらに加速させています。

一方、国際化は、製造業や農業などの産業の大規模な転換につながっており、国全体で、日本の特性を活かした産業の育成が進められています。本地域においては、産官学の連携等の新たな取り組みが進む一方で、製造業の業績不振など、地域経済への影響も出ています。

**【求められる対応（例示）】**

国際社会にはばたく人材の育成  
外国人に対する行政サービスの充実  
産官学連携、企業間連携等による国際競争力のある産業育成  
地域情報化の推進  
国内外への情報発信力の強化

保健福祉制度改革、教育制度改革、農政改革など、各種制度改革への対応

**【課題の概要】**

本節の他の項目にあるような社会経済情勢の中で、近年、国は、様々な分野で従来の制度からの大規模な転換を行っています。

こうした改革は、行政のみならず、住民や事業者、各種団体等にも密接に関わることであり、地域社会が一体となって対応を図っていく必要があります。

【求められる対応（例示）】

国の制度改革に対応した各種施策の充実  
住民、NPO、事業者等との協働の推進

高度成長期に整備された住宅や公共施設・社会基盤等の維持更新

【課題の概要】

本地域は昭和 40 年代から平成のはじめにかけて急激に都市化が進んだ地域であり、築後数十年を経た老朽化した住宅、公共施設等が数多く存在します。また、橋りょう等の社会基盤についても、整備後に相当程度年月を経たものがあります。

こうしたものについては、今後、建て替え等の更新が必要不可欠のものとなることが予想されます。住宅については、建て替えを機に住民が地域外へ転居することが想定され、地域活力の低下等につながる懸念されます。一方、公共施設や社会基盤等については、建て替え等が行政に多額の財政負担を強いることとなります。

【求められる対応（例示）】

総合的な定住化施策の推進  
公共施設の効率的利用の実施  
公共施設の整備に際し、PFI などの整備手法の導入検討

地方分権の進展への対応と、都市の個性を競う都市間競争への対応

【課題の概要】

平成 12 年に地方分権一括法が施行され、地方分権の進展が本格化してきています。財源移譲の問題等の指摘もなされていますが、地域のことは地域で責任を持って実行するという、住民や、基礎的自治体である市町村が主役のまちづくりが行いやすくなるという点では、これまで以上に独自性を活かしたまちづくりが行えることとなります。

従来、我が国においては「大都市部と地方部の格差」が問題となってきましたが、これからは、同じ大都市部内においても、各都市が個性を競い、特色ある施策を展開する時代となり、必要な部分では連携しながらも競争も行い、切磋琢磨する時代となることが予想されます。

なお、「都市」については、その「適正規模」について様々な議論があるところですが、行政面では、施策分野やその内容ごとに、取り組みを行いやすい単位は異なるという見方があります。よりの確な単位での取り組みを推進することが、今後とも課題となっています。

【求められる対応（例示）】

分権型社会に対応した、行政能力の一層の向上  
自立性の高いまちづくりの推進  
個性をいかしたまちづくりの推進  
地域における連携の推進

## 厳しい財政状況への対応

### 【課題の概要】

現在、我が国は経済の低成長期となっています。こうした要因等を背景に、現在、国、地方自治体ともに、財政が極めて厳しい状況となっており、構造改革を推進する大きな要因となっています。

本地域の各市町は、全国的にみると財政は良い状況にありますが、今後、税収の大幅な増加が見込みづらいなか、高齢化の進展や公共施設等の更新等により、様々な歳出の増加が予想されており、財政のより一層の健全化が課題となっています。

### 【求められる対応（例示）】

行財政改革の推進

地域経済の活性化施策の推進

## 2) 各市町それぞれの地域課題

現在、6市2町においては、それぞれ以下のような特記すべき地域課題を抱えています。なお、これらは本調査に取り組んだ各市町がそれぞれ作成したのですが、オブザーバー参加である野田市、関宿町については、野田市・関宿町新市建設計画の中から、関連する内容を抜粋して整理しています。

また、ここでは、1)で整理した一般的な課題や、3)で整理する広域的に取り組むべき課題は除いて整理を行っています。

概ね各市町とも、以下のような課題を共通して挙げています。

少子化・高齢化社会へ対応したソフト・ハード面の整備  
市街地や郊外部における面的整備の推進  
道路整備の推進  
など

各市町の考える「主として市町単独の地域課題」

	松戸市	柏市	流山市	我孫子市	鎌ヶ谷市	沼南町	参考 野田市・関宿町新市建設計画
主として市町単独の地域課題	<p>公共施設整備の推進(小中学校耐震改修など) 市街地等の再整備の推進(松戸市21世紀の森と広場整備事業、中心市街地活性化事業など) 道路の整備(都市計画道路の整備、外かく環状道路の供用についてなど) 松戸市立病院の整備 河川等治水施設の整備</p>	<p>市民主体まちづくりへの転換(市民参加の促進と情報公開の推進、など) 様々な交流による個性あるまちの実現(「スポーツによるまちづくり」の推進など) 活気と賑わいに満ちたまちの実現(柏駅周辺など拠点機能の整備、北部・南部地域整備) 豊かな自然と共生するまちの実現 ひとにやさしいまちの実現(総合的な医療・福祉体制の構築、子育て支援体制の整備)</p>	<p>つくばエクスプレス沿線整備 江戸川新橋の建設促進 新川耕地の有効活用 公共施設の耐震化 NPO等市民活動の推進</p>	<p>中心拠点・地区拠点の形成 自然環境の保全・創出 治水対策 区画整理事業の早期完了 農業振興 子育て世代の定住化 地域内移動手段の仕組みづくり 交通のバリアフリー化 創業者支援 コミュニティビジネスによる地域の活性化 シニア世代がまちづくりに活躍する環境づくり</p>	<p>鎌ヶ谷の個性・魅力を引き出した地域づくりの推進 21世紀の豊かな暮らしを支える都市基盤の整備(道路、都市公園、上下水道等、都市基盤整備) 少子・高齢化に対応した社会システムの構築 環境負荷の少ない環境優先型社会の実現 価値観・ライフスタイルが多様化した市民ニーズへの対応</p>	<p>市街地整備の推進(沼南町中央地区の整備、東武高柳駅周辺整備など) 道路混雑の解消(主要地方道船橋・我孫子線) 町東部地域の活性化 下水道事業の推進(幹線整備事業)</p>	<p>【新市まちづくりの考え方】 市民参加によるまちづくり 両市町の総合計画を継承したまちづくり 新市の一体性の醸成及び均衡ある発展に資するまちづくり 行財政運営の効率化によるまちづくり</p>

野田市、関宿町については、野田市・関宿町新市建設計画の中から「新市のまちづくりの考え方」の記述を抜粋しています。これは、平成15年6月に合併する両市町にとって、最も重要な地域課題は、「新市のまちづくりを行うこと」であるためです。

### 3) 広域的に取り組むべき地域課題

現在、6市2町はそれぞれ、以下のような地域課題について、広域的に取り組む必要があると考えています。なお、本調査へオブザーバー参加している野田市、関宿町については、野田市・関宿町新市建設計画の中から、関連する内容を抜粋して整理しています。

概ね各市町とも、以下のような課題を共通して挙げています。

鉄道の整備  
環境問題への対応  
など

なお、これらの中には、6市2町全域により広域的に取り組むべきものと、特定課題について関係市町のみが広域的に取り組むべきものの双方が含まれています。



各市町の考える「主として広域的に取り組むべき地域課題」

		松戸市	柏市	流山市	我孫子市	鎌ヶ谷市	沼南町	参考 野田市・関宿町新市建設計画
主として広域的に取り組むべき地域課題	医療	国保松戸市立病院 小児医療及び救命 救急医療に係る補助 に係る施策		高度専門医療機関 の誘致	総合的な医療体制 の整備			「県事業の推進」と して 道路網の整備
	鉄道	東京11号線の松戸 延伸と県北西部 延伸 常磐線の東京駅乗 入れ 成田新高速鉄道	広域交通の充実(鉄 道網の整備促進・輸 送力増強)	つくばエクスプレ ス建設の促進	JR成田線の複線 化・利便性の向上	東京10号線の延 伸	東京10号線およ び11号線の延伸	
	道路		広域交通の充実(千 葉柏道路の整備促 進)		都市間道路の整備 栄橋の混雑緩和	国道464号線の交 通渋滞 船橋我孫子線の交 通渋滞	都市間道路の整備 国道16号混雑解 消(千葉柏道路)	
	基盤整備		広域的、一体的な都 市基盤整備		手賀沼の調整池機 能の保全 防災対策の連携強 化			
	環境	首都圏における樹 林地の相続税軽減	広域的な環境問題 への取り組み 清掃工場関連	準用河川神明堀の 整備	手賀沼の水質浄化 地球温暖化対策	大津川の整備 廃棄物処理	手賀沼の水質浄化 手賀沼周辺斜面緑 地の保全	
	施設利用		住民生活の利便性 の向上(市民生活、 教育分野など)	公共施設の相互利 用	公共施設の相互利 用			
	拠点性向上		国内外の諸地域と の地域間競争への 対応	業務核都市の位置 付けに向けた取り 組み		柏駅～松戸駅～新 鎌ヶ谷駅の(鉄道) 軸を活用した都市 軸構想の検討		

野田市、関宿町については、野田市・関宿町新市建設計画の中から、広域的に取り組むことを想定した記述を抜粋しています。ただし、野田市総合計画、関宿町総合計画等には、上記のほか、広域的に取り組むことを想定した記述(鉄道の整備など)もあります。

#### 4) 東葛飾地域における広域行政の取り組み状況

「広域行政」とは、単独の市町村では課題解決が困難な場合や、周辺自治体と連携をとって検討すべき施策がある場合等において、市町村や都道府県が連携して、広域的な観点から行政を行うことを指します。この中には、共同して事務を処理する一部事務組合や広域連合、事務協議会といったものや、事務の委託など、直接的に住民サービスに係わるものから、意見交換などを行う場といった比較的緩やかな関わりのもので、様々なものがあります。

なお、県内の他地域では、「夷隅郡市」「安房郡市」などの単位で「広域行政圏」という、広域行政を総合的に推進するための枠組みが指定されていますが、東葛飾地域や京葉地域の市町村は指定されていません。

##### 一部事務組合等の状況

6市2町においては、以下のような一部事務組合、事務協議会、広域行政連絡協議会を構成し、広域行政に取り組んでいます。

図表 一部事務組合、協議会等の状況（全県的な組合等除く）

組織名称	内容	構成市町村（構成する市町村に 印）								
		松戸市	野田市	柏市	流山市	我孫子市	鎌ヶ谷市	関宿町	沼南町	他の市町村
【一部事務組合】										
東葛中部地区総合開発事務組合	火葬場等の設置運営									
沼南・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合	し尿処理施設、ごみ焼却施設等									白井市
四市複合事務組合	特養（三山園）斎場等の設置運営									船橋市、習志野市、八千代市
北千葉広域水道企業団	水道用水供給									習志野市、八千代市、千葉県
【市町村事務協議会】										
東葛中部地区総合開発協議会	地域開発計画の策定									
【市町村広域行政連絡協議会】										
東葛市町広域行政連絡協議会	東葛地域が抱える広域的な課題について研究									

上記の他、6市2町が関連する全県的な一部事務組合：千葉県市町村総合事務組合、千葉県自治センター

##### 東葛市町広域行政連絡協議会の活動状況

東葛市町広域行政連絡協議会は、東葛地域が抱える広域的な課題について研究し、各市町の施策に生かすことを目的とし、松戸市、野田市、柏市、流山市、我孫子市、鎌ヶ谷市、関宿町、沼南町の6市2町によって、昭和41年3月15日に設立された組織です。

現在、主として研究事業、研修事業、国・県への要望活動等を中心に活動しています。研究事業としては、近年では住民意識調査の実施（巻末の参考資料参照）、公共施設の共同利用についての研究、東葛地域の鉄道計画についての研究等を行っています。

## (2) 広域的なまちづくりの方向性

### 1) 東葛地域の将来を展望する際の視点

これまで整理したこと等を総括すると、東葛地域の将来を展望する際に求められる視点として、以下のようなことが挙げられます。

#### よりよい国土形成のために

自立した地域の形成（拠点性の向上）をめざすとともに、千葉市、さいたま市、つくば市等の近隣都市との連携を進めることが求められています。

様々な面で自立性・拠点性の高い地域づくりをめざす視点が必要

#### 各市町の特色をいかすために

本地域には豊かな水と緑があり、また住機能、ものづくり機能、商業・業務等の都市的サービス機能、教育・文化機能、レクリエーション機能など、多様な機能集積があります。

各市町は、それぞれ独自性あるまちづくりを進めてきています。一方、現在の取り組みにおいては、「住民が主役」「交流・ふれあい」「文化」「自然環境」の尊重といった、共通した方向性も有しています。

多様な集積を活かし、また地域特性を活かす視点が必要

#### 様々な地域課題への取り組みのために

現在、本地域をはじめ、我が国の市町村は、「少子化・高齢化の進展と、それに伴う地域社会の変容」「環境共生型社会への転換」「生活様式（ライフスタイル）や価値観の多様化」「国際化の進展と産業構造の変化」「保健福祉制度改革、教育制度改革、農政改革など、各種制度改革への対応」「高度成長期に整備された住宅や公共施設・社会基盤等の維持更新」「地方分権の進展への対応と、都市の個性を競う都市間競争への対応」「厳しい財政状況への対応」といった課題に直面しています。

さらに、各市町の地域課題も様々なものがあり、「少子化・高齢化社会へ対応したソフト・ハード面の整備」「市街地や郊外部における面的整備の推進」「道路整備の推進」などが挙げられます。

一方、本地域における広域的な課題としては、「鉄道の整備」「環境問題への対応」などが挙げられます。

課題解決に向けた、より効果的な方策を検討する視点が必要

こうした点に対応するためには、単独の市町のみによる取り組みでは限りがあり、対応方策を検討していく必要があります。

## 2) 広域的なまちづくりの方向性

1) を踏まえ、6市2町による広域的なまちづくりの方向性として、以下のことを掲げます。

6市2町はそれぞれ特色ある施策を展開してきており、今後もそうしたまちづくりの蓄積や、地域の歴史・文化を最大限に尊重する必要があります。その上で、社会経済情勢の変化に対応し、様々な課題を解決してよりよいまちづくりを推進するため、広域的な連携を一層強化する必要があります。特に、東葛市町広域行政連絡協議会における各種取り組みの強化が挙げられます。

広域連携については様々な方策があり、より一層有効な取り組みを検討し、効果的・効率的な連携を進めていく必要があります。連携に際しては、6市2町での連携はもちろん、課題を共有する、より少数の市町同士の組合せや、近隣の他市町村との連携など、様々な単位が想定されます。

なお、広域連携の進化した形として、市町村合併も考えられます。市町村合併を行うと、まちづくりに広域的視点から取り組みやすくなるほか、6市2町で合併した場合、政令指定都市となる人口要件を満たすこととなります。政令指定都市になると、行財政面で東葛地域の自立性がより一層強化され、特色あるまちづくりの展開がこれまで以上に進む可能性があります。

こうしたことから、中長期的観点から6市2町による合併も選択肢の一つとして、広域連携の推進に今後とも取り組むこととします。その際、6市2町による合併については、一部の市町の合併等による新市の状況に応じて検討していくことが必要です。

なお、6市2町の中の一部市町による合併や、他地域の市町村との合併を行った市町が生じた場合においても、地域に共通する様々な課題解決に向け、現在の6市2町域を中心とした広域連携の推進を図ります。

## 第4章 市町村合併に係る諸動向

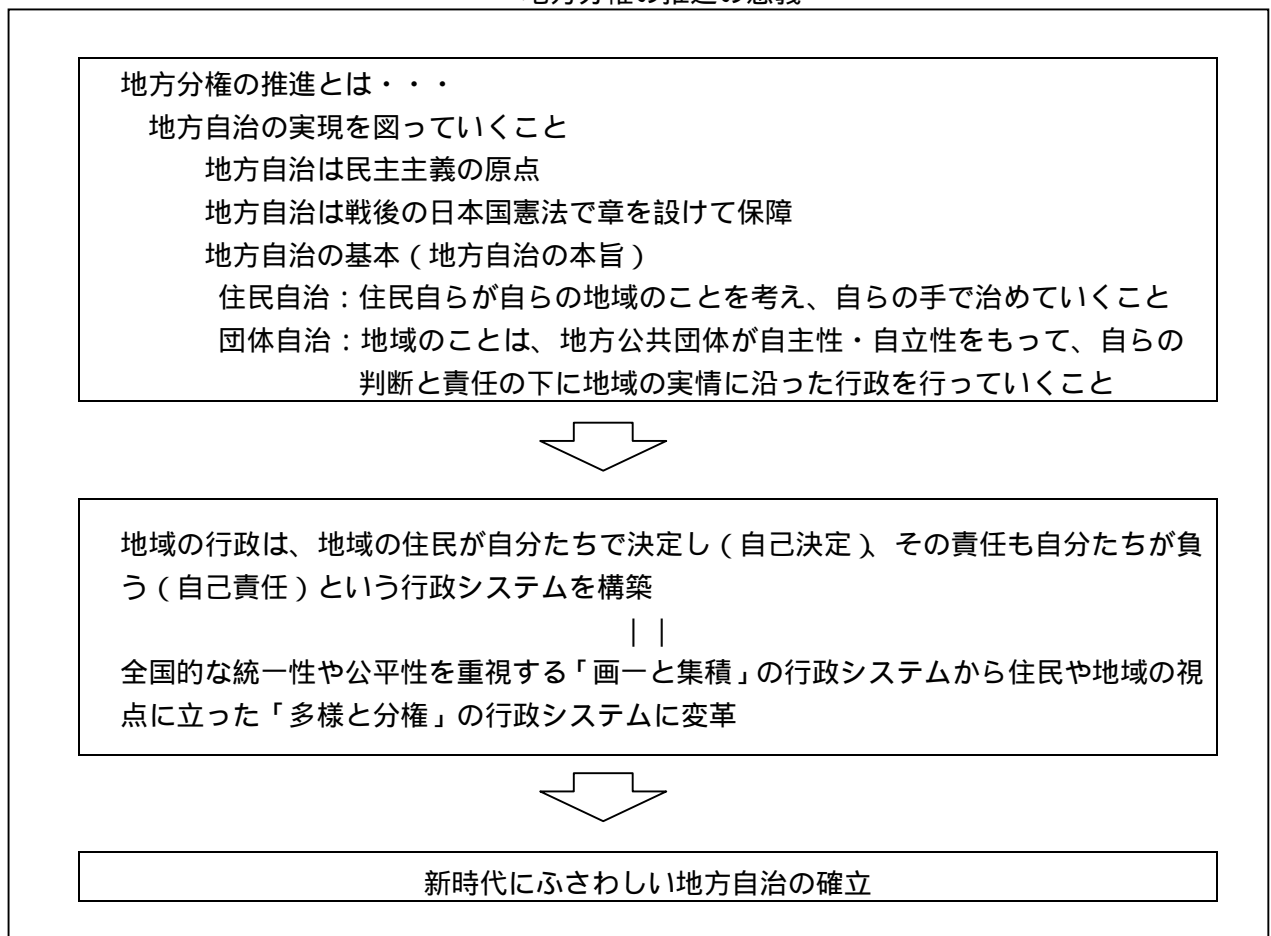
### (1) 市町村合併の動きが活発化した背景

本地域の6市2町をはじめ、全国の多くの市町村の市町村区域は、概ね昭和30年代から40年代にかけて形成されたものですが、その後、高度経済成長や、バブル経済とその崩壊、また近年の経済低成長期など経済環境が大きく変化するとともに、少子高齢化の急速な進展と近い将来に我が国人口が減少局面を迎えることが予想されること、あるいは、情報通信技術をはじめとする様々な技術革新が進むこと等により社会環境も大きく変化しており、私たちの生活は大きく変化してきています。

さらに、昭和30年代から40年代頃と比較すると、市町村、都道府県、国に求められる行財政ニーズも大きく変化しています。

こうした中、近年、地方分権の推進が進められ、その流れの中で、住民に最も身近で総合的な行政主体である市町村は、厳しい財政状況が続く中、住民の日常生活圏の拡大や広域的な行政課題に対応するとともに、地方分権時代にふさわしい行財政基盤の強化や住民に身近な行政サービスの維持向上が求められるようになりました。

#### 地方分権の推進の意義



総務省資料をもとに作成

具体的に、国は、地方分権の推進のため、「地方分権を担うための行政体制の整備」を行い、地域づくりの主体である市町村が、市町村合併によりその行政能力を強化していくことを重要なポイントとして位置づけました。そして、平成7年、「市町村の合併の特例に関する法律」(合併特例法)を改正し、自主的な市町村合併を積極的に推進し始めました。

この動きは、その後加速を続け、平成13年5月のさいたま市の誕生(大宮市・浦和市・与野市の新設合併)など、多くの合併が行われ、また、平成14年度においては、全国の極めて多くの地域で市町村合併に係る検討が行われています。本地域においても、野田市・関宿町は、平成15年6月に合併することとなりました。こうした動きは、昭和30年前後の「昭和の大合併」以来の、「平成の大合併」とも呼ばれています。

「なぜ今、市町村合併の推進なのか」という点については、「地方分権の推進」も含め、以下のような理由が挙げられています。

### 市町村合併の動きが活発化した背景

#### 1. 市町村行政の広域的対応の必要性

交通網等の各種社会基盤の整備や、住民のライフスタイル・価値観の変化、あるいは広域的な行政課題の増加などに伴い、市町村行政は、これまで以上に広域的な対応が求められています。

##### (1) 住民の生活圏の拡大

住民の日常生活は、居住している市町村の区域を越えて拡大しています。居住している市町村で従業・通学している住民の比率は年々低下しており、また、通勤や購買活動の状況を見ると、複数の市町村で強い結びつきを持った地域も見られます。なお、本地域においては、通院などの医療面(例:松戸市立病院へは市外からも多くの通院者がある)においても広域化が進んでいます。

また、本地域のような市街地が連たんし、公共交通機関も発達している地域では、居住市町村とは異なる市町村にある鉄道駅を利用し、県内外へ移動するなど、日常的に近隣市町村を通過している住民も多くなっています。

##### (2) 単独の市町村では対応困難な行政課題の増加

市町村に期待される行政サービスの質・量は、大きく変化しています。特に近年、廃棄物処理や自然環境の保全などの環境問題や、介護保険制度など、規模の小さな市町村では対応が困難となるおそれのある行政課題が増加してきています。

また、複数の市町村が関係するプロジェクト(本地域の例としては、つくばエクスプレス沿線整備など)や、地域振興の面で広域的な取り組みが望まれる地域なども全国には数多くあり、広域的な視点からのまちづくりが求められています。

## 2. 少子・高齢化の進展

今後、総人口の減少及び少子・高齢化の一層の進展が見込まれています。千葉県長期ビジョン(平成11年9月)においては、平成32年度頃をピークに千葉県の人口は減少に転じることが想定されており、その時点では、全人口のほぼ4人に1人が65歳以上の高齢者となる一方、15歳未満の年少人口の比率は低下することとなります。

少子・高齢化が進展すると、労働力人口の減少等が見込まれ、地域活力の低下が懸念されるとともに、医療、福祉サービスなどの面で財政需要の増大が予想されます。このため、それに対応するための財政基盤の充実や政策立案能力の向上が市町村に求められることとなります。

## 3. 住民ニーズの高度化・多様化と地方分権社会の到来

社会経済環境の変化に伴い、環境問題への総合的な対応、保健福祉サービスの安定的な供給、バリアフリーのまちづくりなど、市町村に対する住民ニーズは、高度化・多様化してきています。

このような中で、前ページで示したように、地方分権社会の到来により、市町村は、自己決定・自己責任の原則の下、その役割を果たすことが求められることとなり、住民参加のもと、より一層の創意工夫による自立した地域経営が求められています。

このため、市町村においては、住民ニーズに対応した質の高い行政サービスを提供するとともに、より高度な政策立案とその実行が可能となる行政体制の整備が必要となっています。

## 4. 国・地方を通じた財政の著しい悪化

歳入の大幅な増加が難しい中、国・地方を合わせた長期債務残高は平成14年度末には約693兆円(参考:平成12年度末は645兆円)にのぼることが見込まれています。この額は、我が国の1年間の国内総生産高(GDP)約496兆円(平成14年度政府見通し)を上回り、国の人口及び世帯数(平成12年国勢調査)で割ると、国民1人当たり約546万円、1世帯当たり約1,473万円の「借金」を背負うという額になります。また、市町村のみの地方債現在高も増加してきており、この返済が今後、市町村財政の大きな負担となってくることが予想されます。

さらに、全国の市町村の中には、国からの依存財源である地方交付税が、財源の中で大きな比率を占めているところも多くなっています。国の財政も厳しい状況の中で、地方交付税制度をはじめ、地方行財政の枠組みが従来の制度の枠組みから大きく変化していく可能性もあり、今後基幹的な行政サービスの提供に支障がないように行財政基盤を強化することが求められています。

千葉県「千葉県市町村合併推進要綱」(平成12年12月策定)をもとに、総務省資料等を参照し作成

上記のような内容は、本地域のように大都市部に位置し財政力も比較的強い市町より、地方の中小都市や町村において、一層深刻に受け止められる内容です。しかし、本地域においても上記のような背景は有しており、さらに、昭和40年代以降に急成長を遂げた地域であるため、今後、いわゆる「団塊の世代」の住民が高齢者の仲間入りをされると急速に高齢化が進むことが予想され、また、人口急増時に整備した公共施設等の社会資本が更新期を迎え財政を圧迫する要素となることが見込まれています。

こうしたことから、全国の他地域と同様、本地域においても、上記のような背景をもとに、地域の将来を考える上での一つの選択肢として「市町村合併」をとらえることが考えられます。



## ( 2 ) 全国の市町村合併の動向

### 1 ) 市町村合併の歴史的経緯

我が国においては、これまで、明治 22 年頃と昭和 30 年頃に、それぞれ「明治の大合併」「昭和の大合併」と呼ばれる全国的な動きがありました。そして、「昭和の大合併」から約 50 年経過した現在、市町村合併に係る動向が全国的に活発になっており、マスコミ等では「平成の大合併」といった表現も用いられ始めています。

以下に、その概略を整理します。なお、6 市 2 町の市町ごとの合併に係る沿革は、巻末の参考資料に整理しています。

#### 明治以降の市町村合併に係る大まかな流れ

「明治の大合併」					
明治 22 年 (1889 年)	市制町村制施行	全国市町村数	71,314	15,859 (明 22)	
		千葉県市町村数	2,457	358 (明 22)	
↓		<b>約 60 年間</b>			
「昭和の大合併」					
昭和 28 年 (1953 年)	町村合併促進法施行	全国市町村数	9,868	3,472 (昭 36)	
		千葉県市町村数	284	99 (昭 36)	
↓		<b>約 50 年間</b>			
「平成の大合併」(自主的・主体的な市町村合併の推進)					
現在	平成 15 年 (2003 年)	平 7、平 11、14 等： 市町村合併特例法改正	全国市町村数	3,234 (平 7)	
			千葉県市町村数	80 (平 7)	

総務省資料、千葉県資料などをもとに作成

#### 明治の大合併

明治 21 年 (1888 年) 市制・町村制が公布され、町村が地方自治を担う法人であることが明示され、その機能が強化されることとなりました。第二次世界大戦以前の市町村は、この制度によって規定されることとなります。

この時、地方自治を遂行するためには、300～500 戸の規模が必要とされたため、明治 22 年の市制・町村制施行に向け、全国的に町村合併が行われ、約 7 万 1 千あった町村は、約 1 万 6 千市町村となりました。千葉県内でも同様に合併が行われ、現在の 6 市 2 町の範囲は、6 町 23 村となりました(松戸市は昭和 18 年に市制移行)。これが、現在、「明治の大合併」と呼ばれるものです。

#### 昭和の大合併

戦後、地方分権を目指す諸制度の改革に伴い、地方行政は質量共に著しく増大し、地方公共団体の行政能力を大きく向上させることが全国的な課題となりました。昭

和 24 年（1949 年）、シャープ税制使節団は、税制の改革と合わせ、市町村優先主義に基づく国、都道府県、市町村間の行政事務の再分配を勧告しました。具体的には、新制中学校の設置管理、市町村消防や自治体警察の創設の事務、社会福祉、保健衛生関係の新しい事務が市町村の事務とされ、行政事務の能率的処理のためには規模の合理化が必要とされました。このような状況の中で、議員立法により、昭和 28 年（1953 年）10 月 1 日、「町村合併促進法」が 3 か年の時限立法として施行され、それを受けた町村合併促進基本計画により全国的に計画的な町村合併が促進されました。

これにより、昭和 28 年 10 月 1 日、全国で 286 市 9,582 町村、合計 9,868 あった市町村は、同法が失効した昭和 31 年（1956 年）9 月 30 日には、498 市、3,477 町村、合計 3,975 市町村となりました。全国で市が 212 増加し、町村が 6,105 の減少となり、概ね計画目標は達成されました。

なお、これに先だって千葉県がまとめた町村の適正規模に関する試案では、人口 1 万 3 千～3 万 3 千、面積 30～75km<sup>2</sup>とされていました。

また、町村合併促進法の失効に先立ち、昭和 31 年（1956 年）6 月 30 日、新市町村の健全な発展と未合併町村の合併促進を目指した「新市町村建設促進法」が施行され、同法による町村合併に関する規定の適用期限である昭和 36 年（1961 年）6 月 29 日には、556 市、2,916 町村、合計 3,472 市町村となりました。

この一連の動向が、いわゆる「昭和の大合併」と呼ばれるものです。

#### 【東葛地域での動向】

東葛地域では、町村合併促進法の施行に先立つ昭和 25 年（1950 年）5 月 3 日、野田町、梅郷村、七福村及び旭村の 4 町村が合併して野田市が設置され、また昭和 26 年（1951 年）4 月 1 日には流山町、新川村及び八木村の 3 町村が合併して流山町となるなどの動きが見られました。

昭和 28 年（1953 年）町村合併促進法が施行され、千葉県は、昭和 29 年 3 月 31 日に「千葉県町村合併計画」を策定し、具体的な市町村合併の組合せを提示しました。

図表 千葉県町村合併計画（昭和 29 年 3 月 31 日）における東葛地域の合併計画

	当時の市町村名	人口	面積	【参考】 現在の市町村名
合併計画 の対象市 町村	小金町、土村、柏町、田中村、富勢村の一部	41,504 人	69.6km <sup>2</sup>	概ね柏市
	風早村、手賀村	10,686 人	43.2 km <sup>2</sup>	沼南町
	我孫子町、湖北村、布佐町、富勢村の一部	21,097 人	38.7 km <sup>2</sup>	我孫子市
	野田市、福田村、川間村、 木間ヶ瀬村、二川村、関宿町	65,294 人	103.3 km <sup>2</sup>	野田市、 関宿町
合併を必 要としな い町村	流山町	18,337 人	34.9 km <sup>2</sup>	流山市
	鎌ヶ谷村	8,981 人	21.4 km <sup>2</sup>	鎌ヶ谷市
計画対象 外の市	松戸市	58,374 人	51.8 km <sup>2</sup>	概ね松戸市

千葉県「千葉県町村合併史 下巻」（1979）をもとに作成

この計画発表ののち、短期間の中に様々な紆余曲折を経て合併が進展し、昭和 32 年（1957 年）4 月 1 日に野田市、川間村及び福田村の合併を最後に、ほぼ現在の東葛地域の 8 市町の形態となりました。

県計画と実際の合併の主たる違いは、以下の二点です。

小金町は、いったん柏町、田中村、土村と合併して東葛市となった後、その一部地域をのぞき、松戸市へ編入となりました。

木間ヶ瀬村、二川村、関宿町は 3 町村で合併し関宿町となりました。

なお、この時の各市町の動向等については、巻末の参考資料に詳細に整理しています。

#### 昭和の大合併以降の動向（平成 6 年まで）

昭和の大合併がひととおり収束した昭和 30 年代後半以降、高度経済成長に伴う社会情勢の変化に対応し、都市圏を単位とする合併の動きや地域開発の一体的な実施のための合併に向けての動きが進みました。

千葉県内では、千葉市、市原市、君津市、富津市、茂原市、鴨川市などが、地域開発の一体的推進や行財政基盤の充実を目指し、この時期に合併しています。

国では、このような動きに対処するため、昭和 40 年（1965 年）3 月 29 日、「市町村の合併の特例に関する法律」（合併特例法）を施行しました。同法は市町村の自主的な合併の障害を排除するとともに、特例措置を一本化することを目的としており、その後、数回にわたり適用期限が延長されるとともに、数々の所要の改正が加えられてきており、直近の改正は、平成 7 年（1995 年）、11 年（1999 年）、14 年（2002 年）等に行われています（適用期限は平成 17 年 3 月 31 日まで）。

なお、明治以来合併がなく、現在に至っている市町村もあります。千葉県内では、鎌ヶ谷市、浦安市、酒々井町、栗源町、蓮沼村等が挙げられます。

#### 【東葛地域での動向】

昭和 44 年 11 月 1 日に柏市の一部（中十余二、十余二）が流山市に編入されるなどの動きはありますが、市町村合併は行われていません。なお、流山市は昭和 42 年、鎌ヶ谷市が昭和 46 年に市制移行し、沼南町は昭和 39 年に町制移行しています。

## 2) 平成 7 年の合併特例法改正以降の動向

### 国の施策の流れ

第 1 章で整理したような背景を受け、国は、市町村の主体的な合併に向けての動きを支援するため、平成 7 年に市町村合併特例法の改正等を行い、平成 16 年度末を期限に、合併に係る様々な特例（財政支援措置、住民発議制度など）を設け、また、普及啓発活動を推進しました。さらに平成 11 年、同法の改正を行い、財政支援措置の拡充や地域審議会の設置などの合併支援施策を講じ、平成 14 年には、合併協議に係る住民発議制

度の拡充と住民投票制度の導入などの改正が行われています。

一方、平成 11 年から 12 年にかけて、国は全国の都道府県に対し、自主的な市町村合併を支援するための施策の充実を求め、千葉県においても、平成 12 年 12 月に「千葉県市町村合併推進要綱」を策定、また平成 13 年 7 月には千葉県市町村合併支援本部を県庁に設置するなどの支援策を講じました。一方、平成 12 年 12 月に閣議決定された国の「行政改革大綱」では、市町村合併の推進を項目として掲げ、以下のような基本的考え方を示しました。ここでは間接的な表現ながらも、「市町村合併後の自治体数を 1000 を目標とする」という、具体的な数字にまで踏み込んでいます。

行政改革大綱（平成 12 年 12 月 1 日閣議決定）に示された、市町村合併推進の基本的考え方

地方分権の推進や少子・高齢化の進展、国・地方を通じる財政の著しい悪化など市町村行政を取り巻く情勢が大きく変化している中であって、基礎的地方公共団体である市町村の行政サービスを維持し、向上させ、また、行政としての規模の拡大や効率化を図るという観点から、与党行財政改革推進協議会における「市町村合併後の自治体数を 1000 を目標とする」という方針を踏まえて、自主的な市町村合併を積極的に推進し、行財政基盤を強化する。

さらに、平成 13 年 3 月に政府に設置された市町村合併支援本部（本部長：総務大臣）は、平成 13 年 8 月に「市町村合併支援プラン」を策定し、より一層、具体的かつ実効性のある市町村合併を強力に推進する姿勢を明確にするとともに、全省庁を挙げて総合的な支援策の充実や、政令指定都市の指定の弾力化を打ち出しました（同プランは平成 14 年 8 月に改正され、支援策が拡充）。

このように、平成 17 年 3 月 31 日の合併特例法の期限が近づくなかで、国は様々な合併推進施策を講じています。

こうした中、各地域においても、近年、合併に関する検討が急速に進展し、全国の多数の地域で、合併に係る検討が行われています。

### これまでに合併した市町村

平成7年以降、合併特例法の適用を受け、平成15年3月末までに14市町村（合併前は36市町村）が合併しています。千葉県内での合併はありませんが、首都圏では、鹿嶋市、あきる野市、西東京市、潮来市、さいたま市、つくば市が合併しています。

### 平成7年度～平成14年度に合併した市町村

合併年月日	合併後の自治体名	合併した市町村	合併方式
平成7年9月1日	鹿嶋市（茨城県）	鹿島町、大野村	編入
平成7年9月1日	あきる野市（東京都）	秋川市、五日市町	新設
平成11年4月1日	篠山市（兵庫県）	篠山町、西紀町、丹南町、今田町	新設
平成13年1月1日	新潟市（新潟県）	新潟市、黒埼町	編入
平成13年1月21日	西東京市（東京都）	田無市、保谷市	新設
平成13年4月1日	潮来市（茨城県）	潮来町、牛堀町	編入
平成13年5月1日	さいたま市（埼玉県）	浦和市、大宮市、与野市	新設
平成13年11月15日	大船渡市（岩手県）	大船渡市、三陸町	編入
平成14年4月1日	さぬき市（香川県）	津田町、大川町、志度町、寒川町、長尾町	新設
平成14年4月1日	久米島町（沖縄県）	仲里村、具志川村	新設
平成14年11月1日	つくば市（茨城県）	つくば市、荃崎町	編入
平成15年2月3日	福山市（広島県）	福山市、内海町、新市町	編入
平成15年3月1日	廿日市市（広島県）	廿日市市、佐伯町、吉和村	編入
平成15年3月1日	南部町（山梨県）	南部町、富沢町	新設

総務省資料、各種新聞報道より作成

### 【参考】合併方式について

合併の方式には、「新設合併」と「編入合併」の2種類があります。いずれの方式をとるかについては、合併協議の過程で、関係市町村により決定されます。

### 合併方式の違い（例示）

	新設合併	編入合併
定義	2以上の市町村を廃して、その区域に新たに1つの市町村を置く	1以上の市町村を廃して、その区域を他の市町村の区域に編入する。
市町村の法人格	合併前の市町村の法人格はすべて消滅し、新しい市町村の法人格が発生する。	編入する市町村の法人格はそのまま存続し、編入される市町村の法人格は合併と同時に消滅する。
名称	新たな名称の法人格が発生することになる。ただし、旧名称を使用した例もある。	基本的には、編入する市町村の名称をそのまま使用する。ただし、合併と同時に名称の変更を行った例もある。
市町村の長	合併市町村の全ての法人格が消滅することに伴い、全ての首長がその身分を失う。新首長は、新しい市町村の選挙で選任される。	編入する市町村の首長は変わらず、編入される市町村の首長は身分を失う。
議会の議員	原則としては、合併と同時に全ての議員がその身分を失い、新しい市町村の選挙で選出される。ただし、合併特例法による特例がある。	原則としては、編入する市町村の議員は在職し、編入される市町村の議員は身分を失う。ただし、合併特例法による特例がある。
条例・規則	消滅する合併関係市町村の条例・規則は全て失効する。（新たに制定する。）	編入する市町村の条例・規則を適用する。（合併に伴い必要な改正を行う。）

総務省資料などにより作成

合併することが正式決定している市町村（平成 15 年 3 月時点）

現在、全国的に多くの地域で合併に係る協議・検討が行われています。このうち、合併に必要な手続きが終了し、総務大臣により官報に告示されている合併決定市町村は、平成 15 年 3 月 20 日現在、12 市町村（合併前は 40 市町村）となっています。

平成 15 年度以降に合併する市町村のうち、手続きが全て終了している市町村（平 15.3.20 現在）

合併年月日	合併後の自治体名	合併した市町村	合併方式
平成 15 年 4 月 1 日	静岡市（静岡県）	静岡市、清水市	新設
"	あさぎり町（熊本県）	免田町、上村、岡原村、須恵村、深田村	新設
"	東かがわ市（香川県）	引田町、白鳥町、大内町	新設
"	宗像市（福岡県）	宗像市、玄海町	新設
"	大崎上島町（広島県）	大崎町、東野町、木江町	新設
"	呉市（広島県）	呉市、下蒲刈町	編入
"	南アルプス市（山梨県）	八田村、白根町、芦安村、若草町、櫛形町、甲西町	新設
"	山県市（岐阜県）	高富町、伊自良村、美山町	新設
"	神流町（群馬県）	万場町、中里村	新設
"	新居浜市（愛媛県）	新居浜市、別子山村	編入
平成 15 年 4 月 21 日	周南市（山口県）	徳山市、新南陽市、熊毛町、鹿野町	新設
平成 16 年 3 月 1 日	対馬市（長崎県）	厳原町、美津島町、豊玉町、峰町、上県町、上対馬町	新設

官報より作成

さらに、平成 15 年 3 月 20 日現在、合併に係る手続きがほぼ終了し、平成 15 年度早期に官報告示が想定される市町村は 4 市町村（合併前は 10 市町村）であり、さらにこの他にも、関係市町村議会での議決が既に行われ、合併することが確実視されている市町村もあります。

平成 15 年度早期に合併の官報告示が想定される市町村（平 15.3.20 現在）

合併年月日	合併後の自治体名	合併した市町村	合併方式
平成 15 年 5 月 1 日	瑞穂市（岐阜県）	穂積町、巢南町	新設
平成 15 年 6 月 6 日	野田市（千葉県）	野田市、関宿町	編入
平成 15 年 7 月 7 日	新発田市（新潟県）	新発田市、豊浦町	編入
平成 15 年 12 月 1 日	いなべ市（三重県）	北勢町、員弁町、大安町、藤原町	新設

新聞報道等をもとに作成

## 現在の合併協議の状況

で示したような流れを受け、現在、全国各地で活発に合併に係る協議、検討が行われています。合併に係る協議は、各市町村内で行われるものと、複数の市町村が共同して行うものがあり、複数の市町村の共同による検討は、検討の状況に応じ、「法定協議会での検討」、「任意協議会での検討」、「研究会等での検討」の3段階があります。

複数の市町村による合併協議の種類

検討の種類（例示）	概要
法定合併協議会での検討	<p>地方自治法及び合併特例法に基づき設置される協議会で、関係市町村の議会の議決により設置され、関係市町村の長及びその他の職員、議会の議員、学識経験者で構成されます。</p> <p>協議会では、合併の是非を含め、合併に関するあらゆる事項の協議を行います。ここで協議・調整された事項をもとに協定書の調印が行われ、これらを判断材料に合併関係市町村の議会の議決などを得て合併が行われます。</p> <p>なお、法定協議会が設置された場合、合併に至るケースが全国的に多くなっていますが、合併に至らず、休止・解散する場合もあります。</p>
任意合併協議会での検討	<p>法律に基づかない任意の組織で、合併後の将来ビジョンの検討などの協議を行います。任意協議会での検討後、各議会の議決を経て法定の合併協議会へ移行するケースが多くなっています。</p> <p>住民発議による場合など、任意合併協議会を経ず、はじめから法定合併協議会が設置されることもあります。</p>
研究会等での検討	<p>行政や議会の議員等がメンバーとなり、様々な観点から合併について検討を行うものです。全国的には、いくつもの組合せの研究会に参加している市町村も多くあります。合併に直結しないケースもありますが、任意合併協議会や法定合併協議会に向かう準備的な段階として位置づけられます。</p>

総務省資料などを参考に作成

総務省の調べでは、平成 15 年 3 月 20 日現在、全国で法定協議会 250（1,032 市町村が関係）が設置（平成 15 年 4 月 1 日に設置予定の 25 協議会含む）されており、これは全国の市町村数の約 3 分の 1 にのぼっています。ただし、これらの中には、結果的に合併に至らないものも一部含まれており、また、毎日のように全国各地で状況が変わっていることから、今後、どの程度の合併が行われるかは、はっきりとはわかりません。

なお、法定協議会 250 のうち、平成 14 年度に設置されたものが 199 協議会にのぼっており、急速に合併に係る詳細な検討に着手した市町村が多いことがうかがわれます。

一方、こうした中、新市の名称や新庁舎の位置などで意見集約が困難となり、合併協議が順調に進んでいない地域も一部に見られ、また、一つの市町村内で、合併の是非や組合せについて意見が分かれているところも多くなっています。一方、合併特例法の期限内には合併しないことを明確に示す市町村も出てきています。

### 【参考】合併までに必要な年月について

合併に必要な協議に要する年月については、各地域の事情により様々です。法定協議会の設置に至るまでの期間や経緯も多様であり、また法定合併協議会設置以降も、静岡市のように 5 年間に要したところから、野田市・関宿町のように 1 年 2 ヶ月後（法定協議会設置前の準備期間を含める

と約1年6ヶ月後)に合併をめざすところまで、多様なケースがあります。

総務省が、合併の実務を担当した市町村職員等を委員としてとりまとめた「合併協議会の運営の手引 - 市町村合併法定協議会運営マニュアル - 」では、合併協議会設置から合併実現までの期間のめやすとして、22ヶ月という具体的数値を示しています。

合併協議会設置から合併実現までの期間のめやす

区分	期間	内容
(合併協議準備期)	2ヶ月	協議会立ち上げ準備(スケジュール作成、組織立案、予算案作成、規約等議決等)
合併協議第 期	6ヶ月	市町村建設計画案(将来構想)策定
合併協議第 期	8ヶ月	合併協定項目協議、市町村建設計画策定
合併準備期	6ヶ月	合併準備作業(電算システム、人事・組織体制、条例・規則等の改正、住民相談、移転等)

総務省「合併協議会の運営の手引 - 市町村合併法定協議会運営マニュアル - 」を一部要約



### (3) 県内及び近県の動向

#### 1) 県内の動向

千葉県では、昭和47年5月1日に茂原市と本納町で合併が行われ、現在の80市町村の体制となって以降、市町村合併は行われてきませんでした。しかし、近年、市町村合併に係る動きは、急速に活発化してきています。

そのうち、主なものについて整理すると、以下のようになります。なお、本項目の整理に際しては、千葉県総務部市町村課資料を参考としています。

#### 野田市・関宿町 平成15年6月6日に合併

平成14年4月、野田市・関宿町合併協議会(法定)設置。編入合併を前提とした事務事業の調整等の協議が概ね整い、住民説明会が実施された後、平成14年11月24日の合併協議会において、平成15年6月6日を合併期日とすることが決定。平成14年12月2日、合併協定調印式が行われ、12月25日、野田市、関宿町両議会定例会において、両市町の合併に関する議案が可決されました。12月26日に県に合併の申請が行われ、平成15年3月5日、県議会の議案を経て、合併の知事決定が行われました。平成15年度早期に、合併の告示が行われる見込みです。

#### 夷隅郡市6市町 法定合併協議会設置

平成14年3月、夷隅郡市6市町(勝浦市、大多喜町、夷隅町、御宿町、大原町及び岬町)の長と議会の議長、副議長をメンバーとする夷隅郡市合併問題協議会(会長:勝浦市長)を設置。平成14年6月、県へ合併重点支援地域の指定要請(同月指定)。平成14年11月、法定合併協議会の設置について、御宿町を除く5市町の議会は議決したが、御宿町では否決となり、全国で4例目となる合併協設置是非問う住民投票が12月に行われました。その結果、「合併賛成」が多数となり、必要な手続きを経て、12月25日、法定合併協議会である夷隅郡市合併協議会が設置され、協議が行われています。

#### 千葉市・四街道市 法定合併協議会設置

平成14年7月、四街道市において、千葉市との合併協議会の設置を求める署名活動が行われ、9月10日に市に対して協議会設置の請求が行われました。両市の12月議会において合併協議会設置に係る議案が付議され、千葉市議会で可決、四街道市議会で否決されました。四街道市長の請求に基づき、2月2日、住民投票が実施され、過半数の賛成があり、議会が可決したものとみなされ、平成15年2月5日、法定合併協議会が設置され、協議が行われています。

#### 安房郡市 法定合併協議会の枠組み変更

平成14年3月、安房郡市11市町村(館山市、鴨川市、富浦町、富山町、鋸南町、三芳村、白浜町、千倉町、丸山町、和田町及び天津小湊町)が、県へ合併重点支援地域の指定要請(同月指定)。平成14年9月、11市町村の長と議会の議長、議員

をメンバーとする安房地域市町村合併任意協議会（会長：館山市長）を設置し、合併に係る本格的な協議が進みつつありましたが、「11市町村では規模が大きすぎる」等の意見により、平成15年1月に解散しました。

その後、平成15年2月、館山市、富浦町、富山町、鋸南町、三芳村、白浜町、千倉町、丸山町及び和田町の9市町村で合併協議会設置準備会が設置され、平成15年度当初から法定協議会である館山・安房9市町村合併協議会が設置される予定です。

#### 山武郡市 5市町で法定合併協議会設置

平成14年10月24日、山武地域の7市町村長（東金市、大網白里町、九十九里町、成東町、山武町、蓮沼村及び松尾町）から合併重点支援地域の指定申請（同月指定）。その後、7市町村で協議を重ね、また、各市町村において、他の枠組み（千葉市や成田市が関連する枠組みなど）に係る様々な動向を経て、東金市、九十九里町、成東町、山武町及び松尾町の5市町で、平成15年度当初から法定合併協議会である山武地域合併協議会が設置される予定です。

#### 八日市場市・光町・野栄町 法定合併協議会設置

平成14年11月、八日市場市、光町、野栄町の市・町長、議長による「首長・議長合同会議」が開催され、1市2町で合併について協議を始めることで合意があり、これを受けて、平成15年12月2日、3市町から合併重点支援地域の指定申請（同月指定）。平成15年度当初から、法定合併協議会である八日市場市・光町・野栄町合併協議会が設置される予定です。

#### 印西市・白井市・印旛村・本埜村 法定合併協議会設置

平成14年12月、印西市・白井市・印旛村・本埜村・栄町の2市3町村により任意合併協議会が設置されましたが、平成15年2月、栄町が協議会から退会しました。同日、残る2市2村で法定協議会の設置議案を議会に上程する方向を確認し、各市町村で議決され、平成15年度当初から、法定合併協議会である印西市・白井市・印旛村・本埜村合併協議会が設置される予定です。

#### 旭市・海上町・飯岡町・干潟町 任意協議会等で検討中

平成14年8月、4市町長から合併重点支援地域の指定申請（同月指定）。平成14年9月、旭市、海上町、飯岡町及び干潟町の長と議会の議長、議員等をメンバーとする任意の協議会が設置され、協議が進んでいます。銚子市や東庄町の参加など、合併の枠組みに係る検討も行われています。

#### 長生郡市 任意協議会等で検討中

平成14年9月、長生郡市7市町村の長と議会の議長、合併問題に係る特別委員会の長をメンバーとする任意の協議会が設置され、平成14年12月、合併重点支援地

域に指定。協議が進められています。

佐原市・小見川町・山田町 任意協議会等で検討中

平成 15 年 3 月、3 市町の長と議会の議長等をメンバーとする任意の協議会が設置され、検討が行われています。

柏市・沼南町 合併検討会で検討

平成 15 年 2 月、2 市町の事務レベルでの合併に係る調査検討のため、柏市・沼南町合併検討会を設置し、平成 14 年度中に調査報告書を取りまとめました。

成田空港周辺地域 11 市町村による法定合併協議会は設置されず

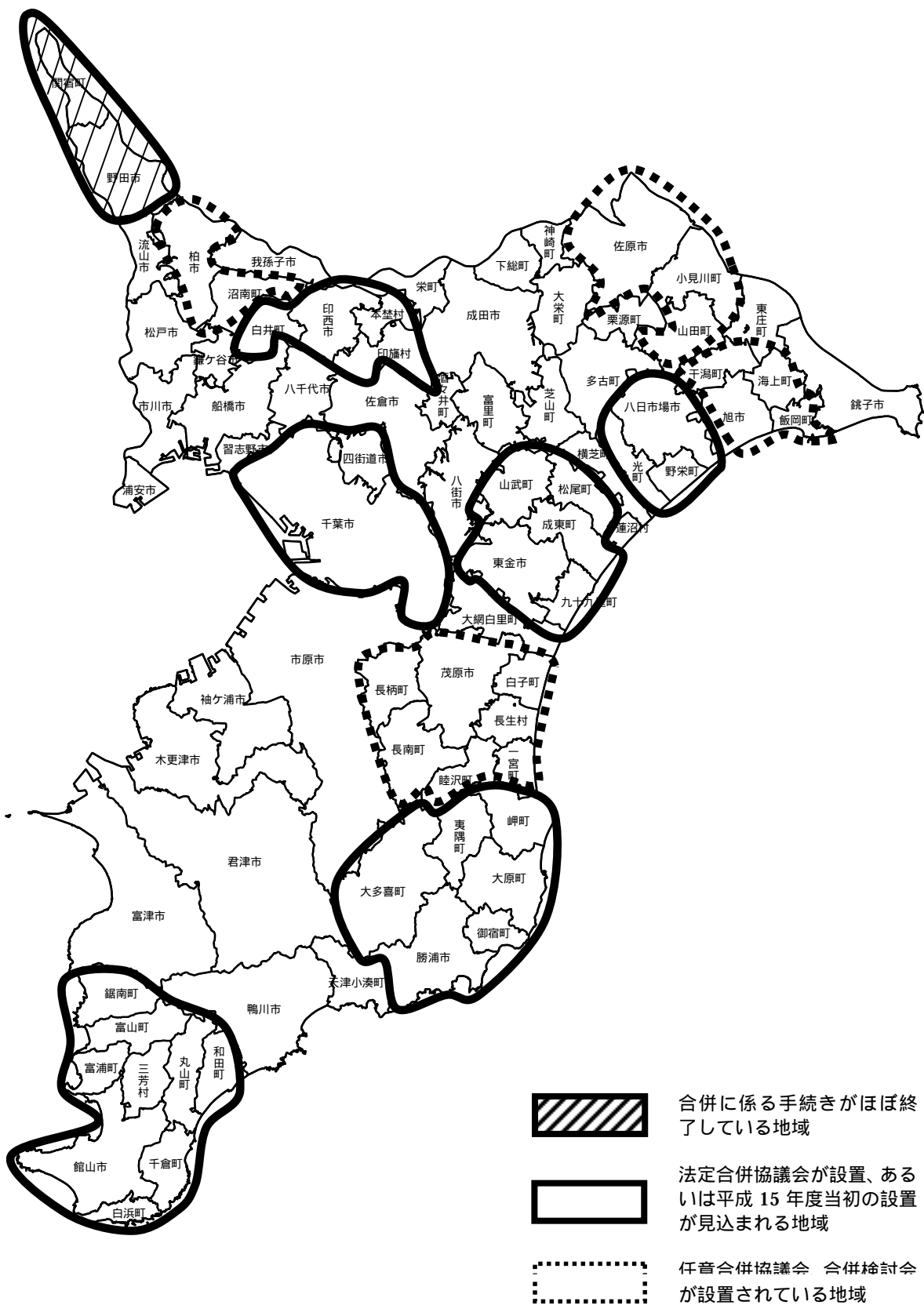
平成 14 年 12 月、成田空港圏の 10 市町（成田市、富里市、栄町、下総町、神崎町、大栄町、栗源町、多古町、横芝町、芝山町）の長と議長をメンバーとする成田地域任意合併検討協議会（会長：成田市長）を設置。平成 15 年 1 月には松尾町と蓮沼村が加わり、12 市町村となりましたが、松尾町は 2 月に退会しました。平成 15 年度当初に法定合併協議会を設置することを目指して協議されていましたが、平成 15 年 3 月 5 日、成田市議会において、法定合併協議会設置に係る議案が否決され、それを受ける形で、3 月 15 日、任意合併検討協議会は解散しました。

君津郡市 4 市による法定合併協議会は設置されず

かずさ四市合併を考える署名活動の会が、木更津市、君津市、富津市及び袖ヶ浦市において、合併協議会の設置を住民発議で求める署名活動を行い、平成 14 年 8 月 7 日に 4 市に協議会設置を請求しました。4 市の議会に合併協議会設置に係る議案が付議され、9 月に富津市、木更津市、君津市の議会で可決、袖ヶ浦市の議会で否決され、手続きは終了しました。

なお、上記の他にも、住民発議の動きや、事務レベルでの検討などが、様々な市町村で見られています。

千葉県内における法定合併協議会、任意合併協議会・検討会等の状況（平成 15 年 3 月時点）



### 千葉県内の「合併重点支援地域」の指定状況

「合併重点支援地域」とは、合併に向けた気運が盛り上がり、地域から要請があった場合に県が指定する地域（市町村グループ）で、指定された場合、合併前後に国や県の一層の財政支援や各種事業の優先実施が行われる地域です。

千葉県内では、平成 15 年 3 月 7 日現在、8 地域が指定されています。

市町村名	指定年月日
野田市・関宿町	平成 13 年 11 月 26 日
安房郡市 11 市町村	平成 14 年 3 月 25 日
夷隅郡市 6 市町	平成 14 年 6 月 10 日
旭市・海上町・飯岡町・干潟町	平成 14 年 8 月 26 日
山武地域 7 市町村（東金市、大網白里町、九十九里町、成東町、山武町、蓮沼村及び松尾町）	平成 14 年 10 月 28 日
八日市場市・光町・野栄町	平成 14 年 12 月 3 日
長生郡市 7 市町村（茂原市、一宮町、睦沢町、長生村、白子町、長柄町及び長南町）	平成 14 年 12 月 24 日
千葉市・四街道市	平成 15 年 3 月 7 日

## 2) 本地域に近接する県内各市町村の動向

6市2町に近接する県内の各市町村においては、合併に関し以下のような見られます。

### 市川市

市町村合併については、具体的な動きは見られません。

### 船橋市

市町村合併については、具体的な動きは見られません。なお、平成15年4月1日から、中核市へと移行することが決まっています。

### 印西市、白井市

1)で整理したとおり、千葉ニュータウン地域である印西市・白井市・印旛村・本埜村の4市町村による法定合併協議会が平成15年度に設置されることとなっています。

また、白井市については、鎌ヶ谷市との合併に関し、以下のような動きがあります。

平成14年12月、鎌ヶ谷市において、白井市との合併協議会の設置を求める署名活動が行われ、白井市長に対して議会に付議するか否かの意見を求めましたが、白井市長から付議しないとの回答があり、手続は終了しています。

平成15年1月、白井市において、鎌ヶ谷市との合併協議会の設置を求める署名活動が行われ、3月24日、白井市長が鎌ヶ谷市長に対して議会に付議するか否かの意見を求めています。

## 3) 本地域に近接する県外各市町村の動向

近隣のうち、本地域に近接する地域においては、以下のような動向が見られます。なお、茨城県南部においては、つくば市と茎崎町が平成14年11月に合併(つくば市への編入合併)しています。また埼玉県南部においては、大宮市、浦和市、与野市が平成13年5月に合併(新設合併)し、さいたま市となっており、平成15年4月から全国13番目の政令指定都市となることが決まっています。

### 茨城県取手市・藤代町

平成8年11月から取手市・藤代町合併問題協議会で検討を進め、平成13年3月に両市町議会で法定合併協議会の設置にかかる議案を議決。同年4月に協議会が設置され、合併の方式(新設か編入か)を巡る議論を中心に、協議されています。

### 茨城県五霞町、埼玉県幸手市

平成14年7月、埼玉県幸手市が合併に係る協議を持ちかけ、同年12月、五霞町の住民アンケートで合併の相手先として幸手市など埼玉県内の市町を挙げる回答が多数となったため、五霞町長は茨城県から埼玉県への越県合併を本格的に検討する方向であるとの意見を示し、平成15年2月、両市町議会において法定合併協議会の設置が議決されました。平成15年4月1日に、幸手市・五霞町合併協議会が設置

される見込みです。越県合併に向けた法定合併協議会の設置は、「平成の大合併」においては、岐阜県中津川市と長野県山口村の合併に続き、全国2例目となります。

#### 茨城県岩井市、猿島町、境町

3市町で合併に係る検討を進め、平成14年2月から平成15年2月にかけて住民アンケートを実施した結果、3市町の枠組みによる合併への賛成が過半数となったため、平成15年3月に市町長が共同記者会見を開き、平成15年5月に法定合併協議会を設置することについて、議会に提案することを発表しました。

#### 埼玉県東南部地域

草加市、越谷市、八潮市、三郷市、吉川市、松伏町の5市1町で、東南部都市連絡調整会議の中で平成13年度に合併に関する調査研究を実施。その後、様々な協議を経て、平成15年1月に吉川市、松伏町の1市1町で事務レベルの合併研究会が設置されています。

#### 埼玉県東部中央地域

岩槻市、春日部市、蓮田市、宮代町、白岡町、杉戸町、庄和町の3市4町で、東部中央都市連絡協議会の中で平成13年度に合併に関する調査研究を実施。その後、様々な協議を経て、春日部市、宮代町、杉戸町、庄和町の1市3町での法定合併協議会の設置が各市町議会で議決されました（平成15年4月1日に設置予定）。また、岩槻市については、住民投票の結果等を踏まえ、さいたま市と任意合併協議会を設置することとなっています。蓮田市、白岡町については、隣接する菖蒲町も含める形で、合併に係る検討が進められています。

#### 東京都特別区

特別区については、現在、区と区、あるいは区と市町村の合併に向けての具体的な動きは見られていません。

## (4) 国・県における合併支援策

### 1) 国の施策

#### 合併関連施策に係る取り組み状況

国では、合併特例法（市町村の合併の特例に関する法律）を平成7年に改正し、平成17年3月末を適用期限として、合併を支援する様々な特例を設けています。なお、合併特例法は平成11年、14年等にも改正されています。

また、合併特例法適用期限を前に、国では現在、内閣に市町村合併支援本部を設置し、各種支援策を講じています。それらは、大きく分けると、「財政措置」「各省庁連携による市町村合併支援プラン」「普及啓発・アドバイザー派遣」に分けられます。

#### 内閣の市町村合併支援本部について

設置の閣議決定：平成13年3月27日

設置目的： 地方分権の推進や少子・高齢化の進展、国・地方を通じる財政の著しい悪化など市町村行政を取り巻く情勢が大きく変化している中において、基礎的的地方公共団体である市町村の行政サービスを維持し、向上させ、また、行政としての規模の拡大や効率化を図るという観点から、地方分権推進委員会の市町村合併の推進についての意見（平成12年11月27日）を踏まえ、市町村合併について、国民への啓発を進めるとともに、国の施策に関する関係省庁間の連携を図るため、内閣に市町村合併支援本部を設置。

構成： 本部長 総務大臣 副本部長 内閣官房副長官（政務）総務副大臣  
本部員 他のすべての副大臣

以下に、「合併特例法」「財政措置」「各省庁連携による市町村合併支援プラン」について概要を整理します。なお、それぞれ重複した内容も一部含んで整理しています。

#### 合併特例法（平成17年3月31日までに行われた市町村の合併について適用）の概要 趣旨（第1条）

市町村行政の広域化の要請に対処し、自主的な市町村の合併を推進し、あわせて合併市町村の建設に資することを目的とします。

#### 合併協議会（第3条）

合併をしようとする市町村は、合併の是非を含め、市町村建設計画の作成やその他合併に関する協議を行うための協議会を設置します。

合併協議会の会長及び委員は、関係市町村の議会の議員、長、その他の職員、学識経験者の中から選任します。このほか、委員については、請求代表者又は同一請求代表者を加えることができます。

#### 住民発議制度（第4条、第4条の2）

有権者の50分の1以上の者の署名をもって、市町村長に対して、合併協議会の設置の請求を行うことができます。

全ての関係市町村で同一内容の請求が行われた場合には、全ての関係市町村長は、合併協議会設置協議について、議会にその意見を付して付議しなければなりません。



合併協議会設置協議についての議会審議においては、請求を行った代表者は意見を述べる機会を与えられなければなりません。

議会の審議において合併協議会設置協議が否決された場合には、市町村長による請求又はこれがなかった場合における有権者の6分の1以上の署名による請求により、合併協議会設置協議について選挙人の投票に付するよう請求することができる。有効投票総数の過半数の賛成があったときは、議会の議決があったものとみなします。

#### 市町村建設計画（第5条）

合併市町村がハード・ソフト両面の施策を総合的かつ効果的に推進するため、合併市町村、都道府県が実施する事業等を内容とする計画を作成します。

また、合併市町村は、あらかじめ都道府県知事に協議し、議会の議決を経て、計画を変更することができます。

なお、住民発議により設置された合併協議会においては、市町村建設計画の作成等の状況を、合併協議会の設置の日から6ヶ月以内に請求代表者に通知するとともに、公表しなければなりません。

#### 市となるべき要件の特例（第5条の2、第5条の3、附則第2条の2）

平成16年3月31日までに、合併する場合に限り、市制施行のための要件を、人口3万以上とするとともに、連たん要件等の人口以外の要件を不要とします。

平成16年4月1日から平成17年3月31日までに、合併する場合に限り、市制施行のための人口に関する要件は、4万以上とします（連たん要件等の人口以外の要件は必要）。

なお、市の全域を含む区域をもって平成17年3月31日までに行われる新設合併にあっては、市制施行のための要件をいずれか備えていない場合でも備えているものとみなします。

#### 地域審議会（第5条の4）

合併前の関係市町村の協議により、旧市町村の区域ごとに、合併市町村の長の諮問により審議又は必要な事項につき意見を述べる審議会（地域審議会）を置くことができます。

#### 議会の議員の定数・在任に関する特例（第6条、第7条）

##### (1) 新設合併の場合

###### 1) 定数特例を活用する場合（設置選挙を実施）

合併市町村の議員定数の2倍まで定数増（最初の任期）

###### 2) 在任特例を活用する場合

合併前の議員が2年までの期間在任が可能

##### (2) 編入合併の場合

###### 1) 定数特例を活用する場合（増員選挙を実施）

増員選挙及び次の一般選挙による議員の任期まで定数増が可能

定数増：(編入先の旧定数)×(被編入の旧人口) / (編入先の旧人口)

増員選挙による任期：編入先の市町村の議員の残任期間

###### 2) 在任特例を活用する場合

編入先の議員の任期まで在任が可能

さらに次の一般選挙による議員の任期まで定数増が可能

市町村の議会の議員の退職年金に関する特例（第7条の2）

関係市町村の議会の議員のうち、合併がなければ退職年金の在職期間の要件（在職12年以上）を満たすこととなる者は、当該要件を満たしているとみなします。

農業委員会の委員の任期等に関する特例（第8条）

選挙による委員は、一定数以内、一定期間に限り、引き続き在任することができます。

職員の身分の取扱い（第9条）

一般職の職員が引き続き職員の身分を保有するようにし、また公正に取り扱わなければならない。

一部事務組合等に関する特例（第9条の2）

一部事務組合または広域連合の構成団体のうち一団体以外のすべての市町村が、新設合併または編入されることにより廃止される場合には、関係地方公共団体の協議による規約の改正等によって、合併後も当該一部事務組合又は広域連合が存続することができます。

地方税に関する特例（第10条）

合併が行われた日の属する年度及びこれに続く5年度に限り、課税をしないことまたは不均一の課税をすることができます。

合併により新たに人口30万以上の市となった場合における当該市に対する事業所税の課税団体の指定は合併の日から起算して5年間を行わないものとします。ただし、合併市の人口が、30万を合併関係市町村の人口のうち最も多いもので除して得た数値に、合併市町村の人口を乗じて得た人口以上となった場合はこの限りでないものとします。

地方交付税の額の算定の特例（第11条）

合併が行われた日の属する年度及びこれに続く10年度について、合併関係市町村が合併しなかった場合と同様に算定し、その後5年度については段階的に増加額を縮減します。

地方債の特例等（第11条の2）

(1)市町村建設計画に基づく次の事業又は基金の積立てで特に必要と認められるものは、合併が行われた日の属する年度及びこれに続く10年度に限り、地方債を充当でき、元利償還金の一部は、基準財政需要額に算入します。

1)一体性の速やかな確立・均衡のある発展のための公共施設の整備事業等

2)地域住民の連帯の強化・旧市町村の区域の地域振興等のための基金の積立て

(2)「市町村建設計画」を達成するための事業に要する経費に充当する地方債について特別の配慮をします。

災害復旧事業費の国庫負担等の特例（第13条）

災害等に対する国の財政援助につき、合併市町村が不利益とならないようにします。

流域下水道に関する特例（第14条）

流域下水道の関係市町村が、合併により一の市町村となった場合、都道府県と関係市町村の協議により、合併の日から起算して10年を経過する日の属する年度の末日までの範囲で当該協議で定める期間に限り、当該下水道を流域下水道とみなし、下水道法の規定を適用します。

都道府県の議会の議員の選挙区に関する特例（第15条）

一定期間に限り、従前の選挙区によるか、または合併市町村が従前に属していた郡市の区域を合わせて一選挙区を設けることができます。

国、都道府県等の協力等（第16条）

(1) 国の役割

- 1) 都道府県及び市町村の自主的合併に関する助言、情報の提供等を実施
- 2) 合併市町村の建設に資するため必要な財政上の措置その他の措置

(2) 都道府県の責務

- 1) 市町村の自主的合併に関する助言、情報の提供等を実施
- 2) 市町村の求めに応じた市町村相互間の必要な調整
- 3) 市町村建設計画の達成のための事業の実施その他の必要な措置

合併協議会設置の勧告（第16条の2）

都道府県知事が公益上必要と認める場合に、関係市町村に対し合併協議会の設置の勧告をする場合には、あらかじめ関係市町村の意見を聴くとともに、勧告した場合には、その旨を公表しなければなりません。

特別区に関する特例（第17条）

この法律の規定は、地方交付税の額の算定に関する規定（第11条及び第11条の2第2項）を除き、特別区にも適用されます。

罰則（第18条、第19条）

合併協議会の設置の直接請求における署名の収集については、署名に関する自由妨害、署名の偽造、署名数の増減、関係書類の抑留・毀損・奪取、違法な氏名代筆行為、違法な手続による署名収集を行った者に対して罰則が適用され、署名の効力を市町村選挙管理委員会において決定する場合には、出頭・証言の拒否、虚偽の陳述を行った者に対して罰則が適用されます。

## 財政措置の概要

普通交付税による措置

(1) 普通交付税額の算定の特例（合併算定替）

合併後10カ年度は合併しなかった場合の普通交付税措置を全額保障。さらに5カ年度は激変緩和措置。

(2) 合併直後の臨時的経費に対する財政措置（合併補正）

合併後における行政の一体化（基本構想等の策定・改定、ネットワークの整備等）に要する経費等に対する措置。

(3) 都道府県が行う合併推進事業に対する財政措置

都道府県が行う合併のための調査研究・気運醸成等に対する経費を普通交付税

措置。

#### 特別交付税による措置

##### (1) 合併市町村に対する財政措置

合併を機に行われる新しいまちづくり、合併関係市町村間の公共料金格差調整、公債費負担格差の是正や土地開発公社の経営健全化等についての需要に的確に対応するための措置。

##### (2) 合併準備経費に対する財政措置

合併協議会設置経費等に対する措置。

##### (3) 合併移行経費に対する財政措置

合併関係市町村が合併市町村の一体性の速やかな確立を図るため合併前に要する経費に対する措置。

##### (4) 都道府県を行う合併支援経費に対する財政措置

合併市町村の行う事業に対して都道府県が交付する補助金・交付金等について措置。

#### 合併特例債による措置

##### (1) 合併市町村のまちづくりのための建設事業に対する財政措置

合併後 10 カ年度は市町村建設計画に基づく特に必要な事業の経費に合併特例債を充当（95%）、元利償還金の 70%を普通交付税措置。

##### (2) 合併市町村振興のための基金造成に対する財政措置

旧市町村単位の地域振興・住民の一体感醸成のため行う基金造成に対し特例地方債を充当（95%）、元利償還金の 70%を普通交付税措置。

#### 国費による補助

##### (1) 合併準備補助金

市町村建設計画の作成及びそのための準備等に要する経費を措置。1 団体につき一律 500 万円を配分。

##### (2) 合併市町村補助金

合併に伴い必要な事業として市町村建設計画に位置づけられた経費につき、合併関係市町村の人口規模に応じて措置。

##### (3) 都道府県体制整備費補助金

市町村合併のための都道府県の体制整備に必要な経費を措置。

#### 市町村合併支援プラン（平成 14 年 8 月とりまとめ）

市町村合併支援プランは、市町村が合併により新しいまちづくりを行うに当たっての市町村合併支援本部としての支援策等を策定し、これを実施することにより、自主的な市町村の合併を強力に促進しようとするものであり、市町村合併支援本部において、平成 13 年 8 月にとりまとめられ、さらに平成 14 年 8 月、内容の拡充が行われました。その内容は、ア) 市町村合併支援策、イ) 市町村合併支援アドバイザー制度、ウ) 市町村合併の広報・啓発、エ) 市町村合併支援窓口の 4 つにわかれています。なお、ア) 市町村合併支援策については、原則として、都道府県から合

併重点支援地域に指定された市町村で、平成 17 年 3 月までに合併した市町村が対象となります。

## ア) 市町村合併支援策

### (1) 地方行財政上の支援策及びその拡充策

#### 1) 行政支援策

町村合併の市制要件の緩和

「わがまちづくり支援事業」の活用

小学校区単位程度等の広がり場において、住民の主体的な参加による地域づくりを進めるため、「わがまちづくり支援事業」を活用

市町村合併が行われた場合の選挙権の特例

市町村議会議員の選挙区の特例

合併協議会に係る住民発議制度の拡充及び住民投票制度の導入

支所・出張所、地域審議会及び郵便局の活用

政令指定都市の指定の弾力化

大規模な市町村合併が行われ、かつ、合併関係市町村及び関係都道府県の要望がある場合には、政令指定都市の弾力的な指定を検討

補助施設の他用途転用の取扱い

施設の統合整備に伴い廃止・転用する施設に充当された地方債の繰上償還の取扱い

#### 2) 財政措置等による支援

普通交付税の算定の特例

合併直後の臨時的経費に対する財政措置

合併市町村まちづくりのための建設事業に対する財政措置

合併市町村振興のための基金造成に対する財政措置

公営企業に係る財政措置

合併前に市町村が行う建設事業に対する財政措置

新たなまちづくり等への財政措置

合併支援のための公債費負担の平準化措置

合併準備経費に対する財政措置

合併移行経費に対する財政措置

税制上の特例措置

市町村合併推進体制整備費補助金

など

### (2) 関係省庁の連携による支援策

支援本部は、当面次の分野に係る施策を講ずることにより、対象地域における総合的かつ計画的な整備を推進するものとしています。また、支援策の実施に支障が生じることのないよう、施策の内容に応じ、必要な地方財政上の措置を行うこととしています。

- 1) 快適な暮らしを支える社会基盤の整備  
道路の整備、公共交通の整備、市街地の整備、住環境の整備、公園・緑地の整備
- 2) 豊かな生活環境の創造  
廃棄物処理対策の推進、上水道の整備、下水道の整備、消防・防災・国土保全の推進、情報通信の整備
- 3) 生涯にわたる保健・医療・福祉の充実  
介護保険への対応、国民健康保険事業の安定的な運営の推進、高齢者の社会参加の促進
- 4) 次世代を担う教育の充実
- 5) 新世紀に適応した産業の振興  
農林水産業の振興、商工業の振興
- 6) 連携・交流による開かれたまちづくり

#### イ) 市町村合併支援アドバイザー制度

合併に伴い必要となる各種施策を効果的に展開することを目的として、都道府県が指定する合併重点支援地域を対象に、次に掲げる各省庁のアドバイザー制度を活用した市町村合併支援アドバイザー制度を創設します。

本制度においては、要請に応じて各省庁のアドバイザー制度の連携によるチーム派遣も可能なものとしています。

- 市町村合併アドバイザー
- 人材育成アドバイザー
- 消防広域再編アドバイザー
- 農村振興整備支援事業アドバイザー
- 大都市地域リンケージプログラムアドバイザー
- 地域振興アドバイザー

#### ウ) 市町村合併の広報・啓発

各省庁が連携・協力して市町村合併の広報・啓発に一層積極的に取り組むものとしています。

- 全国47都道府県リレーシンポジウム、市町村合併支援強化シンポジウム
- 市町村合併の広報・啓発（政府広報、各省庁）

#### エ) 市町村合併支援窓口

啓発資料の配布、閲覧等による一般住民への市町村合併の啓発とともに、支援プランに基づいた支援策の紹介やその具体化についての相談、又は、市町村合併の進展に伴う所管施策に関する不安、懸念等についての相談等に対応するため、各省庁が連携・協力して、それぞれ窓口を設置しています。

- 本省の窓口
- インターネットを活用した窓口
- 地方支分部局における窓口等

## 2) 県の施策

### 合併関連施策に係る取り組み状況

#### (1) 千葉県市町村合併推進要綱の策定

国は、市町村合併の一層の推進に向け、市町村合併特例法を改正するなど様々な支援措置を講じるとともに、平成 11 年 8 月には「市町村の合併の推進についての指針」を策定し、各都道府県に対し、「市町村の合併の推進についての要綱」を策定するよう要請しました。

こうした状況の中で、千葉県は平成 12 年 12 月、「千葉県市町村合併推進要綱」をとりまとめました。この要綱は、千葉県における合併気運の醸成と新しい地域づくりに向け、市町村合併に対する基本的考え方や取組方策等を明らかにすることに加え、市町村の関係者や地域住民が市町村合併を検討や論議する上での参考や目安となるものとしてとりまとめられたものです。

この要綱の中では、市町村合併について、以下のような県の考え方が示されています。

市町村合併は、住民の日常生活や地域の将来に多大な影響を及ぼす問題であり、市町村やその住民が地域の将来像を描きながら、自主的かつ主体的に取り組むことが重要である。また、市町村合併は千葉県の将来と密接に関連するものであり、県としても市町村並びに県民に働きかけ、気運を醸成するとともに、自主的な市町村合併に向けた取組を積極的に支援していくことが必要であると考えている。

「千葉県市町村合併推進要綱」より抜粋

なお、この要綱の中では、「市町村や住民が市町村合併について検討や論議する際の参考や目安になる市町村の組合せ」として、「結びつきパターン」が示されています。このパターンは、県民の日常生活や広域的な行政による地域のつながりや、市町村の歴史的・地理的な結びつき及び地域の意向などを基準として設定されています。東葛飾地域については、以下のようなパターンが示されています。

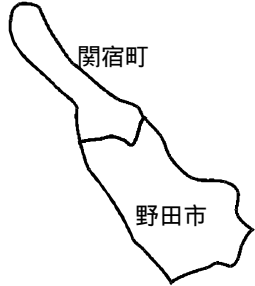
このパターンは、県があくまで例示したものであり、このパターン以外の合併に、市町村が自主的・主体的に取り組むことは妨げていません。実際、県要綱に示されたパターン以外で任意合併協議会を設置したケース（成田空港周辺 10 市町村）などもあります。


「千葉県市町村合併推進要綱」における本地域の「結びつきパターン」

東葛飾地域〔市川市、船橋市、松戸市、野田市、柏市、流山市、我孫子市、鎌ヶ谷市、浦安市、関宿町、沼南町 11市町〕

東葛飾地域は、県北西部に位置し、住民の日常生活では東京都とのつながりが強い地域であり、人口規模の大きい都市が多い。地域的には総武線沿線を中心とした京葉地区と常磐線沿線を中心とした東葛地区に分かれ、地域全体で人口約248万人を擁している。

東京との関わりが強く、人口規模の大きい千葉・東葛飾地域の都市については、現時点において、一定程度行財政基盤が充実していることから、地域内の2町に関連する組合せを除いてパターンは例示しないこととする。

野田市・関宿町 	市町村数	2
	人口	152,221人
	面積	103.54 km <sup>2</sup>
	期待される効果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域の一体的整備・振興</li> <li>・ 行財政基盤の強化、行政運営の効率化</li> </ul>

柏市・沼南町 	市町村数	2
	人口	370,920人
	面積	114.90 km <sup>2</sup>
	期待される効果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中核市移行による権限拡充とイメージアップ</li> <li>・ 地域の一体的整備・振興</li> <li>・ 行財政基盤の強化、行政運営の効率化</li> </ul>

「千葉県市町村合併推進要綱」より抜粋



## (2)千葉県市町村合併支援本部の設置

平成 13 年 7 月 9 日、県は、自主的な市町村合併の取り組みについて全庁的な支援の充実を図るため、「千葉県市町村合併支援本部」を設置しました。これは、本部長は知事、副本部長は副知事とし、本部員は県庁の各部長等となっています。この組織では、以下のような取り組みを行っています。

- (1)自主的な市町村合併の取組への支援及び総合調整に関すること。
- (2)市町村合併に係る気運の醸成に関すること。
- (3)合併特例法第 5 条に規定する市町村建設計画に係る調整に関すること。
- (4)その他市町村合併の推進に必要な事項。

市町村建設計画は、合併後の市町村のまちづくりに関する計画。(県事業含む。)

## (3)その他、近年の支援施策の状況

市町村合併の気運の醸成に向け、総務省等と共催で「市町村合併をともに考える全国リレーシンポジウム in 千葉」を開催したほか、県独自に「市町村合併を考える地域シンポジウム」を県内各地域で開催しており、東葛地域では、平成 13 年 11 月、柏市において行われました。

このほか、市町村合併に係るパンフレットの配布や、市町村に対する各種支援措置を設けています。

平成 15 年度においては、財政措置も含め、支援施策がさらに推進されることが見込まれます。

## 市町村合併重点支援地域に対する支援策について

千葉県は、自主的な合併を一層推進するため、合併重点支援地域に指定された地域に対する新たな支援策を含め、政策パッケージ「新しいまちづくり支援プラン」を決定し、次のような支援を行っています。なお、これらについては、基本的に平成 16 年度末までの合併に適用されることとなります。また、県では、県における支援策について今後とも検討し、「新しいまちづくり支援プラン」の充実を図っていくこととしています。

### 千葉県「新しいまちづくり支援プラン」の内容

(平成 14 年 12 月 1 日時点)

#### 合併特例交付金(仮称)

円滑な新市町村の体制づくりを支援するため、伝統文化保存やコミュニティ育成のための事業や行政格差是正のための基盤整備事業等に要する経費について、交付金を交付。

#### 市町村合併支援補助金

ア 合併に係る調査研究、住民意識調査、啓発事業への補助

補助対象経費の 1/2 以内、限度額 300 万円。重点支援地域内市町村等は、限

度額 500 万円

イ 歴史文化の継承、コミュニティの育成などの課題解決のための検討調査事業への補助

補助対象経費の 1/2 以内、限度額 500 万円。 合併重点支援地域内市町村等のみ対象

ウ 法定合併協議会への補助

補助対象経費の 1/2 以内、2 か年で 1,000 万円を限度

市町村振興資金の無利子貸付

現行の「市町村振興資金」において、合併準備に要する経費、また、合併後の新市町村におけるまちづくり事業のうち合併特例債に充当しない経費等について、無利子の資金貸付枠を設定

その他の支援策（主なもの）

県事業の重点実施、市町村補助事業の優先採択

合併協議会等に対する要請に基づく人的支援（協議会への委員としての参画、協議会事務局への職員の派遣）

市町村合併推進アドバイザーの派遣

合併協議会設置、運営、市町村建設計画策定等に係る助言

なお、合併重点支援地域においては、上記の県の支援策の他、国の各種支援措置が講じられることとなります。

例えば、前述の国の市町村合併支援プランにおいては、都道府県が行う合併支援事業に対する財政措置（合併推進債）についても、以下のような措置が講じられます。

都道府県が行う合併支援事業に対する財政措置

都道府県が行う合併市町村の一体化を促進するために必要な道路、街路、農道等の整備事業に要する経費に対して「合併推進債」を充当（事業費の 90%）し、元利償還金の 50%を普通交付税により措置。

## (5) 6市2町における合併の効果の検討

### 1) 合併により期待される効果

前述のような社会的背景と国・県の施策等を踏まえ、6市2町が合併すると仮定した場合、合併に際し期待される効果として、以下のような点が挙げられます。

#### 住民の利便性向上

行政単位が大きくなることにより、様々なメリットが期待できます。例えば、利用可能な行政窓口が増加し、住居や勤務地、通勤途中など多くの場所で利用可能になります。

利用が制限されていた他市町村の公共施設（図書館、スポーツ施設、保健福祉センター等）が利用できるようになります。

旧市町界を越えた小中学校区の見直しが可能となり、生活の実態に即した学区が設定できます。

など

#### 行政サービスの高度化・多様化、新たな行政ニーズへの円滑な対応

合併により政令指定都市となった場合、保健福祉関連や都市計画関連、環境関連の権限などが市のものとなり、これまで以上に迅速で地域の実情に合った対応が期待できます。政令指定都市制度については、参考資料を参照  
行財政基盤の強化が期待できます。

役所の規模が大きくなるため、より専門性に特化した組織や職員を置きやすく、また、専門性の高い職員の採用や育成を行いやすくなります。

など

#### 広域的観点に立ったまちづくり・施策展開

広域的視点に立って、道路や公共施設等の整備、土地利用等、まちづくりをより効果的に実施することができます。

環境問題や交通問題など、広域的な調整、取り組み等を必要とする課題に対する施策を、これまで以上に効率的かつ円滑に展開できます。

広域的視点に立った公共施設の適正配置が可能となります。また、公共施設等への重複投資を避けることができ、重点的、効率的な施設整備が可能となります。

など

#### 総合的な活力の強化

政令指定都市へ移行することにより、これまで県が行ってきた行政分野を市が直接行うことができるようになり、総合力が向上します。

合併により社会的に注目されることとなり、知名度の向上や、地域のイメージアップが期待できます。

など

## 行財政の効率化

役所や役場の総務、企画等の管理部門の効率化が図りやすくなり、サービス提供や事業実施を直接担当する部門の人員を厚くしやすくなるとともに、職員数を全体的に少なくすることができます。

市町議会議員や、市長・助役・収入役・教育長等の特別職、また各種委員会の委員等の総数を減少させることができ、経費の節減が図られます。

など

これらの効果を活かすことにより、第3章において整理した社会経済情勢の変化や地域の様々な課題に、より一層、効果的に対応できる可能性があります。

## 2) 合併による人員削減効果の試算

合併した場合、市町議会議員や市の特別職、また職員等については、合理化を進めて削減を図ることが期待できます。それに伴い、人件費も削減され、財政面でプラスの効果が表れます。その人員の削減見込みについて、簡便な試算を行った結果を以下に示します。

### 6市2町で合併した場合の市町議会議員、主な特別職、一般職員の削減数（試算）

#### 1) 市町議会議員

##### 試算結果

現在の議員定数合計	244人
新市の上限議員数	72人（地方自治法の人口規模別上限数）
削減される議員数	172人

議員については、定数特例・在任特例がある（合併特例法期限内の合併の場合）

#### 2) 特別職のうち、首長・助役・収入役・教育長（四役）

##### 試算結果

現在の四役定数合計	34人
新市の四役定数（仮定）	6人（首長1、助役3、収入役1、教育長1）
削減される人数	28人

助役3人制とした場合。千葉市の助役定数は3である。

#### 3) 一般職員数（普通会計部門の職員数）

##### 試算結果

現在の職員数合計	10,163人（平13.4.1時点。人口一人あたり0.007415人）
福岡市の対人口比職員数と同等の職員数	8,468人（平13.4.1時点で人口一人あたり0.006178人）
削減される職員数	1,695人

政令指定都市は、一般の市と比較すると大幅に権能が増加するため、比較的多くの職員が必要になる。  
福岡市は、6市2町合計の人口・面積と規模がほぼ同じであり、また、全国の12政令指定都市のうち、人口一人あたり職員数が最も少なく、合理化が比較的進んでいると考えられるため、指標として用いた。

いずれも、おおまかな仮定に基づく試算であり、合併後の姿を正確に現しているものではありません。

ただし、これらの削減に際しては、行政サービスの水準の低下を招かぬよう留意する必要があります。



## 参 考 資 料

- 1．6市2町それぞれの市町村合併に係る歴史的変遷
- 2．東葛広域行政に関する住民意識調査（平成10年実施）の結果（一部抜粋）
- 3．政令指定都市制度について



## 1. 6市2町それぞれの市町村合併に係る歴史の変遷

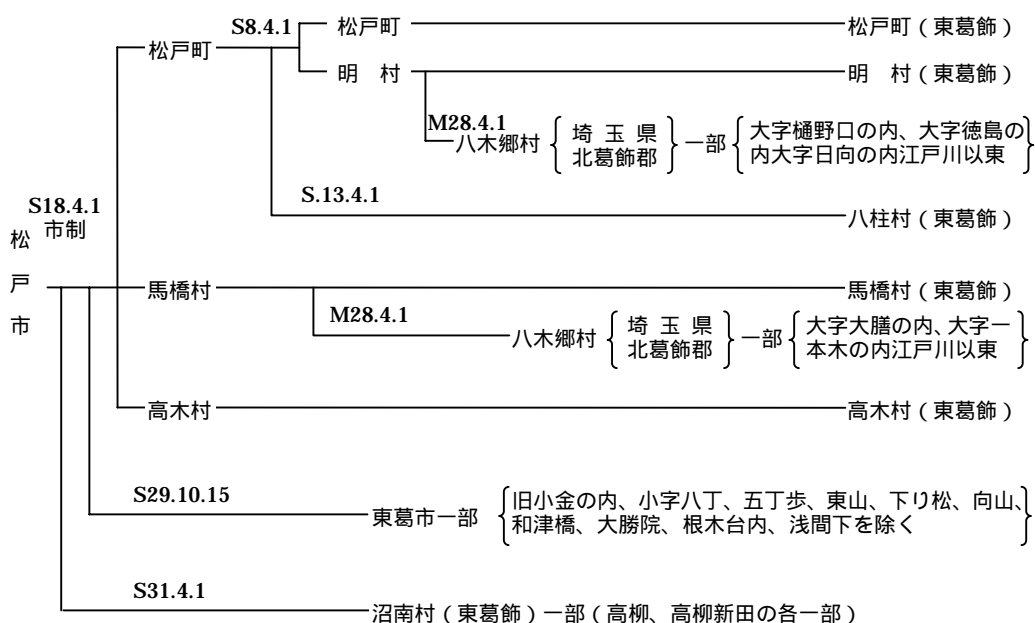
柏市「広域連携・合併調査報告書」(平成13年度)をもとに作成。

各市町について、以下の内容を整理する。

内容	参考資料
ア) 変遷一覧(市制町村制以降)	千葉県「千葉県町村合併史 続編」1980年から抜粋
イ) 昭和の大合併期以前の状況	千葉県「千葉県町村合併史 上巻」1979年をもとに作成
ウ) 昭和の大合併の沿革、経緯、事情など	千葉県「千葉県町村合併史 下巻」1979年をもとに作成

### 松戸市

#### ア) 変遷一覧(明治22年の市制町村制以降)



#### イ) 昭和の大合併期以前の状況

##### 松戸町

松戸駅、下矢切、中矢切、上矢切、小山、栗山の諸町村を合併して松戸町が設置された。

この地方はかつて葛飾郡に、次いで東葛飾郡に属し、往時風早荘の地であったと伝えられる。明治6年大小区分画の際、全地区第十二大区二小区に編入され、11年郡区町村編制法施行の際、松戸駅と小山駅は2町村で、その他の諸村は一団としてそれぞれ村連合を組成し、次いで17年戸長役場所轄区域更定の際、松戸(駅)、小山、上矢切、中矢切の諸町村は一団として、栗山村は市川村外2村とともに各々同一戸長役場の所轄に属し、明治22年に至った。

本地区は、このように二戸長役場の所轄に分属し、また学区においても2区に分かれていた(栗山村は市川村4村とともに1区を成し、その他の町村は岩瀬村外8村とともに1区を成していた)がそしてまた松戸駅は商、農業を生業としその他の



諸村は概ね農業を生業とするの相違はあったが、民情、風俗、生活の状態等に殆ど相違がないばかりか、松戸駅の商家と近隣諸村の農業とは、相通じて経済的に相互依存の関係にあり、かつ水利施設の経営利用なども、関係地域限りで共同に行う等、合併に適当な条件を備えていた。

松戸駅は旧町村中の大町村であり、人家連たん、市街の形状を成し著聞していたので、新町名はそれを踏襲して松戸町と命名された。

#### 明村

上本郷、根本、南花島、伝兵衛新田、竹ヶ花、松戸新田、小根本、岩瀬、古ヶ崎（江戸川以東）の諸村及び中和倉村飛地（樋野口、徳島及び小向の内江戸川以東）を合併して明村が設置された。

この地方は以前に葛飾郡に、次いで東葛飾郡に属し、往時風早荘の地であったと伝えられる。明治6年大小区分画の際、第十二大区三小区に編入され、11年郡区町村編制法施行の際、上本郷村、松戸新田村、南花島村は3村で、根本、竹ヶ花、岩瀬、小根本の諸村は4村で、古ヶ崎村と伝兵衛新田は2村でそれぞれ村連合を組成し、次いで17年戸長役場所轄区域更定の際、当地区を一括して同一戸長役場の所轄下に置き、明治22年に及んだ。

当地区はこのように戸長役場所轄区域を同じくし、かつ、学区も松戸駅4村とともに1区をなしていた。生業は小根本村は商業を主とし、その他の諸村は農業を主とするの相違はあったが、その間人情、風俗、生活状態等を同じくし、地区内において商業と農業とは寧ろ相互依存の関係にあり、また水利施設の経営、利用についても、ただ用排水路において南花島、上本郷、竹ヶ花、小根本、古ヶ崎、伝兵衛新田の諸村が小金町外18村と共同関係をもつ外は関係地域のみで行うなど、合併に適当な状態にあった。

新村名は明村と決定したが、それは明治時代の余沢をうけて合併新生した村を意味する。

#### 八柱村

紙敷、串崎新田（初富村への飛地除く）、和名ヶ谷、高塚新田、田中新田、秋山、大橋、河原塚の諸村を合併して八柱村が設置された。

この地方はかつて葛飾郡に、次いで東葛飾郡に属し、明治6年大小区分画の際、第十二大区一小区に編入、11年郡区町村編制法施行の際、紙敷、秋山の両村は稲越村とともに、和名ヶ谷、大橋は2村をもって、高塚新田は大野、貝塚2村とともに、串崎新田は中沢、大町新田とともに、また河原塚村は中和倉村外3村とともに各々村連合を組成し、次いで17年戸長役場所轄区域更定の際、全地区を一括して同一戸長役場の所轄下に置き、明治22年に至った。

本地区は戸長役場所轄区域及び学区を同じくする上、各村概ね農業を生業として生活状態を共通にし、かつ水利施設の経営などについても関係諸村限りで共同に行う等、合併に適当な状態にあった。

新村名は八柱村と決定したが、それは合併された8村が新村の柱礎となり、協同一致、民福の増進にあたるという意味を含めたものである。

## 馬橋村

馬橋、新作、中根、三ヶ月（ニツ木村への飛地を除く）、幸谷（小金町、ニツ木村への飛地を除く）、大谷口新田、主水新田、外河原、七郎右衛門新田（小金町、木村への飛地を除く）、九郎左衛門新田、三村新田及び小金町飛地、流山村飛地、木村飛地、上本郷飛地（外河原の内江戸川以東、大膳及び一本木の内江戸川以東）を合併して新たに馬橋村が設置された。

この地方は往時葛飾郡に、のち東葛飾郡に属し、明治6年大小区分画の際、第十一大区三小区に編入、11年郡区町村編制法施行の際、馬橋、新作、中根は3村で、幸谷、三ヶ月の2村はニツ木村外1村とともに、九郎左衛門新田、七郎右衛門新田、大谷口新田、主水新田、外河原、三村新田の諸村は木村とともにそれぞれ村連合を組成し、次いで17年戸長役場所轄区域更定の際、当地区に横須賀村を加えて同一戸長役場の所轄に属せしめ、明治22年に及んだ。

当地区は戸長役場所轄区域及び学区ともに横須賀村を加えて1区をなしていた上、各村とも概ね農業を営み生活状態を同じくしていた。従って水利施設などについても、用排水路において外河原村を除く10村が小金村外14村と共同の関係をもつ等の事業があったが、合併を妨げるものではなかった。

旧村中で馬橋村が最も大村であり、かつ著聞した地名であったので、新村名はそれを踏襲して馬橋村と決定した。

## 高木村

金ヶ作、八ヶ崎、中和倉（上本郷村への飛地を除く）、千駄堀、日暮、栗ヶ沢、五香六実の諸村及び初富村飛地を合併して高木村が設置された。

この地方はかつて葛飾郡に、のち東葛飾郡に属し、往時風早荘の地であったと伝えられる。明治6年大小区分画の際、八ヶ崎、栗ヶ沢の2村は第十二大区五小区に、その他の村々は同大区四小区に編入、次いで9年八ヶ崎、栗ヶ沢の両村が同大区四小区に編入された。11年郡区町村編制法施行の際、金ヶ作、千駄堀、中和倉の3村は河原塚村とともに、八ヶ崎、栗ヶ沢の2村は久保平賀村とともに、五香六実村は佐津間村、栗野村等とともにそれぞれ村連合を組成し、17年戸長役場所轄区域更定の際、当地区を一括して同一戸長役場の所轄下に置き、明治22年の合併に及んだ。

関係諸村は、学区及び戸長役場所轄区域を同じくする上、各村とも概ね農業を営んで生活状態を同じくし、かつ、水利施設についても、関係諸村限りで共同関係をもつなど合併に適当な状態にあった。

当地方は往昔、高城下野守の領地であったので、高城を高木に通じ、新村名を高木村と命名した。

## 小金町

柏市における記述を参照

- ウ) 昭和の大合併の沿革、経緯、事情など  
合併関係市町村とその沿革

松戸市は、昭和 29 年 10 月 15 日、東葛市の旧小金町地域の大部分を編入した。それまでの松戸市の区域は、明治 22 年の合併の際、それぞれ松戸町、明村、八柱村、馬橋村及び高木村として発足し、昭和 8 年に松戸町と明村が合併、昭和 13 年に八柱村を編入した。昭和 18 年 4 月、松戸町、馬橋村及び高木村の 3 町村が合併し、市制施行していた。小金町は、明治 22 年に発足し、昭和 4 年に土村字根木内を小金町飛地との交換において編入し、昭和 29 年 9 月 1 日に柏市、田中村及び土村と合併し東葛市となっていた。

#### 旧小金町の編入（境界変更）を必要とした事情

松戸市と旧小金町とは隣接し、境界も入り組んでおり、その社会的、経済的及び文化的関係は極めて密接であって、旧小金町は松戸市を中心とする一つの圏内にあった。公的協力関係も密接であり、旧小金町と旧馬橋村が一部事務組合を設けており、また坂川治水対策についても、坂川治水組合、坂川土地改良区等の組織により昭和 27 年頃から協力を続け、また江戸川水防においても両市町は連合水防団を組織して活動してきた。消防に関しては、両町村の間に相互援助協定が結ばれ消防団活動を強化していた。教育の面においても、小金町から多数の児童生徒が松戸市内の小中学校へ通学していた。その他、東葛飾郡第二地区農業改良普及協議会が松戸市、小金町及び流山市の間に組織され成果を上げているなど、両市町の公的協力は極めて広範にわたっていた。また、小金町の商業者の大多数が松戸市場を仕入先としており、小金町の農作物の殆どは松戸市内の青果市場に出荷されるなど、産業面でのつながりも強かった。

#### 旧小金町の編入（境界変更）の経緯の概要

松戸市と小金町との合併は、昭和 18 年の松戸市の市制施行当時からしばしば話題となっていたが、具体的に取り上げられたのは、昭和 28 年 8 月 12 日に開催された松戸市臨時議会の議決により、町村合併促進委員会が松戸市に設置されて以降になる。

松戸市町村合併促進委員会は、まず小金町、次に鎌ヶ谷村及び流山町との合併をめざした。その後、小金町及び土村と合同協議会を設置したが、昭和 29 年 5 月に柏町、小金町、土村及び田中村によって東葛中部地区市制施行促進協議会が結成されたため、松戸市と小金町の合併は困難な状態となった。

その後、松戸市から小金町に対し協議会の開催を申し入れたが実現には至らなかった。しかし、小金町の一部住民により、松戸市への合併を推進する協議会が設置され、松戸市及び県に対して松戸市との合併実現に向けて運動を押し進めた。その結果、東葛地区県議会議員を調停委員として調停を行い、東葛市関係町村が以下の協定に基づいて市制施行することで解決となった。

#### 【協定書】

- 一 知事は、東葛市制施行後、直ちに（約七日以内の見込）東葛市に対して旧小金町地区を松戸市に分離するように勧告すること。
- 二 東葛市は、前項の勧告を受けたときは、直ちに（約十五日以内の見込）旧小金町地区の住民投票を行うものとする。

三 住民投票の結果、有権者の二分の一以上であって、かつ有効投票の三分の二以上の賛成があったときは、関係市は直ちに知事に処分申請をするものとする。

四 前項の住民投票は、公職選挙法の規定を適用して厳正な投票を行うものとする

五 柏町、小金町、田中村及び土村の各首長及び議長は、関係町村議会全員協議会の議を経て県議会の議決前に右の協定を誠意と真実をもって実施する旨確約すること。

右誓約する。（以上）

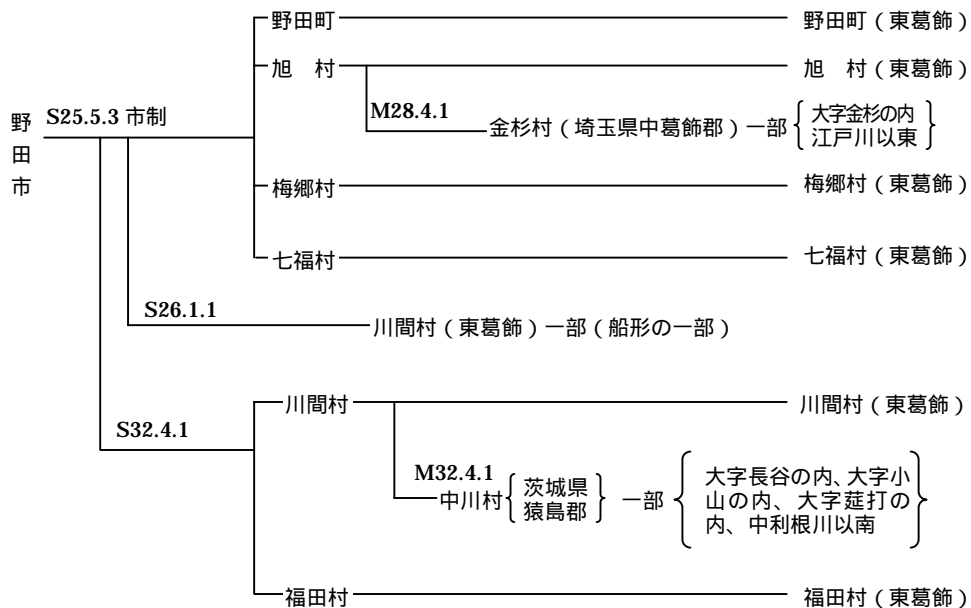
こうして、昭和 29 年 9 月 1 日、東葛市が市制施行し、同 9 月 6 日、協定書に基づき知事の勧告があり、旧小金町地区住民の投票を行うべき段階となったところ、投票の期日決定及び投票の取扱に関して見解の相違を生じ、解決をみないままに 9 月 28 日の小金地区住民の大会が開催される等の事態を生じたが、かかる事態のもとに住民投票を行うことは却って禍根を将来に残す恐れがあるという見解等もあり、東葛市は住民投票を行わず、旧小金町地区の大部分を松戸市に編入する議決を行い、10 月 15 日に編入が行われた。

合併直前の人口・面積・財政規模・職員数

関係市町村名	人口	面積	財政規模(一般会計)	職員数
松戸市	58,374 人	51.8 km <sup>2</sup>	254,749 千円	269 人
小金町(編入分)	7,677 人	8.0 km <sup>2</sup>	18,396 千円	18 人
合計	66,051 人	59.8 km <sup>2</sup>	273,145 千円	287 人
			新市の職員数	287 人

## 野田市

### ア) 変遷一覧(明治 22 年の市制町村制以降)



## イ) 昭和の大合併期以前の状況

### 野田町

野田(町) 清水(今上村への飛地を除く) 堤台、中野台、上花輪(今上村、平方村への飛地を除く)の諸町村及び桜台村飛地、今上村飛地を合併して新たに野田町が設置された。

この地方はかつて葛飾郡に、次いで東葛飾郡に属し、往時下河辺荘の地であったと伝えられる。明治6年大小区分画の際、第十二大区十一小区に編入、11年郡区町村編制法施行の際、野田町は1町で独立し、上花輪村は今上、桜台の2村とともに、清水、中野台、堤台の諸村は座生新田とともにそれぞれ村連合を組成し、次いで17年戸長役場所轄区域更定の際、当地区全域を一括して同一戸長役場の所轄に属せしめ、明治22年に及んだ。

関係町村中野田町は主として商業を営み、その他の諸村は概ね農業をもって生業とするの相違はあったが、民情、生活の状態にさしたる相違がなく、かつ、野田町の商業と附近の農業とは有無相通ずる相互依存の関係にあり、合併に適当な状態にあった。用耕水路の経営、利用については上花輪、野田、清水、中野台等の村々が、今上村外15村と、また清水、中野台、堤台の諸村が座生新田とともに、即ち他地域と共同の関係をもつ等の事情はあったが、それは合併を妨げる原因となるものではなかった。

旧町村中、野田町が最も大町村であり、かつ、醤油の産地及び地方の商業地として著聞した地名であったのでそれを踏襲して新町名は野田町と決定した。

### 旭村

目吹、大殿井、鶴奉、柳沢新田、宮崎新田(桜台村への飛地を除く) 中根新田、横内(大字金杉の内江戸川以東)及び花井新田飛地を合併して旭村が設置された。

この地方はかつて葛飾郡に、次いで東葛飾郡に属し、往時下河辺荘の地であったという。明治6年大小区分画の際、第十三大区一小区に編入、次いで8年第十二大区十小区に編入。11年郡区町村編制法施行の際、目吹村は1村で独立し、鶴奉、柳沢新田、宮崎新田、中根新田は一団として、横内村は大殿井村外3村とともにそれぞれ村連合を組成し、17年戸長役場所轄区域更定の際、大殿井村は木野崎村とともに、その他諸村は一団として各々同一戸長役場の所轄に属し、明治22年に及んだ。

当地区は戸長役場所轄区域及び学区が2区(大殿井村は三ツ堀村外3村とともに1学区、その他の諸村で1学区)に分かれていたが、各村いずれも農業を生業として生活状態を同じくし、かつ、水利施設などについても、用耕水路につき目吹村において船形村と共同の関係がある外は、大体において関係諸村限りで共同の関係をもつ等、合併に適当な状態にあった。

新村名は新村の旭日昇天の如き発展を念願して旭村と命名された。

### 梅郷村

山崎、今上(江戸川以東) 桜台(田野台村への飛地を除く) 花井新田(横内村への飛地を除く) 堤根新田の諸村及び宮崎新田飛地、清水村飛地、上花輪村飛地

を合併して梅郷村が設置された。

この地方は、往時葛飾郡に、次いで東葛飾郡に属し、往昔は下河辺荘の地であったという。明治6年大小区分画の際、山崎、桜台、花井新田、今上の諸村は第十三大区一小区に、堤根新田は第十二大区十小区に編入、次いで9年山崎、桜台、今上、花井新田の諸村は第十二大区十小区に編入。11年郡区町村編制法施行の際、今上、桜台の両村は上花輪村とともに、花井新田、堤根、新田は外2村とともに各々村連合を組成し、山崎村は1村で独立した。17年戸長役場所轄区域更定の際、山崎、今上、桜台、花井新田は一団として、堤根新田は三ツ堀村とともに、それぞれ同一戸長役所の所轄に属し、明治22年に及んだ。

当地区はこのように2戸長役場に分属するとともに、学区も2区(堤根新田は三ツ堀村外3村とともに1区、その他の諸村で1区)に分かれていたが、各村とも大体において農業を生業とし、人情、風俗、生活状態を同じくして、合併に適当な状態であった。水利施設の経営、利用については用耕水路において今上、桜台、山崎の3村が上花輪村外16村とともに共同関係をもつ等の事情はあったが、それも合併を妨げ原因となるものではなかった。

新村名は梅郷村と命名されたが、それは合併関係諸村の数(5村)が梅花五弁の数に等しいことに因ったものである。

#### 七福村

谷津、吉春、蕃昌新田、五木、岩名、五木新田、座生新田の諸村及び尾崎村飛地を合併して七福村が設置された。

この地方はかつて葛飾郡に、次いで東葛飾郡に属し、明治6年大小区分画の際、第十三大区二小区に編入、11年郡区町村編制法施行の際、吉春、蕃昌新田の2村は外2村とともに、岩名、五木の2村は外2村とともに、座生新田は清水村外3村とともに、それぞれ村連合を組成し、次いで17年当地区を一括して同一戸長役場の所轄下に置き、明治22年に至った。

当地区は戸長役場所轄区域及び学区を同じくする上、各村とも概ね農業を営んで生活状態を同じくし、かつ用排水路の経営、利用などについても関係諸村限りで共同関係をもつ等、合併に適当な状態であった。

新村名は、7村の合併によって成立した新村の福利が増進せられることを念願して、七福村と命名された。

#### 川間村

中里、東金野井、船形、尾崎(岩名村への飛地を除く)の諸村を合併して川間村が設置された。

この地方は以前葛飾郡に、のち東葛飾郡に属し、往時下河辺荘の地であったと伝えられる。明治6年大小区分画の際、第十三大区二小区に編入、11年郡区町村編制法施行の際、中里村、尾崎村は2村で、東金野井村は岡田、平井等の諸村とともにそれぞれ村連合を組成し、船形村は1村で独立し、次いで17年当地区全域を一括して同一戸長役場の所轄に属せしめ、明治22年に及んだ。

当地区諸村は、戸長役場所轄区域及び学区を同じくしている上、各村概して農村

を営み、民情、生活の状態等を同じくし、かつ、水利施設の経営、利用等についても、用排水路に関して中里、尾崎、東金野井の3村が岡田村と、また船形村が目吹、木野崎の2村と共用関係をもつ外は関係地域限りで共同に行うなど、合併に適当な状態であった。

新村名は川間村と決定したが、それは新村が利根、江戸の2つの川の間横たわっている地形によった。即ち川の間が存在する村を意味する。

#### 福田村

瀬戸、木野崎、三ツ堀、二ツ塚、上三ヶ尾(利根運河南部を除く)、西三ヶ尾(同上)、下三ヶ尾(同上)、大青田(同上)の諸村を合併して福田村が設置された。

この地方はかつて葛飾郡に、次いで東葛飾郡に属し、往時下河辺荘福田郷の地であったと伝えられる。明治6年大小区分画の際、全区第十三大区一小区に編入、次いで8年木野崎村は第十二大区十小区に、瀬戸、三ツ堀、二ツ塚、西三ヶ尾、上三ヶ尾、下三ヶ尾の諸村は同大区九小区に編入された。11年郡区町村編制法施行の際、上三ヶ尾、下三ヶ尾、西三ヶ尾、二ツ塚、大青田の諸村は一団として、三ツ堀村は瀬戸村と2村でそれぞれ村連合を組成し、17年戸長役場所轄区域更定の際、木野崎、三ツ堀、二ツ塚の諸村は大殿井、堤根新田とともに、上三ヶ尾、下三ヶ尾、西三ヶ尾、大青田の諸村は船戸村とともに各々同一戸長役場の所轄に属し、明治22年に及んだ。

当地区は右のように2戸長役場の所轄に分属し、学区も2区(木野崎、三ツ堀、二ツ塚の諸村は大殿井村外1村とともに1学区、その他の諸村は船戸村を含めて1学区)に分かれていたが、各村とも概ね農業を営んで生活状態を同じくし、合併に適当な状態にあった。水利施設の経営、利用についても、用耕水路において上三ヶ尾、下三ヶ尾、西三ヶ尾の諸村は関係地域外(東深井村)とともに利害関係をもっていたが、合併を妨げる原因とはならなかった。

この地方は往時福田荘の地であったと伝えられるので、新村名は、それに因んで福田村と命名された。

### ウ) 昭和の大合併の沿革、経緯、事情など

#### 合併市町村とその沿革

昭和25年5月3日、野田町、梅郷村、七福村及び旭村の4町村は合併して野田市を設置した。関係市町村はいずれも明治22年の合併により設置され、その後変更なく当時に至っていた。

その後、新市町村建設促進法の規定により、昭和32年4月1日、福田村及び川間村を野田市に編入合併した。

#### 合併を必要とした事情

当該地区町村は、古くから産業経済的にも社会的にも非常に密接な関係にあったが、特に当時、野田町を中心とする社会的、経済的、文化的発展は顕著なものがあり、既に行政区画を超越した一つの生活圏が形成されていた。従って、町村間における協力関係も極めて密であり、旭村児童の約450人(同村生徒数の約40%)の

教育が野田市に委託されている等の状況があった。また、野田町民が関係3村内に所有する土地は、旭村においてその面積の40%、梅郷村において18%、七福村において10%を占めており、野田醤油株式会社工場の一部は、旭村及び梅郷村の地域にわたっており、同会社への関係各村から通勤者数は、それぞれの村の戸数との割合において、旭村及び梅郷村がそれぞれ21%、七福村が19%に上っていた。また、野田町に設けられている医療施設、娯楽施設をはじめ各種の文化施設は、いずれも近隣3村の農業生産力を重要な基礎として発展したものであり、こうした状況下において、これらの諸町村を包摂する強力な自治体を組成して、総合的な計画を樹立し、地域の発展を図ることの必要性が高まっていた。

#### 合併の経緯の概要

野田町を中心とする近隣町村の合併は、早くから一部住民の間で希望されていたが、昭和24年8月に開催された東葛飾郡町村会以降、合併の機運が具体化してきた。同年11月、野田町において町内有志により大野田建設合同協議会が設置され、合併に関する研究検討が行われ、同月、野田町、旭村、梅郷村、七福村及び福田村の5町村間で合併に関する協議会が開催され、合併の必要性が認められた結果、12月、5町村は町村長及び議会の正副議長によって構成する市制施行促進委員会を設置し、先進事例調査や普及啓発活動を行った。普及啓発の方法としては、各町村とも議会議員の協議会、各種団体協議会、集落座談会等を開催し広く住民の間に趣旨を説明することとした。昭和25年2月、市制施行促進委員会において野田町、旭村、梅郷村及び七福村の4町村は住民の大多数が合併に賛成、福田村においては賛否両論で対立しているが大半は賛成の方向に進みつつある旨、各町村から報告があり、全住民の賛成を目標として協議を進めたが、同年3月下旬、福田村は住民投票の結果、合併を見送ることとなり、野田町、旭村、梅郷村及び七福村の4町村で合併し、市制施行することとなった。同年5月、野田市が発足した。

その後、昭和28年10月、町村合併促進法施行に伴い県内市町村に合併の気運が高まり、先に合併を見送った福田村に加え、川間村、木間ヶ瀬村、二川村及び関宿町が野田市との合併を検討することとなった。これに対し野田市は、川間村及び福田村との合併を検討することとし、その後様々な経緯を経て昭和31年12月に、新市町村建設促進法の規定に基づき、野田市へ川間村及び福田村を編入合併する旨。県知事からの勧告が行われ、昭和32年4月1日に合併が行われた。

#### 新市の名称

「野田」は醤油の産地として全国的に著名であるばかりでなく、海外にも知られている地名であるため、新市の名称は野田市となった。

#### 新市の事務所

野田町役場庁舎は新市のほぼ中央に位置しており、また建築構造、職員の収容能力等も新市役所として適当であるとされ、新市役所庁舎として充てられた。



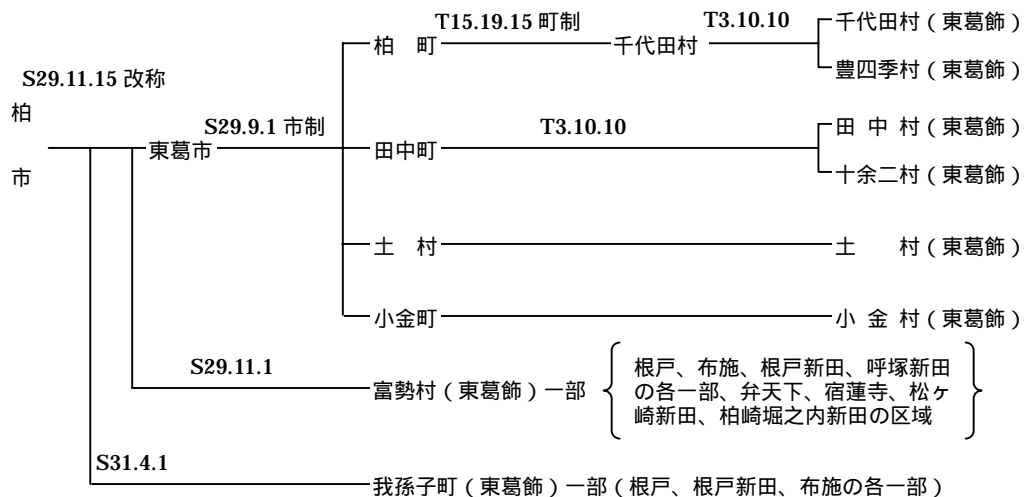
合併直前の人口・面積・財政規模・職員数

関係市町村名	人口	面積	財政規模(一般会計)	職員数
野田町	24,142 人	5.5km <sup>2</sup>	36,028 千円	138 人
旭村	5,795 人	11.7km <sup>2</sup>	8,904 千円	25 人
梅郷村	4,796 人	11.0km <sup>2</sup>	5,610 千円	22 人
七福村	4,328 人	10.2km <sup>2</sup>	4,551 千円	21 人
合計	39,061 人	38.4km <sup>2</sup>	55,093 千円	206 人
			新市の職員数	231 人
福田村	5,188 人	17.9km <sup>2</sup>	-	-
川間村	6,717 人	17.8km <sup>2</sup>	-	-

福田村、川間村の編入合併直前の財政規模、職員数は不明

柏市

ア) 変遷一覧(明治22年の市制町村制以降)



イ) 昭和の大合併期以前の状況

千代田村・豊四季村組合(のちに柏町)

柏、戸張、篠籠田、松ヶ崎、高田、印旛郡呼塚新田字落合、同郡柏堀ノ内新田(字一番割、水神前を除く)、同郡柏、同郡中、同郡下、同郡戸張新田の諸村を合併して千代田村を設置、千代田村と豊四季村(旧村のまま)と両村の間に村組合が組織された。

千代田村を形成した諸村のうち、柏、戸張、篠籠田、松ヶ崎、高田の諸村はかつては葛飾郡に、のち東葛飾郡に属し往時、戸張郷風早荘の地であり、その他の諸村は古来印旛郡に属し、同じく戸張郷風早荘の地であったと伝えられる。明治6年大小区分画の際、東葛飾郡下の前記5村は第十二大区八小区に、印旛郡下の諸村は第十三大区三小区に編入された。明治11年郡区町村編制法施行の際、柏、戸張新田の2村は豊四季村とともに、篠籠田、松ヶ崎、高田は3村で、呼塚新田、柏堀ノ内新田、柏、中、下、戸張の諸村は根戸村外3村とともに、それぞれ村連合を組成し、次いで17年戸長役場所轄区域更定の際、柏、戸張、篠籠田、松ヶ崎の諸村は一団

として、高田村は花野井村とともに、下、戸張新田は塚崎村外 9 村とともに、呼塚新田、柏堀ノ内新田、柏、中の諸村は根戸村外 5 村とともに各々同一戸長役場の所轄に属し、明治 22 年に及んだ。

当地区はこのように数戸長役場の所轄に属し、かつ学区も 2 区に分かれていた（呼塚新田、柏堀ノ内新田の 2 村は布施村外 3 村とともに 1 学区、その他の諸村で 1 学区）が各村とも概ね農業を生業として生活状態を同じくし、かつ水利施設の経営及び利用なども関係諸村限りで共同に行う等、合併に適当な状態にあった。

豊四季村もかつては葛飾郡に、次いで東葛飾郡に属し、明治 6 年大小区分画の際、第十二大区八小区に編入、11 年郡区町村編制法施行の際、柏村外 1 村と村連合を組成し、次いで 17 年戸長役場所轄区域更定の際、柏村外 3 村とともに同一戸長役場の所轄に属し、明治 22 年に及んだ。

豊四季村が千代田村と合併せずに 1 村で独立し、千代田村との間に村組合を組織する方針をとったのは、「……豊四季村と千代田村との関係について甲（「註」豊四季村）は新開墾地にして、乙（「註」千代田村）は故村なり。自然生活の状態も相異なるを以って、一概に之を合併せしむべからざる事情あり……」（「新町村組織要領」による）という理由によった。

新村名は千代田村と決定したが、これは新村が永遠に繁栄することを希念して命名されたものである。

田中村・十余二村組合（のちに田中村）

若柴、花野井、大室、正蓮寺、小青田、船戸、大青田（利根運河北部を除く）、上三ヶ尾（利根運河南部）、下三ヶ尾（同左）、西三ヶ尾（同左）の諸村及び青田新田飛地を合併して田中村が設置され、田中村と十余二村（十余二村は旧村のまま）との間に村組合が設置された。

この地方は以前葛飾郡に、のち東葛飾郡に属し、明治 6 年大小区分画の際、全地区第十二大区八小区に編入、11 年郡区町村編制法施行の際、若柴、十余二、正蓮寺は 3 村で、大青田、下三ヶ尾、西三ヶ尾、上三ヶ尾の 4 村は二川塚村とともに、花野井村は松ヶ崎村とともに、大室村、小青田は 2 村で、船戸村は三ヶ堀、瀬戸の 2 村とともにそれぞれ村連合を組成し、次いで 17 年戸長役場所轄区域更定の際、若柴、十余二、正蓮寺、花野井、大室、小青田の諸村は高田村とともに、船戸、下三ヶ尾、上三ヶ尾、西三ヶ尾、大青田の諸村は瀬戸村とともに各々同一戸長役場の所轄に属し、明治 22 年に及んだ。

当地区は戸長役場の所轄区域及び学区とも 2 区に分かれていた（船戸村は下三ヶ尾村外 4 村とともに 1 学区を成し、その他の村々で 1 学区を成していた）が各村概ね農業を生業として生活の状態を同じくし、合併に適当な状態にあった。水利施設等については、用排水路において、大室、花野井、小青田の諸村が南相馬郡布施村、また船戸村が木ノ崎村と共同分水の関係をもっていたが、それも合併を妨げるものではなかった。旧十余二村が田中村に合併せず、一時的便法として 2 村の間に村組合を組織する方針をとったのは、千代田、豊四季両村の場合と同様、十余二村が新開墾地であって、古い伝統をもつ他の諸村と民情、風俗、生活

状態等を異にするものがあるためであった。

新村の名称が田中村と決定したのは、この地方が本多豊前守の領地であったことに因んだものであるという。

#### 土村

増尾、藤心、逆井、名戸ヶ谷、今谷新田、根木内新田、小金上町新田、酒井根、根木内、中新宿、塚崎新田の諸村を合併して土村が設置された。

この地方はかつて葛飾郡に、のち東葛飾郡に属し、往時風早荘の地であったと伝えられる。明治6年大小区分画の際、塚崎新田は第十四大区一小区に、その他の村々は第十二大区五小区に編入。11年郡区町村編制法施行の際、逆井村と藤心村は2村で、名戸ヶ谷村と増尾村も2村で、小金上町新田、今谷新田の2村は外4村とともに、根木内、酒井根、中新宿は3村で、また塚崎新田は南相馬郡高柳村外5村とともにそれぞれ村連合を組成し、次いで17年戸長役場所轄区域更定の際、当区全域を一括して同一戸長役場の所轄地域とし、明治22年に及んだ。

当地区は、学区は2区に分かれていた(増尾、藤心、逆井、名戸ヶ谷、酒井根、中新宿の諸村は向小金新田とともに1学区、その他の諸村は名都借村外10村とともに1学区)が同一戸長役場の所轄に属している上、各村いずれも概ね農業を生業としてその生活状態を同じくし、かつ水利施設についても関係諸村限りで共同の関係にある等、合併に適当な状態にあった。

新村名は土村と決定したが、それは11村の合併によって成立した村を意味し、「十一」を「土」に通じたものである。

#### 小金町

小金町(馬橋村、木村への飛地除く)、二ツ木、幸田、中金杉、横須賀(鱈ヶ崎村への飛地を除く)、大谷口、殿平賀、東平賀、上総内、久保平賀、平賀の諸村及び流山村飛地、向小金新田飛地、幸谷村飛地、七右衛門新田飛地、三ヶ月村飛地、木村飛地を合併して新たに小金町が設置された。

この地方は以前葛飾郡に、のち東葛飾郡に属し、明治6年大小区分画の際、第十二大区四小区に編入、11年郡区町村編制法施行の際、小金町は1村で独立し、二ツ木、上総内の両村は幸谷村外1村とともに、幸田、横須賀、大谷口、中金杉、平賀、殿平賀の諸村は一団として、久保平賀村は八ヶ崎村外1村とともに、東平賀村は名都借村外4村とともにそれぞれ村連合を組成し、次いで17年戸長役場所轄区域更定の際小金町、上総内、大谷口、幸田、東平賀、平賀、中金杉、殿平賀、久保平賀、二ツ木の諸村は一団として、横須賀村は馬橋村外2村とともに各々同一戸長役場の所轄に属し、明治22年に及んだ。

当地区は戸長役場所轄区域及び学区とも2区に分属(横須賀村は馬橋村外11村とともに1学区、その他10村で1学区)していたが、小金町に若干の商家を含む外は、各村とも主として農業を営み、かつ小金町の商業と近隣の農業とは寧ろ経済的に相互依存の関係に立ち合併に適当な状態にあった。水利施設などについても、用排水路において、小金、大谷口、横須賀の諸村が上本郷村外21村とともに共同分水の関係をもってはいたが、それは合併を妨げるものではなかった。

旧町村中、小金町が最も大町村で古来遠近に著聞した地名であったので、新町名はそれを踏襲することに決定した。

#### 富勢村

根戸、宿連寺、布施、久寺家の諸村、印旛郡呼塚新田、同郡根戸村新田、同郡松ヶ崎村新田、同郡柏堀ノ内新田字一番割、水神前を合併して、富勢村が設置された。明治 22 年 1 月 24 日付け、関係諸村及び所轄戸長から、本案に異議ない旨の答申がなされた。

当地区中、根戸、宿連寺、布施、久寺家の村々は南相馬郡に属して、往古の風早荘の地であったと伝えられ、また、呼塚新田、根戸村新田、松ヶ崎村新田、柏堀ノ内新田は印旛郡に属し、風早荘、戸張郷の地であったと伝えられる。明治 6 年大小区分画の行われた際、全地区とも第十四大区一小区に編入、同 8 年、第十三大区三小区に編入替された。同 11 年郡区町村編制法施行の際、布施村は独立し、他の村々は一団として村連合を組成した。同 17 年戸長役場所轄区域更定の際、当地区に柏中村新田を加えて、同一戸長役場の所轄区域に編入された。

当地区は戸長役場所轄関係においても、また学区においても 2 つに分かれ、学区については久寺家村は我孫子宿外六ヶ村と共に、その他の村々は一団として、各々一區をなしていた。しかし、各村はいずれも農業を営んで生活し、人情、生活状態を同じくして、合併上、なんらの不都合もなかった。

新村名については、諸村のうち布施村は関係諸村中、圧倒的な大村であり、新村名にもその旧名を踏襲することを希望したが、他の村々はそれを好まず、「布施」に音を通じて「富勢」村と命名することに決定した。

### ウ) 昭和の大合併の沿革、経緯、事情など

#### 合併関係市町村とその沿革

柏町、小金町、田中村及び土村の 4 町村は、昭和 29 年 9 月 1 日に合併して東葛市を設置し、その直後の同年 10 月 15 日に、小金町の区域のうち、大字上総内、二ツ木、大谷口、横須賀、幸田、中金杉、平賀、殿平賀、東平賀、久保平賀、小金の一部、根木内の一部の区域を分離して松戸市に編入した。また、同年 11 月 1 日、富勢村の区域のうち大字弁天下、宿連寺、松ヶ崎新田、柏堀之内新田、根戸の一部、根戸新田の一部、呼塚新田の一部、布施の一部の区域を編入合併し、同年 11 月 15 日に、市名を柏市へと変更した。

柏町は明治 22 年に千代田村及び豊四季村の 2 村として発足し、大正 3 年 10 月 10 日に千代田村が豊四季村を編入、大正 15 年 9 月 15 日に町制を施行し、柏町と改称した。田中村は明治 22 年に発足し、大正 3 年 10 月 10 日に十余二村を編入した。土村及び小金町は、いずれも明治 22 年の合併により発足し、その後変更無く当時に至っていた。

#### 合併を必要とした事情

関係町村は交通機関の発達に伴い、自然に一つの社会経済圏、文化圏を成す状態となり、特に柏町は近隣町村の生産または消費物資の集散市場として、地域の中核

的地位を占めており、また東京のベッドタウンとして発展してきていること等を鑑み、当該地域の諸町村を合併して行財政力を強化し、統一的、総合的計画のもとに、地域の発展に対応することが必要とされていた。

#### 合併の経緯の概要

昭和28年6月策定の千葉県合併計画試案においては、柏町、小金町及び富勢村の3町村合併が予定されたが、昭和29年3月に策定された千葉県町村合併計画では、柏町、小金町、田中村及び土村の合併が企図され、富勢村は村内事情から当分合併を保留することとなった。こうして同年5月25日、4町村で町村合併協議会が設置された。協議会において、柏町を中心とし、農、工、商業のほか住宅地区等により人口20万を擁する市の建設を将来の目途として、合併の推進に努めることとなった。関係町村はそれぞれ住民懇談会を開催して世論の喚起に努め、また関係町村議会議員大会を開いて4町村の合併による市制施行を宣言する等、合併への気運が高まってきた。しかし、4町村合併は世論の全面的な支持を受けるに至らなかった。柏町においては既に世論が決定的に4町村合併の方向に傾いていたが、田中村においては一部住民の間に我孫子町、または流山町との合併を希望する向きがあり、小金町には市街地を中心として松戸市への合併を希望する極めて強硬な意向があり、また土村においても地域を接する一部地区では松戸市への合併を希望する者が少なくない状態であった。

合併協議会は、このような様々な困難を克服しながら合併への努力を続け、昭和29年7月、各町村議会においてそれぞれ4町村を合併して東葛市を設置する件を議決し、同年9月、東葛市が発足した。次いで同年10月に旧小金町地域の大部分を分割して松戸市に編入（松戸市の記述を参照）し、同年11月に富勢村の一部を編入し、市名を柏市へと変更した。

#### 新市の名称

当地区が東葛飾郡の中央部に位置しているという地理的位置に因み、新市名を東葛市とすることに決定した。しかし、旧小金町地域の松戸市編入、富勢村の一部地域の編入など情勢が大きく変化したため、それを契機に市名を柏市へと変更した。

#### 新市の事務所

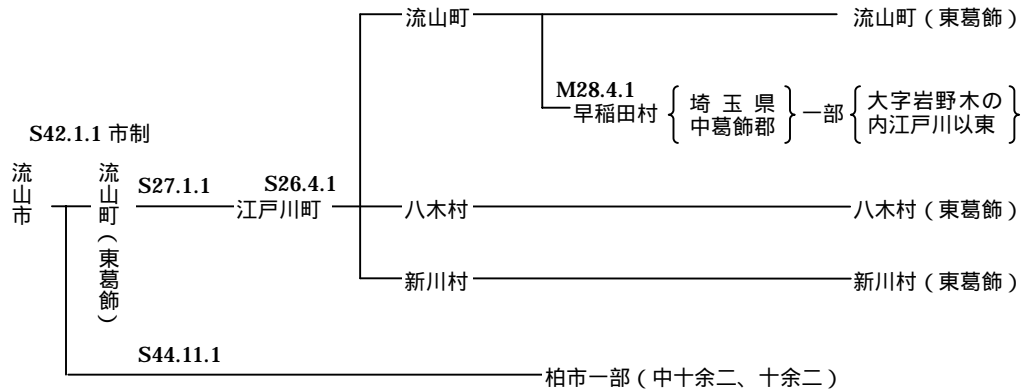
新市の市役所は、住民の利便性、事務処理の利便性の点から、旧柏町におくことが最も適当であるとされ、柏町役場庁舎を使用することとし、他の町村役場庁舎は支所とすることに決定した。

#### 合併直前の人口・面積・財政規模・職員数

関係市町村名	人口	面積	財政規模（一般会計）	職員数
田中村	8,191人	26.0 km <sup>2</sup>	30,794千円	24人
柏町	24,658人	18.6 km <sup>2</sup>	71,445千円	92人
土村	5,317人	16.0 km <sup>2</sup>	13,607千円	13人
小金町	8,812人	9.0 km <sup>2</sup>	27,198千円	30人
富勢村	4,436人	10.3 km <sup>2</sup>	(12,749千円)	16人
合計	51,414人	79.9 km <sup>2</sup>	143,044千円 富勢村除く	175人
			新市の職員数	146人

## 流山市

### ア) 変遷一覧(明治22年の市制町村制以降)



### イ) 昭和の大合併期以前の状況

#### 流山町

流山(江戸川以東)、木(九郎左衛門新田、大谷口新田、小金町への飛地を除く)、西平井、鱈ヶ崎、三輪野山(江戸川以東)、加(江戸川以東)、岩野木(江戸川以東)の諸村及び横須賀飛地、小金町飛地、七郎右衛門新田飛地を合併して新たに流山町が設置された。

この地方は以前葛飾郡に、のち東葛飾郡に属し、明治6年大小区分画の際、第十一大区六小区に編入、11年郡区町村編制法施行の際、流山村と加村は2村で、鱈ヶ崎、西平井の2村は前平井村外1村とともに、三輪野山村は上新宿村外3村とともに、木村は九郎左衛門新田外5村とともにそれぞれ村連合を組成し、17年戸長役場所轄区域更定の際、流山、木、加、西平井の諸村は一回として、鱈ヶ崎村は馬橋村外11村とともに、三輪野山村は桐ヶ谷村外15村とともにそれぞれ同一戸長役場の所轄下に置かれ、明治22年に及んだ。

当地区は戸長役場所轄区域においても学区においても3区(学区の区域は戸長役場所轄区域に同じ)に分かれ、かつ、生業についても流山、三輪野山の両村には専ら商業を営む者が少なくなく、概ね農業を生業とする他の諸村とは異なっていた。しかし大体において民情、風俗、生活の状態を同じくして合併に不適当な状態ではなかった。水利施設についても、用排水路において流山、木、西平井、鱈ヶ崎等の諸村は小金町外20村と、三輪野山村は今上村外18村とそれぞれ利害関係をもっている等の事情はあったが、それも合併を妨げるものではなかった。

新町の名称は流山村が、関係諸村中の最大の村であり、かつ、古い頃から著聞していた地名であったので、それを踏襲して流山町と命名された。

#### 八木村

野々下、古間木、思井、芝崎、前平井、後平井、長崎、市野谷、名都借、前ヶ崎、向小金新田(東平賀村への飛地を除く)、大畔新田、駒木、十太夫新田、駒木新田、

初石新田、青田新田（十余二村への飛地を除く）の諸村を合併して八木村が設置された。

この地方は往時葛飾郡に、次いで東葛飾郡に属し、風早荘八木郷の地であったと伝えられる。明治6年大小区分画の際、駒木、駒木新田、初石新田、野々下、大畔新田、十太夫新田、市野谷の諸村は第十二大区七小区に、思井、前平井、古間木、後平井の諸村は同大区六小区に、前ヶ崎、名都借、向小金新田は同大区五小区に属し、11年郡区町村編制法施行の際、前平井、思井の2村は西平井村外1村とともに、野々下、古間木、長崎、市野谷、後平井、芝崎の諸村は中村とともに、駒木新田、駒木、大畔新田、十太夫新田、青田新田、初石諸村の諸村は大畔村とともに、向小金新田、前ヶ崎、名都借の諸村は東平賀村外2村とともに村連合を組成し、17年戸長役場所轄区域更定の際、十太夫新田、初石新田、大畔新田の諸村は谷村外8村とともに、その他の村々は一団としてそれぞれ同一戸長役場の所轄に属し、明治22年に至った。

当地区はこのように2戸長役場の所轄に分属し、学区も2区に分かれていた（名都借、前ヶ崎、古間木、芝崎、野々下、市野谷、長崎、前平井、思井、向小金新田は増尾村外8村とともに1区、駒木新田、駒木、十太夫新田、大畔新田、初石新田、青田新田は大畔村外1村とともに1区）が各村ともに概ね農業を生業として生活状態を同じくし、かつ、水利施設などについても関係諸村限りで共同関係をもつ等、合併に適当な状態にあった。

新村名は八木村と命名されたが、それはこの地方が当時八木郷の地であったと伝えられることによるものである。

#### 新川村

中野久木（江戸川以東）、桐ヶ谷、大畔、下花輪、谷、上新宿（江戸川以東）、上貝塚、平方、平方原新田、東深井、西深井、深井新田、平方村新田、北、小屋、上新宿新田、南（それらの村々の江戸川以東）の諸村及び上花輪村飛地を合併して新川村が設置された。

この地方は以前葛飾郡に、次いで東葛飾郡に属し、往時風早荘の地であったと伝えられる。明治6年大小区分画の際、桐ヶ谷、大畔、北、下花輪、加谷、小屋、上新宿新田、上貝塚、南の諸村は第十二大区六小区に、平方、平方村新田、平方原新田、深井新田、中野久木、東深井、西深井等の諸村は同大区七小区に編入、11年郡区町村編制法施行の際、南、北、小屋、桐ヶ谷は4村で、大畔村は外6村（他地区）とともに、下花輪、上貝塚、上新宿、新宿新田等は他の数ヶ村とともに、平方、平方村新田、中野久木、平方原新田は4村で、西深井、東深井、深井新田は3村で、それぞれ村連合を組成し、次いで17年戸長役場所轄区域更定の際、桐ヶ谷、大畔、北、下花輪、谷、小屋、上新宿、上新宿新田、上貝塚、南の諸村は青田新田外6村とともに、平方、東深井、西深井、深井新田、平方村新田、平方原新田、中野久木の諸村は一団として、それぞれ同一戸長役場の所轄に属し、明治22年に及んだ。

当地区はこのように2戸長役場の所轄に分かれ、また学区も2区に分かれていた（平方、平方村新田、中野久木、西深井、東深井、深井新田、平方原新田の諸村で

1 学区、その他の諸村は駒木新田外 5 村とともに 1 学区) が各村概ね農業を営んで生活状態を同じくし、合併に適当な状態であった。水利施設等については、用排水路において深井新田、西深井、平方、平方村新田、中野久木、北、小屋、南、谷、桐ヶ谷、上貝塚、下花輪の諸村が今上村外 7 村とともに共同の関係にあったが、それは合併を妨げるものではなかった。

新村名は新川村と決定したが、それはこの地方が江戸川の開墾以来新川の名で称ばれ、商業取引等をはじめ、すべて新川の名で取引が行われていたことによる。

#### ウ) 昭和の大合併の沿革、経緯、事情など

##### 合併関係市町村とその沿革

昭和 26 年 4 月 1 日、流山町、八木村及び新川村の 3 町村が合併して江戸川町を設置し、昭和 27 年 1 月 1 日、町名を流山町と改称した。

関係町村はいずれも明治 22 年の合併により設置され、その後変更なく、当時に至っていた。

なお、この合併の後に策定された千葉県町村合併計画では、流山町は合併不要町村として指定された。

##### 合併を必要とした事情

関係町村は、松戸市と野田市との間に位置し、それらの都市の影響を受けながらも地域社会としての独立性を持っていた。流山町を中心とする社会的、経済的、文化的関係は極めて密接であったため、昭和 25 年に実現した野田市合併の影響もあって、住民の間に速やかに合併を行い、統一かつ総合的計画のもとに、強力な自治行政を確立したいという意向が強かった。

##### 合併の経緯の概要

隣接する野田地区では、野田町を中心とした合併による野田市設置の動きが進行しつつあり、そのような形勢と関連して、関係町村においては、昭和 25 年のはじめ頃、一部事務組合の会合等を通じ、流山町、八木村及び新川村のほかに小金町を加えた 4 町村の間で合併に関する意見交換が行われるようになり、同年 2 月、具体化のため各関係町村の議会議員、各種団体代表者等から成る合併促進協議会を設置し、かつ同時に流山町役場に事務局を置いて、住民啓発、世論調査、資料の作成等にあたることとなった。その後、小金町はこの地区からの離脱することとなったが、流山町南部の向小金新田、前ヶ崎及び名都借の 3 集落は、その地域特性から、小金町との合併を強く主張し、また野田市に隣接する新川村の一部が野田市への編入を主張するなどの動きが見られた。

しかし、3 町村はこれらの慰留に努めるとともに合併の促進を行い、昭和 26 年 3 月 26 日、関係町村議会において合併案が議決され、同年 4 月 1 日に合併が行われた。

##### 新町の名称

3 町村は対等合併であり、また、3 町村が完全に融合して清新な田園都市に発展することを望む住民意向を受け、地域を流れる江戸川の名を採り、いずれの町村



名でもない「江戸川町」を新町名とすることとなった。

しかし、東京都江戸川区との混同により、住民に不便をもたらす事情等もあったため、昭和 27 年 1 月 1 日に旧流山町に因み、流山町と改称した。

#### 新町の事務所

新町役場庁舎は流山町役場庁舎となった。その理由として、同庁舎は昭和 23 年に新築されたばかりで、設備、職員の収容力等の点から見て適当であり、また交通等の関係からも適当と考えられた。八木村及び新川村役場庁舎は、それぞれ出張所とされた。

#### 合併直前の人口・面積・財政規模・職員数

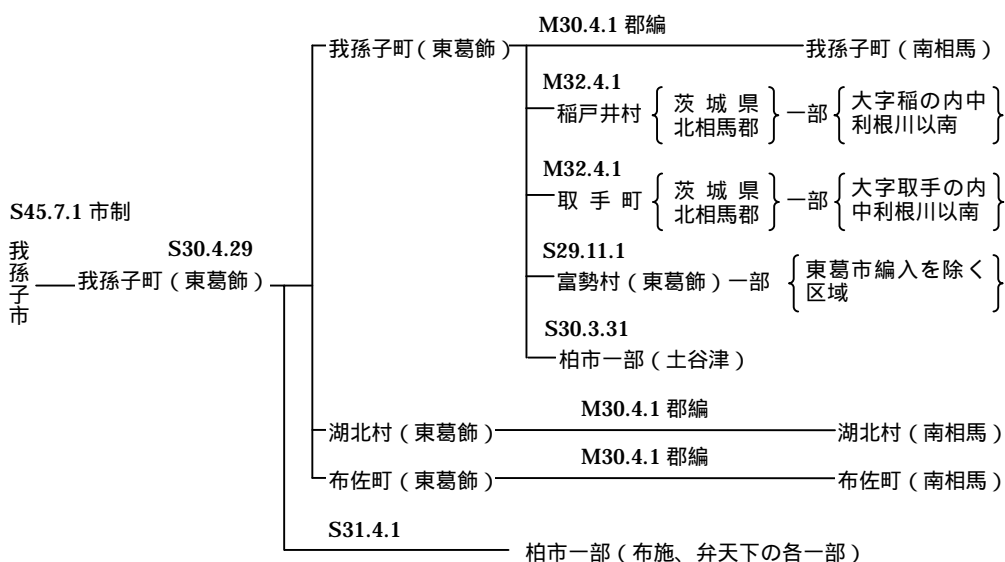
関係市町村名	人口	面積	財政規模(一般会計)	職員数
流山町	7,430 人	7.2 km <sup>2</sup>	13,659 千円	26 人
八木村	5,369 人	14.2 km <sup>2</sup>	7,645 千円	20 人
新川村	5,539 人	13.5 km <sup>2</sup>	12,700 千円	17 人
合計	18,338 人	34.9 km <sup>2</sup>	34,004 千円	63 人
			新市の職員数	61 人

#### 単独での市制施行

昭和 42 年 1 月 1 日、単独で市制施行し、流山市となった。

## 我孫子市

### ア) 変遷一覧(明治 22 年の市制町村制以降)



### イ) 昭和の大合併期以前の状況

#### 我孫子町

我孫子宿、下ヶ戸、高野山、青山、柴崎、岡発戸、都部の諸村及び印旛郡我孫子村新田、同郡高野山村新田、岡発戸村新田、都部村新田、都部新田を合併して、我孫子町が設置された。当時の記録等を見ると、本合併が決定するまでに相当の経緯

があったものと思われる。

当地区中、我孫子村新田、高野山村新田、岡発戸村新田、都部村新田、都部新田は印旛郡に属し、その他の諸村はいずれも南相馬郡に属した。明治6年大小区分画の際、第十四大区一小区に、次いで8年第十三大区三小区に編入された。同11年郡区町村編制法施行の際、我孫子宿、柴崎村、青山村、我孫子村新田の諸村、下ヶ戸村、岡発戸村、高野山村の諸村、及び岡発戸村新田、高野山村新田はそれぞれ村連合を組成し、また都部村及び都部村新田は中峠村外一ヶ村と共に村連合を組成し、同17年戸長役場所轄区域更定の際、岡発戸村、都部村、岡発戸村新田、都部村新田、都部新田は中峠村外9ヶ村と共に、またその他の諸村は一団として、それぞれ同一の戸長役場所轄区域に属し、明治22年に及んだ。

当地区は2つの戸長役場に属するとともに、学区においても2区に分かれ、岡発戸村、都部村、岡発戸村新田、都部村新田、都部新田等は中峠村外4ヶ村と共に、また我孫子宿、下ヶ戸村、高野山村、青山村、柴崎村、我孫子村新田、高野山村新田は久寺家村と共に、各々一区を成していた。しかし、我孫子宿の一部の商家を除き、いずれも農業を生業として、人情、生活状態を同じくし、かつ我孫子宿の商業は当地区内の農家を主要な顧客とした相互依存の関係にあり、新町村を形成するにあたって適当な状態であった。

我孫子宿は当地区において最も大規模であり、著聞した地名であったので、それを踏襲して新町名は我孫子町と命名された。

#### 富勢村

柏市における記述を参照

#### 湖北村

中峠、中里、新木、印旛郡新木村下、古戸、日秀、印旛郡日秀村新田、同郡中峠村下、同郡中里村新田を合併して、湖北村が設置された。

当地区諸村中、新木村下、日秀新田、中峠村、中里村新田は印旛郡に、その他は南相馬郡に属していた。日秀村は以前に新木村と一村であったが、分割されていた。明治6年、大小区分画の際、第十四大区一小区に、同8年、第十三大区四小区に編入された。同11年、郡区町村編制法の際、中峠村、中峠村下、中里村の諸村は中里村新田、都部村外1ヶ村と共に、新木村、新木村下、古戸村、日秀村等は日秀村新田と共に、それぞれ村連合を組成し、同17年、戸長役場所轄区域更定の際、全地域に岡発戸村外4ヶ村を加えて同一戸長役場所轄区域となり合併時(明治22年)に至った。

当地区は、戸長役場所轄区域及び学区とも、岡発戸村外4ヶ村と共に同一の一区をなしていたばかりではなく、いずれも農業を生業として、民情、生活状態を同じくし、かつ用水施設等についても共同関係を持ち合併に適当な状態であった。

新村名については、明治22年1月24日付けで関係諸村から「中相馬村」を希望する旨の申し出があったが、同年2月16日時点で「湖北村」とすることに協議が整った旨の報告がなされたという記録がある。手賀沼の北方に位置している村を意味している。

## 布佐町

布佐、江蔵地、布佐下新田、浅間前新田（飛地字流木留を除く）、大作新田、相島新田（飛地字六軒堤根南、六軒堤根北を除く）、三河屋新田を合併して、新たに布佐町が設置された。合併の過程において起こった問題の一つは、印旛郡大森村字六軒の動向であり、六軒集落の住民の一部は大森村から分村して布佐町と合併することを希望したが、一部住民は分村に反対する事態となった。一方、南相馬郡相島新田及び浅間前新田の2集落は、従来から六軒集落との社会的関係が密接で六軒と共に同一ブロックに合併されることを要望した。当初、県の合併案では六軒集落は大森村から分割して布佐町地区に加え、大森村は近隣諸村と共に竹袋地区と合併する計画であったが、大森村内に竹袋村を中心とする合併に反対し、大森村を中心とする合併を望む意向が強くなり、それに伴い六軒集落の分割にも反対する動きが発生し、六軒集落の住民は二派に分かれて対立した。これに対し布佐町は、六軒集落が布佐町地区から除外されることになれば、布佐の財政力が著しく弱化し、そのため浅間前新田、相島新田、江蔵地村、大作新田、三河屋新田等が布佐町地区での合併を嫌うことが想定されたため、六軒集落との合併を強く要望した。当時の印旛郡当局は、六軒集落住民の主だった人々から意向を聴取し、その結果、布佐町への合併を希望する者は少数であるとして、六軒集落を分割しないこと、及び浅間前新田、相島新田、江蔵地村、大作新田、三河屋新田等は布佐町と合併することを決定した。

当地区は、南相馬郡に属していた。江蔵地村は以前、北相馬郡布川村の一部であったが、享保4年に分村して江蔵地新田となり、明治7年に江蔵地村と改称した。布佐下新田はもと布佐村（明治21年に布佐町）と一村であったが、享保6年に分村独立したと伝えられる。明治6年大小区分画の際、第十四大区一小区に編入、同8年第十三大区四小区に編入替された。同11年、郡区町村編制法施行の際、全地区をもって村連合を組成し、同17年戸長役場所轄区域更定が行われた際、全地区が同一戸長役場所轄区域に属し、明治22年に及んだ。

当地区は布佐町に若干の商店街が見られるほかは、いずれも農業を生業として、人情、生活状態を同じくし、かつ戸長役場所轄区域及び学区も同一であって、用水施設の関係等も共同利害があるなど、新たに一町を形成するに適切な状態であった。

合併した諸町村中、布佐町が最も大規模であり、かつ著聞した地名であったので、新町名はそれを踏襲することに決定した。

## ウ) 昭和の大合併の沿革、経緯、事情など

### 合併市町村とその沿革

昭和29年11月1日、我孫子町が富勢村の一部（大字久寺家、根戸の一部、布施の一部、根戸新田の一部及び呼塚新田の一部）を編入し、次いで昭和30年4月29日、我孫子町、湖北村及び布佐町が合併して、新たに我孫子町が設置された。

関係町村はいずれも明治22年の合併により設置され、その後変更無く当時に至っていた。

### 合併を必要とした事情

当該地区は利根川と手賀沼との間に連たんする一体的な地域であり、我孫子町と布佐町の一部を除いては、農業を主産業としており、産業経済上の利害が共通であり、かつ商業地域と農業地域が相互に関係を持つ経済圏を形成していた。また、古来、人情、生活環境を同じくし相互の依存関係が深かったとされている。特に布佐町と湖北町は共同して水利組合を設置するなど、公的な協力関係も緊密であった。さらに、行財政面から、合併を実施して効率化を図る必要性に迫られていた。

#### 合併の経緯の概要

昭和 28 年 6 月に作成された合併試案では、富勢村、我孫子町、湖北村及び布佐町の 4 町村による合併が想定されていた。既に昭和 27 年 6 月、町村合併協議会が設置され 4 町村による検討も始まりかけたが、各町村の事情により急速な進展は見られなかった。

我孫子町は 4 町村合併の意見が強く、湖北村は我孫子町、布佐町及び湖北村による合併の意見が多かった。

布佐町においては 4 町村合併には反対であり、布佐町及び湖北村のみによる合併を望む声が多く、また隣接する印旛郡木下町との合併を希望する意見もあり、一つの方向へ意見がまとまらない状況であった。布佐町では公聴会を開き、「布佐町、湖北村及び我孫子町案」「布佐町及び湖北村案」「布佐町、木下町及び大森町案」の 3 案について住民の賛否を問うこととなったが、結局明確な方向性は出なかった。

富勢村においては、柏町との合併か、我孫子町との合併かという両者の意見が対立していたが、町村合併協議会の設置以降、我孫子町との合併の機運が高まりつつあった。その背景として、同村一部地域の学童教育が我孫子市へ委託されている等のつながりがあったことが挙げられる。しかし、昭和 28 年 3 月 31 日に合併することで合意が得られた段階に至った後、昭和 28 年 2 月に富勢村で強い反対意見が出され、合併そのものについて再協議した結果、原則として合併すべであるが、いずれと合併すべきかについては結論が得られないこととなった。同年 12 月、村民世論調査が実施された結果、我孫子町との合併を望むのは 620 世帯、柏町との合併を望むのは 454 世帯となり、意見が分かれ混乱が続いた。昭和 29 年 3 月、村議会において分村合併案が議決されたが事態は収束せず、同年 6 月に住民投票が行われ、我孫子町との合併を望むのは 1,500 人、柏町との合併を望むのは 1,652 人となり、この結果を受けて柏町との合併が議決されたが、なおも混乱が続き、結局同年 11 月、一部地域を東葛市へ、残る一部地域を我孫子町へそれぞれ編入合併する分村合併が行われた。

それに先立つ昭和 29 年 4 月、関係町村議会は布佐町・湖北村・我孫子町合併促進協議会の設置を議決し協議を開始した。昭和 30 年になって布佐町が再度世論調査を行い、3 町村の合併を希望する者が大多数であることを確認した結果、同年 4 月 14 日、関係各町村議会はそれぞれ満場一致で合併案を議決し、同年 4 月 29 日、合併が行われた。

#### 新町の名称

我孫子町は県内外に著名な地名であり、歴史的ゆかりも深いため、新町名を我孫

子町とすることに決定した。

#### 新町の事務所

関係町村の役場庁舎中、我孫子町役場庁舎が構造、設備、その他すべての点から新町役場として適当であるため、当分の間それを本庁舎として使用し、将来財政上の余裕をみるに至ったとき、交通その他の事情を考慮し、新町の中心部に新庁舎を建設することに決定した。

#### 合併直前の人口・面積・財政規模・職員数

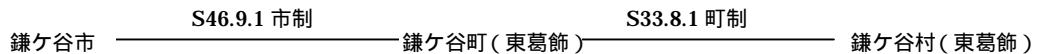
関係市町村名	人口	面積	財政規模(一般会計)	職員数
我孫子町 (富勢村一部と合併後)	15,432 人	24.3km <sup>2</sup>	58,788 千円	55 人
湖北村	5,373 人	12.6km <sup>2</sup>	14,713 千円	23 人
布佐町	4,162 人	7.3km <sup>2</sup>	10,513 千円	17 人
合 計	24,967 人	44.2km <sup>2</sup>	84,014 千円	95 人
			新市の職員数	103 人

#### 単独での市制施行

昭和 45 年 7 月 1 日、単独で市制施行し、我孫子市となった。

## 鎌ヶ谷市

### ア) 変遷一覧(明治 22 年の市制町村制以降)



### イ) 昭和の大合併期以前の状況

#### 鎌ヶ谷村

鎌ヶ谷、粟野、佐津間、初富(五香六実村への飛地を除く)、道野辺、中沢の諸村及び串崎新田飛地、印旛郡根村字軽井沢新田を合併して新たに鎌ヶ谷村が設置された。

本地方は往古葛飾郡に、のち東葛飾郡に属し、明治 6 年大小区分画の際、第十二大区四小区に編入、11 年郡区町村編制法施行の際、粟野、佐津間の 2 村は五香六実村とともに、初富村、鎌ヶ谷村は 2 村をもって、道野辺村は柏井、奉免、丸山新田の各村とともに各々村連合を組成し、次いで 17 年戸長役場所轄区域更定の際、中沢村は大野村外 4 村とともに、道野辺村は藤原新田外 5 村とともに、初富、佐津間、粟野、鎌ヶ谷の諸村は一団としてそれぞれ同一戸長役場の所轄に属し、明治 22 年に及んだ。

当地区はこのように、3 戸長役場の所轄に分属し、学区も 2 区に分かれていたが(道野辺、中沢の 2 村は大町新田とともに 1 学区、その他の諸村で 1 学区) 各村とも大体農業を営んで生活状態を同じくし、かつ、水利施設についても関係諸村限りで共同の関係をもつ等、合併に適当な状態にあった。

新村名は、鎌ヶ谷村が最も大村でかつ、著聞した地名でもあったので、それを踏襲して鎌ヶ谷村と決定した。

ウ) 昭和の大合併の沿革、経緯、事情など

沿革

鎌ヶ谷村は、明治 22 年の町村合併によって設置され、その後変更無く、昭和の大合併期を迎えた。

鎌ヶ谷村は人口 8,981 人、面積 21.4km<sup>2</sup> の規模をもち、人口が年々増加しつつあったため、当初から町村合併計画は策定されず、合併不要町村として指定され、合併は行われなかった。しかし、昭和の大合併期においては、少数ではあったが、松戸市との合併や船橋市との合併の動きが進展し、一時は分村問題にまで発展することが懸念されたこともあった。

当時の人口・面積・財政規模・職員数

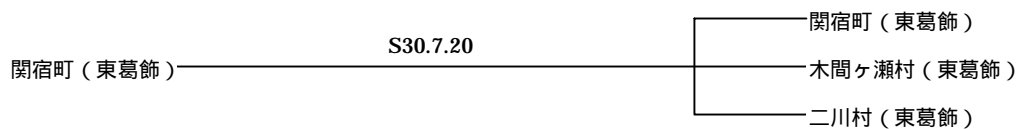
関係市町村名	人口	面積	財政規模(一般会計)	職員数
鎌ヶ谷村	10,613 人	21.4km <sup>2</sup>	27,856 千円	30 人

単独での町制施行、市制施行

昭和 33 年 8 月 1 日に単独で町制施行し、昭和 46 年 9 月 1 日には、単独で市制施行し、鎌ヶ谷市となった。

関宿町

ア) 変遷一覧(明治 22 年の市制町村制以降)



イ) 昭和の大合併期以前の状況

関宿町

関宿江戸町、関宿内町(江戸川以東)、関宿台町(江戸川以東、権現堂川以南)、関宿元町(西高野村への飛地除く)、関宿町、三軒家、関宿向河岸、関宿向下河岸(江戸川以東)を合併して新たに関宿町が設置された。

この地方はかつて葛飾郡に、次いで東葛飾郡に属し、往時下河辺荘桜井郷の地であったと伝えられる。明治 6 年大小分画の際、第十三大区四小区に編入、11 年郡区町村編制法施行の際、関宿江戸町、関宿台町、関宿町、関宿元町、関宿内町、三軒家は一団として、関宿向河岸と関宿向下河岸は別に一団として、それぞれ町村連合を組成し、17 年戸長役場所轄区域更定の際、当地区全域を一括して同一戸長役場の所轄下に置き、明治 22 年の合併に及んだ。

当地区の合併は、関宿向河岸及び関宿向下河岸と、その他の諸町村との間に意見

の対立があり、進行が難渋した。向河岸と向下河岸とは江戸川を隔てた当地区諸町村と合併することは水防上及び郡役所、警察署等諸官庁との連絡上、不利、不便であるとして埼玉県の管轄に転属せられることを要望したが、これに対してその他の町村においては、両河岸を分離すれば自治体として資力を減少するばかりでなく、従来両河岸において江戸川を通航上下する舟の舟挽きを生活の手段とした多くの住民が生活できなくなる恐れがあると主張し、かつ従来、関宿藩の領地として一町村同様に密接な関係にあった当地区から両河岸を分断するに忍びないという感情上の経緯もあって、強硬にその分離に反対したため、両河岸を含めた合併が実施された。

当地区は戸長役場所轄区域及び学区を同じくし、生業は主として農業、商業に分かれていたが、さして民情、生活の状態等を異にせず、かつ、また農業と商業とは相通じて相互依存の関係にもあり、合併に適当な状態であった。また用排水路の利用、経営につき向両河岸を除く諸町村は東高野村とともに他地区諸村との対外関係をもつ等の事情等があったが、それは合併を妨げる原因となるものではなかった。

新町名は関宿町と決定した。それは当地区一円の諸町村が旧関宿藩領で、いずれも関宿の名を冠して呼ばれ、歴史上の沿革も古く、かつ遠近に著聞した地名であったことによる。

#### 木間ヶ瀬村

木間ヶ瀬、岡田の2村を合併して新たに木間ヶ瀬村が設置された。

この地方はかつて葛飾郡に、次いで東葛飾郡に属し、往時下河辺荘の地であったと伝えられる。明治6年大小区分画の際、木間ヶ瀬村は第十三大区一小区に、岡田村は同大区二小区に編入。11年郡区町村編制法施行の際、木間ヶ瀬村は1村で独立し、岡田村は東金野井村外2村とともに村連合を組成し、次いで17年戸長役場所轄区域更定の際、当地区に丸井村、平井村外1村を加えて同一戸長役場の所轄下に置き、明治22年の合併に及んだ。

当地区は戸長役場所轄区域及び学区(当地区の外に平井村外1村を加えて学区をなしていた)を同じくしている上、両村とも概ね農業を生業として生活の状態を同じくし、合併に適当な状態にあった。水利施設の利用、経営等については、岡田村は中里村外2村と、木間ヶ瀬村は東金野井村外11村と共同に行うなど他地区との交錯関係があったが、それは合併を妨げる原因とはならなかった。

木間ヶ瀬村は旧2村中での大村であり、かつ、比較的著聞した地名でもあったので、新村名はそれを踏襲することに決定した。

#### 二川村

桐ヶ作、古布内、中戸、新田戸、東高野、西高野、柏寺、親野井、次木、平井、東宝珠花の諸村及び関宿江戸町飛地、関宿元町飛地を合併して二川村が設置された。

この地方は、以前葛飾郡に、のち東葛飾郡に属し、往時下河辺荘の地であったと伝えられる。明治6年大小区分画の際、第十三大区四小区に編入、11年郡区町村編制法施行の際、桐ヶ作村と古布内村は2村で、柏寺、次木の2村は外2村とそれぞれ村連合を組成し、次いで17年戸長役場所轄区域更定の際、桐ヶ作、古布内、

柏寺、次木、東高野、西高野、親野井、中戸、新田戸の諸村は一団として、また平井、東宝珠花の2村は木間ヶ瀬村外2村とそれぞれ同一戸長役場の所轄に属し、明治22年の合併に及んだ。

当地区はこのように2戸長役場の所轄に分属し、かつ、学区も2区（東宝珠花、平井の両村は木間ヶ瀬村外2村とともに1学区、その他の諸村で1学区）に分かれていたが各村とも概ね農業を生業とし生活の状態を同じくするなど、合併に適当な状態にあった。水利施設の利用、経営などについては、用耕水路に関し東高野、西高野、中戸、新田戸、桐ヶ作、古布内等の諸村は木間ヶ瀬村外6村と交錯関係を持つ事情はあったが合併を妨げる事情とはならなかった。

新村は江戸川、利根川の2大川の間に連なる地帯であるので、新村名は二川村と命名された。

#### ウ) 昭和の大合併の沿革、経緯、事情など

##### 合併関係町村とその沿革

昭和30年7月20日、関宿町、二川村及び木間ヶ瀬村の3町村は合併して、新たに関宿町を設置した。

関宿町及び二川村は、いずれも明治22年の合併により設置され、その後変更無く当時に至っていた。木間ヶ瀬村は明治22年に設置され、明治33年4月に字小道里を茨城県猿島郡長須村に編入して当時に至っていた。

##### 合併を必要とした事情

当該地区は、利根川畔に連たんして一地帯を成す農村であり、産業経済上の利害を同じくし、社会的に密接な関係にあった。また町村の規模も小さく、これを一つの行政区域として行財政力を強化し時代の要請に対応することが必要な状態であった。

##### 合併の経緯の概要

関係町村の間には、既に水利組合、煙草耕作組合等による協力関係が存在し、東葛飾郡町村規模合理化委員会の合併試案（昭和28年6月）においても、当該3町村の合併が想定されていたが、一部で野田市との合併を希望する意見が強く、千葉県町村合併計画（昭和29年3月31日）では、当該3町村を、福田村及び川間村と共に野田市に編入する案に改められた。しかし、県による斡旋等もあったがこの案は合意に至らず、再び3町村による合併を検討することとなった。

しかし、木間ヶ瀬村は野田市との合併の意向が強く、3町村合併に対する態度を明確にしなかったため、関宿町及び二川町は、昭和29年4月、2町村合併の方針を決定した。しかし、これに対する反対意見も多く、三度3町村による合併案に立ち戻り、昭和30年4月に町村合併促進協議会を設置し具体的な検討に入り、同年6月に関係各町村議会はいずれも満場一致で合併案を議決し、同年7月20日、合併が行われた。ところが、合併直前に木間ヶ瀬村において反対運動が起こっており、合併翌日の7月21日に木間ヶ瀬地区住民大会が開かれ分町期成同盟が結成され、分町運動が展開された。一方、愛町同盟も結成されるなど混乱の極みに達したが、



昭和 31 年 12 月に問題は収束した。

#### 新町の名称

新町名の選定にあたっては、全く新しい名称を選び、新発足の意義を広く知らせるべきという意見もあったが、歴史的に広く知られている関宿を新町名とすることとした。

#### 新町の事務所

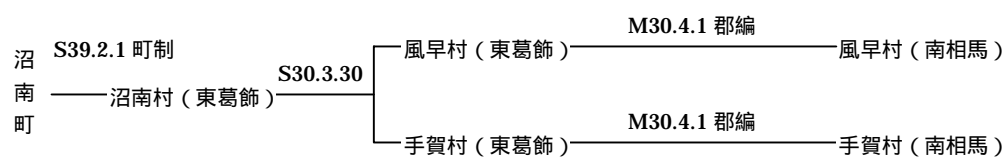
将来、新庁舎の建設を行うまで暫定的に、新町のほぼ中央にあたる二川村役場庁舎を新町の庁舎とし、関宿町及び木間ヶ瀬村役場庁舎は出張所とすることとなった。

#### 合併直前の人口・面積・財政規模・職員数

関係市町村名	人口	面積	財政規模（一般会計）	職員数
関宿町	3,338 人	7.4km <sup>2</sup>	10,905 千円	18 人
二川村	5,752 人	9.8 km <sup>2</sup>	12,984 千円	19 人
木間ヶ瀬村	5,008 人	12.0km <sup>2</sup>	17,022 千円	26 人
合 計	14,098 人	29.2km <sup>2</sup>	40,911 千円	63 人
			新市の職員数	63 人

## 沼南町

### ア) 変遷一覧（明治 22 年の市制町村制以降）



### イ) 昭和の大合併期以前の状況

#### 風早村

塚崎、大井、大島田、箕輪、五条谷、高柳、藤ヶ谷の諸村、藤ヶ谷新田、印旛郡箕輪村新田、同郡大井村新田を合併して風早村が設置された。

関係諸村中、箕輪新田、大井村新田は印旛郡に、その他の諸村はいずれも南相馬郡に属し、風早荘の地であったと伝えられる。明治 6 年大小区分画の際、第十四大区一小区に編入、次いで同 8 年、第十三大区二小区に編入替された。同 11 年、郡区町村編制法施行の際、塚崎、高柳、藤ヶ谷の諸村は藤ヶ谷村新田、高柳村新田と共に村連合を組成し、大島田村、五条谷村の 2 村は鷺谷村外 2 村と共に、また大井村、箕輪村は岩井村と共に、各々村連合を組成し、同 17 年戸長役場所轄区域更定の際、関係諸村は戸張村新田を加えて同一戸長役場の所轄区域となり、合併時（明治 22 年）に至った。

当地区諸村は、戸長役場所轄区域、学区ともに同一の区域であるばかりでなく、各村とも農業を生業として人情、生活状態を同じくし、かつ当地区のみの水利施設についての共同関係があって、住民は利害をともにし、新しく一村を形成するに適

当な状態であった。

当地方は、往古、風早荘の地であったことに因み、新村名を風早村と命名することに決定した。

#### 手賀村

泉、若白毛、岩井、鷺野谷、金山、柳戸、片山、手賀、布瀬の諸村及び印旛郡染井入新田、同郡鷺ヶ谷新田、岩井村新田、泉村新田、布瀬村新田、手賀村新田、片山村新田を合併して、新たに手賀村が設置された。関係諸村中、泉村、泉村新田、鷺野谷村、鷺ヶ谷新田、岩井村、岩井新田、若白毛村、金山村、柳戸村、染井入新田からは明治 21 年 10 月 9 日付け、布瀬村、布瀬村新田、手賀村、手賀村新田、片山村、片山村新田からは、同月 12 日付けで、本合併に異議がない旨答申された。

当地区のうち、南相馬郡に属する諸村は、往古、風早荘の地であった。明治 6 年、大小区分画の際、第十四大区一小区に編入、同 8 年に第十三大区二小区に編入替えられた。同 11 年、郡区町村編制法施行の際、泉、柳戸、金山の諸村、布瀬、手賀、片山の諸村はそれぞれ村連合を組成し、鷺野谷村は若白毛村と共に、また染井入新田は大島田村外 1 ヶ村と共に、また岩井村は大井村、外箕輪村と共に村連合を組成した。同 17 年、戸長役場所轄区域更定に際し、関係諸村全体をもって、同一戸長役場の所轄となり、合併時（明治 22 年）に至った。

当地区は、戸長役場所轄区域及び学区が同一であるばかりでなく、各村いずれも農業を生業とし、民情、生活状態を同じくしており、かつ水利施設の共同関係による共通の利害を持つなど、合併に適当な条件を具備していた。

新村名は、関係諸村が手賀沼に沿っているという地理的特性にちなみ、手賀村と決定した。

### ウ) 昭和の大合併の沿革、経緯、事情など

#### 合併関係町村とその沿革

昭和 30 年 3 月 30 日、風早村と手賀村は合併して沼南村を設置した。

両村とも、明治 22 年の合併により設置され、その後変更無く当時に至っていた。

#### 合併を必要とした事情

両村は手賀沼の南方に位置する純農村であり、産業経済上の利害を共通にし、古来、人情、生活環境を同じくしていた。戦後における両村政の実状は、速やかに規模拡大を行い時代の要請に対応することを必要とする状態にあった。

#### 合併の経緯の概要

昭和 28 年 6 月の合併試案、また昭和 29 年 3 月の千葉県町村合併計画において両村の合併が想定されており、両村とも合併に向けた機運の盛り上がりを見た。昭和 30 年 1 月、合併促進協議会が設置され、同年 3 月、両村議会はそれぞれ満場一致で合併案を議決した。この間、風早村高柳地区の一部について松戸市への編入を希望する意見があり、当該地区については合併後に対応を善処することとされ、両村の合併が行われた。

その後、昭和 31 年 4 月、高柳の一部及び高柳新田の一部が松戸市に編入された。

#### 新村の名称

両村が共に手賀沼の南岸に位置している地理的位置に因み、沼南村と命名した。

#### 新村の事務所

新村の役場庁舎は、将来財政上の余裕を生じた場合は新村の中央に新築することとし、当分は庁舎の職員収容力及び地理的位置等を考慮し、手賀村役場庁舎を本庁舎として使用することとした。風早村役場庁舎は出張所とすることとした。

#### 合併直前の人口・面積・財政規模・職員数

関係市町村名	人口	面積	財政規模(一般会計)	職員数
風早村	5,870 人	21.1km <sup>2</sup>	12,403 千円	16 人
手賀村	5,174 人	22.1km <sup>2</sup>	14,735 千円	13 人
合 計	11,044 人	43.2km <sup>2</sup>	27,138 千円	29 人
			新市の職員数	32 人

#### 単独での町制施行

昭和 39 年 2 月 1 日に単独で町制施行し、沼南町となった。

## 2. 東葛広域行政に関する住民意識調査（平成10年実施）の結果（一部抜粋）

東葛市町広域行政連絡協議会では、地域住民が東葛地域の現状、発展の方向をどのようにとらえ、どのようなまちづくりや行政サービスを求めているかを把握し、今後の協議会活動の参考とするため、平成10年7月に住民アンケート「東葛広域行政に関する住民意識調査」を実施しました。

この調査においては、広域行政・市町合併に係る設問が設けられており、その中の主な調査結果について、以下に整理します。

### 【アンケート調査の概要】

対象者等 満20歳以上の男女3,000人（松戸市600、柏市600、野田市350、流山市350、我孫子市350、鎌ヶ谷市350、関宿町200、沼南町200）

調査方法 郵送法

有効回収率 55.7%（回答者1,670）

なお、本調査が実施された平成10年7月頃は、全国的に、市町村合併に関する関心度は現在より低かったと考えられます。その後、野田市・関宿町の合併をはじめ、県内他地域等における合併の動向や、さいたま市の合併などがマスコミ等でも取り上げられ、また、各市町において、合併に係る情報提供等を行っているため、当時と比較すると関心は高まっているものと思われます。それに伴い、住民意識も以下に示す内容から変化している可能性があります。

### 東葛地域の一体感について

地域全体で一体感を感じている住民は比較的少ない状況です。一方、「隣の市町など」には一体感を感じている住民はやや多くなっています。

問11 あなたは、東葛地域の6市2町について、一体感を感じたり、共通感情を持っていますか。

	回答者数	構成比
1 一体感を感じる	34	2.0%
2 少し一体感を感じる	258	15.4%
3 全体では感じないが、隣の市町などには感じる	407	24.4%
4 あまり感じない	669	40.1%
5 全く感じない	257	15.4%
無回答	45	2.7%
回答者数	1,670	100.0%

### 一体感を感じる理由

上記質問で、地域全体あるいは隣接市町と一体感を感じると答えた方に対し、その理由を質問したところ、各市町とも「地域内の商業・飲食施設を利用する」「川・沼などの自然が共通しているから」「東京郊外で生活・文化が共通」といった回答が多くなっています。

問 12 問 11 で「1～3」と答えた方のみお答え下さい。あなたは、東葛地域の6市2町について、どのような点で一体感を感じますか。あてはまるものすべてに 印をつけて下さい。

	回答者数	一体感を感じる理由													わからぬ	無回答
		川・沼などの自然が共通しているから	同じような田園環境があるから	東京郊外で生活・文化が共通	学校などで人間関係があるから	親戚がいるから	働く場所があるから	地域内の商業・飲食施設を利用する	文化・スポーツ施設を利用するから	公園などレク施設を利用するから	人間関係の広がりがあるから	新聞などで情報がよく伝わるから	その他			
松戸市	130	51.5%	20.8%	54.6%	19.2%	18.5%	13.1%	56.2%	15.4%	17.7%	11.5%	29.2%	3.1%	1.5%	0.8%	
野田市	79	55.7%	38.0%	31.6%	17.7%	25.3%	7.6%	67.1%	16.5%	21.5%	10.1%	35.4%	2.5%	0.0%	2.5%	
柏市	145	67.6%	27.6%	54.5%	20.7%	13.8%	10.3%	41.4%	24.1%	22.8%	13.1%	30.3%	2.8%	1.4%	1.4%	
流山市	92	39.1%	26.1%	54.3%	21.7%	17.4%	22.8%	80.4%	29.3%	31.5%	12.0%	39.1%	0.0%	0.0%	1.1%	
我孫子市	87	69.0%	32.2%	43.7%	14.9%	12.6%	8.0%	71.3%	32.2%	23.0%	13.8%	31.0%	2.3%	1.1%	2.3%	
鎌ヶ谷市	67	32.8%	44.8%	40.3%	19.4%	20.9%	13.4%	56.7%	29.9%	35.8%	14.9%	23.9%	6.0%	0.0%	1.5%	
関宿町	38	63.2%	47.4%	21.1%	23.7%	21.1%	18.4%	65.8%	18.4%	23.7%	15.8%	15.8%	0.0%	5.3%	2.6%	
沼南町	59	62.7%	35.6%	45.8%	13.6%	25.4%	11.9%	76.3%	37.3%	32.2%	13.6%	30.5%	1.7%	0.0%	3.4%	

網掛けは、3分の1（33.3%）以上の回答があるもの

### 行政界に不便・不利益を感じた経験について

流山市、鎌ヶ谷市、関宿町の3市町においては、不便・不利益を感じた経験の方が多くなっています。

問 14 あなたは、これまで市町村境や県境があるために、行政サービスで不便・不利益を感じたことがありますか。どちらかに 印をつけてください。

	回答者数	行政界に不便・不利益を感じた経験		
		感じたことがある	感じたことがない	無回答
松戸市	352	29.3%	57.4%	13.4%
野田市	181	26.0%	56.9%	17.1%
柏市	336	33.0%	58.0%	8.9%
流山市	192	47.9%	41.7%	10.4%
我孫子市	206	32.5%	53.4%	14.1%
鎌ヶ谷市	187	50.8%	41.7%	7.5%
関宿町	89	42.7%	33.7%	23.6%
沼南町	120	40.8%	42.5%	16.7%
全体	1,670	36.3%	50.9%	12.8%

網掛けは、市町ごとに回答が最も多い選択肢

### 広域連携の規模（単位）について

市部では「課題ごとの関係する市町が連携」という回答が多い一方、関宿町では「隣接市町で取り組みを進める」、沼南町では「6市2町全体で取り組む」が最も多くなっていますが、2町については、3つの選択肢それぞれに意見が分散しています。

問 26 東葛地域で、どのような単位で連携してまちづくりを進めれば良いとお考えでしょうか。1つ選んで 印をつけて下さい。

	回答者数	広域連携のあり方				
		6市2町全体で 取り組む	隣接市町で取り 組みを進める	課題ごとの関係 する市町が連携	わからない	無回答
松戸市	352	21.6%	21.9%	38.6%	13.1%	4.8%
野田市	181	28.7%	22.1%	31.5%	11.6%	6.1%
柏市	336	26.2%	14.9%	41.7%	10.7%	6.5%
流山市	192	23.4%	17.2%	38.5%	15.6%	5.2%
我孫子市	206	23.3%	20.4%	39.8%	9.2%	7.3%
鎌ヶ谷市	187	24.1%	21.9%	36.4%	15.5%	2.1%
関宿町	89	28.1%	30.3%	29.2%	7.9%	4.5%
沼南町	120	30.0%	27.5%	25.8%	11.7%	5.0%
全体	1,670	25.0%	20.7%	36.8%	12.2%	5.3%

網掛けは、市町ごとに回答が最も多い選択肢

広域連携のあり方について

地域全体で見ると、最も多いのは「連携強化」であり36.8%の回答となっています。次いで多いのは「政令指定都市昇格」です。市町別に見ると、沼南町以外の市町では「連携強化」が最も多く、沼南町では「合併促進」が最も多くなっています。

問 27 今後のあなたの住む市町と周辺市町村の連携について、どうお考えですか。1つ選んで 印をつけて下さい。

	回答者数	連携についての考え							
		自立化	連携強化	広域連合 推進	合併促進	政令指定 都市昇格	その他	わから ない	無回答
松戸市	352	9.4%	41.8%	9.9%	4.8%	16.5%	0.3%	11.9%	5.4%
野田市	181	12.2%	36.5%	10.5%	9.4%	17.7%	0.0%	8.3%	5.5%
柏市	336	10.1%	36.0%	15.5%	6.8%	13.7%	1.5%	9.8%	6.5%
流山市	192	6.3%	38.0%	10.9%	8.3%	19.3%	0.5%	13.0%	3.6%
我孫子市	206	9.7%	41.3%	13.6%	6.8%	10.7%	1.5%	12.6%	3.9%
鎌ヶ谷市	187	12.3%	33.2%	11.2%	19.3%	14.4%	0.0%	8.6%	1.1%
関宿町	89	9.0%	36.0%	6.7%	24.7%	11.2%	0.0%	9.0%	3.4%
沼南町	120	8.3%	22.5%	6.7%	28.3%	17.5%	0.0%	12.5%	4.2%
全体	1,670	9.9%	36.8%	11.4%	10.7%	15.2%	0.6%	10.8%	4.6%

網掛けは、市町ごとに回答が最も多い選択肢

### 3 . 政令指定都市制度について

#### 1 ) 政令指定都市とは

政令指定都市は、大都市における行政運営を効率的に行うために創設された制度です。

大都市においては、人口や産業が集中することにより、市が対処しなければならない行政需要が増大し、高度で広範多岐にわたる行政サービスが必要となります。そのため、地方自治法やその他の法令において、一般の市とは異なる行政制度及び財政制度上の特例を定めて、市民生活に関わりの深い事務や権限を都道府県から大都市に移譲し、大都市行政の合理的・能率的な運営を図り、市民福祉の向上を図ろうとする制度です。

現在、横浜市、川崎市など 12 市が指定されており、平成 15 年 4 月 1 日にはさいたま市が政令指定都市へ移行することとなっています。

政令指定都市（さいたま市含む）の概況

市名 (人口の多い順)	人 口 (平成 12 年国勢調査)	面 積
横浜市	3,426,651 人	437.12 km <sup>2</sup>
大阪市	2,598,774 人	221.27 km <sup>2</sup>
名古屋市	2,171,557 人	326.45 km <sup>2</sup>
札幌市	1,822,368 人	1,121.12 km <sup>2</sup>
神戸市	1,493,398 人	549.34 km <sup>2</sup>
京都市	1,467,785 人	610.22 km <sup>2</sup>
福岡市	1,341,470 人	339.38 km <sup>2</sup>
川崎市	1,249,905 人	142.70 km <sup>2</sup>
広島市	1,126,239 人	741.75 km <sup>2</sup>
さいたま市	1,024,053 人	168.33 km <sup>2</sup>
北九州市	1,011,471 人	484.25 km <sup>2</sup>
仙台市	1,008,130 人	783.54 km <sup>2</sup>
千葉市	887,164 人	272.08 km <sup>2</sup>
【参考】		
6 市 2 町計	1,370,649 人	379.35 km <sup>2</sup>

#### 2 ) 政令指定都市移行の要件

政令指定都市移行の要件は、地方自治法上は「人口 50 万以上で政令で指定する市」となっていますが、人口その他、都市としての規模、行財政能力等において既存の指定都市と同等の実態を有するとみられる都市が指定されており、実質的には人口 100 万人程度が基準となっていました。しかし、平成 13 年 8 月 30 日に政府の市町村合併支援本部が策定した市町村合併支援プランでは、合併した場合について「政令指定都市の指定の弾力化」が打ち出されました。これにより、人口 70 万人程度が人口規模の一つの目安とされています。

これをうけ、静岡市（平成 15 年 4 月 1 日に静岡市と清水市により新設合併）が、合併後に政令指定都市への移行をめざしているほか、新潟市、堺市（大阪府）、岡山市、熊本市などにおいて、政令指定都市をめざした合併の動きが具体化しています。

ただし、政令指定都市移行に際しては、人口要件だけではなく、政治・経済・文化など

の各分野において地方をリードする機能を有し、また権能にふさわしい行財政運営能力があることが求められます。

なお、政令指定都市への移行に係る準備・手続きには、少なくとも2年程度が必要とされています。平成13年5月に合併したさいたま市は、約2年後の平成15年4月に政令指定都市へ移行(予定)であり、平成15年4月に静岡市と清水市が合併して誕生する静岡市においても、合併2年後の政令指定都市移行をめざしています。

### 3) 政令指定都市移行に伴うメリット

平成15年4月1日より政令指定都市に移行するさいたま市(平成13年5月に合併)では、一般向けに以下のような「政令指定都市移行に伴うメリット」を示しています。

政令指定都市は、一般の市と異なる「特例」が認められていることから、

- (1) 身近できめ細かな市民サービスが提供できる
- (2) 行政事務サービスのスピードアップを図ることができる
- (3) 財政的に豊かなまちづくりができる

など、多くのメリットがあります。

#### (1) 身近できめ細かな市民サービスが提供できる

政令指定都市になると、一般的に人口10万人~20万人程度を目安に、市内にいくつかの行政区が設けられ、それぞれの区に区役所が開設されます。

区役所では、戸籍や住民登録、印鑑登録はもちろん、国民年金、国民健康保険、各種福祉事務、市民相談、広報広聴、コミュニティ、社会教育などの市民生活に密着した事務のほとんどを行うことができますようになります。それにより、地域の実情に合わせた市民サービスの向上と、きめ細かな行政を総合的に展開することが可能となります。

#### (2) 行政事務サービスのスピードアップを図ることができる

現在、県が行っている事務のうち、市民生活に関わりの深い多くの事務を、市で直接行うことができますようになります。

その事務の主なものは、児童・身体障害者・高齢者などに対する社会福祉事務、母子保健・食品衛生・公害防止対策などの保健衛生・環境保全事務、国道・県道の管理や交通安全施設の整備などの土木建設、都市計画事務などです。

これらの事務処理が、すべて市の独自の判断で行うことができるので、処理期間が大幅に短縮され、スピードアップを図ることができます。

#### (3) 財政的に豊かなまちづくりができる

政令指定都市には、大都市にふさわしい財政上の特例が認められています。

石油ガス譲与税、軽油引取税、宝くじ発売収益金が新たに国や県から交付され、その他にも地方道路譲与税、自動車取得税交付金、交通安全対策特別交付金が一般の市に比べて増額されます。

さらに地方交付税が一般の市とは別の基準で算定されますので、基準財政需要額が大幅に増額し、交付金も増えることが見込まれます。

これらの財源を有効に活用することにより、福祉、保健衛生、道路、下水道、防災体制など、市民生活をより充実させ、豊かなまちづくりを進めることが可能となります。

(資料)さいたま市資料を抜粋

このうち、「(1) 身近できめ細かな市民サービスが提供できる」については行政区制度が大きく関わり、「(2) 行政事務サービスのスピードアップを図ることができる」については政令指定都市の権能が関わります。これらについて、以降で整理します。



#### 4) 政令指定都市制度と中核市制度の比較

大都市制度には、政令指定都市のほか、中核市、特例市があります。このうち、中核市と政令指定都市の権能等を比較すると、次のようになります。

政令指定都市制度と中核市制度の比較（例示）

比較項目		政令指定都市	中核市
概要（根拠）		大都市行政の特殊性を考慮し、総合的に大都市行政ができるようにするため、一般の市とは異なる特例を認める制度。 （地方自治法第252条の19～21）	社会的実態としての規模能力が比較的大きな都市の事務権限を強化し、できる限り住民の身近で行政を行うことにより地域行政の充実を図る制度。 （地方自治法第252条の22～26）
要件		（法律上の要件） ・人口50万人以上であること。 （運用の目安） ・人口がおおむね100万人以上であること。 ・第1産業就業人口が10%未満であること。 ・経済、文化等において都市的形態・機能を有していること。 ・県からの委譲事務が処理できる行財政能力があること。	・人口30万人以上であること。 ・人口50万人未満の市の場合、面積100km <sup>2</sup> 以上であること。
特別措置	事務配分	・地方自治法第252条の19第1項に列挙する事務のほか、各個別法で政令指定都市の特例とされている事務を行う。	・原則として、左の政令指定都市に委譲されている事務を処理する。ただし、広域的な地方公共団体である都道府県が一体的に処理することが効率的である事務（例えば、道路管理の事務、県費負担教職員の任免）、事務量からみて独立で施設、機関又は専門職員等を設置して行うことが非効率的である事務（例えば児童相談所の設置）その他、中核市が行うことが適当でない事務は、都道府県が従来どおり処理する。
	（事務配分の主なもの）	（1）民生行政に関する事務 ・児童相談所の設置	・母子相談員の設置
		・身体障害者手帳の交付 ・母子・寡婦福祉資金の貸付	・養護老人ホームの設置許可、監督
		（2）保健衛生行政に関する事務 ・飲食店営業等の施設に係る基準の設定	・飲食店営業の許可
		（3）都市計画等に関する事務 ・市街化区域又は市街化調整区域の開発行為の許可 ・宅地造成の規制区域内における宅地造成工事の許可 ・土地区画整理組合の設立の許可	・屋外広告物の条例による設置制限
		・首都圏の既成市街地における工業等制限区域内の制限施設の新設の許可	
（4）土木行政に関する事務 ・市内指定区間外の国道の管理 ・市内の県道の管理			
（5）文教行政に関する事務 ・県費負担教職員の任免、給与の決定、研修			
（6）環境保全に関する事務 ・大気汚染に関する事務			
行政監督	知事の監督が不要	・児童福祉施設の設置の許可と命令並びに休止の承認 ・生活保護施設の設置の届出 ・児童福祉施設の設置の届出等 ・養護老人ホーム等の設置の許可 ・身体障害者更生援護施設の設置の許可	・原則として特例は設けない。ただし、福祉関連事務には政令指定都市と同様に特例を設ける。 （例/保護施設の設置の届出・児童福祉施設のうち保育所等の設置の届出）
	（知事に代えて）直接主務大臣が監督	・教育長の任免・承認、土地開発公社の設立・定款変更・解散の許可等、養護老人ホーム等に対する改善命令等、生活保護施設の設備又は運営の改善命令等	

比較項目	政令指定都市	中核市
行政組織	・区を設け区役所を置く。	・特例は設けない。
財政	<p>地方税</p> <p>(ア) 固定資産税</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・政令指定都市以外の市では大規模償却資産のうち一定以上のは県で課税する(政令指定都市では課税できる)</li> <li>・免税点については、同一の者に係る免税点が行政区に所在する課税客体ごとに適用される。</li> </ul> <p>(イ) 市民税の均等割</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・2 つ以上の区に事業所を有する場合は区ごとに課税する。</li> </ul> <p>(ウ) 特別土地保有税</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・2,000 m<sup>2</sup>以上に課税する。</li> </ul> <p>(エ) 事業所税</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・従業者 1,000 人超・事業所面積 1,000 m<sup>2</sup>超の事業所に課税する。</li> </ul>	<p>地方税</p> <p>(ア) 固定資産税</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特例なし。</li> </ul> <p>(イ) 市民税の均等割</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特例なし。(一般市と同じで、市域で課税)</li> </ul> <p>(ウ) 特別土地保有税</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特例なし。(一般市と同じで、5,000 m<sup>2</sup>以上で課税)</li> </ul> <p>(エ) 事業所税</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・人口 30 万人以上で政令で指定する市も政令指定都市と同じ。</li> </ul>
	<p>地方交付税</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・基準財政需要額の算定で、管理する一般国道又は県道の面積・延長が測定単価に導入されるほか、行政機能の差により補正される。</li> </ul>	<p>地方交付税</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・算定上、必要な措置がとられる。</li> </ul>
	<p>地方債</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自治大臣が許可する。一件の限度額は 3,000 万円(県と同じ)</li> </ul>	<p>地方債</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・知事が許可する。一件の限度額は人口 50 万人以上の市は 1,000 万円</li> </ul>
	<p>宝くじ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・単独で発行できる。</li> </ul>	<p>宝くじ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・単独で発行できない。(原則として)</li> </ul>
	<p>地方道路譲与税</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・右の市町村に譲与される額に加えて、地方道路税の収入相当額の 43%を、県と政令指定都市が管理する国県道の面積・延長の割合で分ける。</li> </ul>	<p>地方道路譲与税</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・他の市町村と同じ 57%が市町村に譲与される。</li> </ul>
	<p>石油ガス譲与税</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・石油ガス税の 50%相当額を、県と政令指定都市が管理する国県道の面積・延長の割合で分ける。</li> </ul>	<p>石油ガス譲与税</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・譲与されない。</li> </ul>
	<p>軽油取引税交付金</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・軽油取引税の 90%相当額を、県と政令指定都市が管理する国県道の面積・延長の割合で分ける。</li> </ul>	<p>軽油取引税交付金</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・交付されない。</li> </ul>
	<p>自動車取得税交付金</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・右の市町村に交付される額に加えて、自動車取得税総額の 28.5%を、県と政令指定都市が管理する国県道の面積・延長の割合で分ける。</li> </ul>	<p>自動車取得税交付金</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・他の市町村と同じ 66.5%が交付される。</li> </ul>
	<p>交通安全対策特別交付金</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・交通反則金収入を道路安全施設の設置費用に充てるため、交通事故の発生件数・人口集中度に応じて、県・市町村に交付されるが、政令指定都市には、一般市と異なる算定方式が適用される。</li> </ul>	<p>交通安全対策特別交付金</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一般市と同じ。</li> </ul>
指定の手續	・政令で指定する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・政令で指定する。(自治大臣の政令の立案は、関係市の申し出に基づいて行われる)</li> <li>・申し出の際には、市議会の議決及び都道府県議会の議決を経た同意が必要。</li> <li>中核市が政令指定都市に指定された場合は、中核市の指定は解除される。</li> </ul>
創設・施行日	・昭和 31 年地方自治法の一部改正により創設された。昭和 31 年 9 月 1 日施行	・平成 6 年 6 月地方自治法の一部改正により創設された。平成 7 年 4 月 1 日施行

中核市連絡会資料、静岡市市資料をもとに作成

5) 6市2町計と政令指定都市の主要指標等の比較

地域の状況を表す基礎的な指標のうち、主なものについて、全国の政令指定都市及びさいたま市と6市2町の単純合計・単純平均値等を比較すると、次ページのようになります。

次ページの表に用いた各指標の出所等

指標	出所等	
基礎 指標	政令指定年	各市資料
	指定時人口	各市資料。指定時の直前の国勢調査人口。
	人口(H12国調)	平成12年国勢調査報告
	高齢化率	平成12年国勢調査報告。65歳以上の人口が総人口に占める比率。
	面積(km <sup>2</sup> )	平成12年国勢調査報告
就業 構造	第1次産業就業者	平成12年国勢調査報告
	第2次産業就業者	平成12年国勢調査報告
	第3次産業就業者	平成12年国勢調査報告
昼夜間 人口	昼間人口	平成12年国勢調査報告
	昼夜間人口比	平成12年国勢調査報告。なお、夜間人口については便宜上総人口を用いて算出した。
産業	農業粗生産額(億円)	平成12年 生産農業所得統計(農林水産省)
	製造品出荷額等(億円)	平成12年 工業統計表(経済産業省)
	小売業年間販売額(億円)	平成11年 商業統計表(経済産業省)
	事業所数	平成13年 事業所・企業統計(総務省)(速報ベース)
	従業者数	平成13年 事業所・企業統計(総務省)(速報ベース)
	銀行本・支店数	平成13年3月末時点 全国銀行協会調べ
その他	平均地価(全用途100円/m <sup>2</sup> )	平成13年7月時点 各都道府県地価調査 6市2町計(平均)については、各市町の平均地価に各市町の総面積を乗じたものの合計値を、6市2町面積で除して算出
	人口十万人あたり高等学校数	平成13年5月時点 各都道府県学校基本調査(人口は平12国調使用)
	人口十万人あたり病床数	平成12年10月時点 医療施設調査(厚労省)(人口は平12国調使用)
	人口1人あたり都市公園面積(m <sup>2</sup> )	平成13年3月時点 国土交通省調べ
	公共下水道普及率	平成13年3月時点 日本下水道協会調べ
	持ち家比率	平成12年国勢調査報告
財政 (H13)	歳入総額(億円)	平成13年度 市町村決算状況調
	財政力指数	平成13年度 市町村決算状況調 6市2町計については、平成13年度(単年度)の各市町の基準財政需要額と基準財政収入額の単純合計をもとに算出
	経常収支比率	平成13年度 市町村決算状況調 6市2町計については、平成13年度(単年度)の各市町の経常経費充当一般財源と経常一般財源の単純合計をもとに算出
	職員数	平成13年度 市町村決算状況調。普通会計部門に属する職員総数。
交通	市営軌道系交通	各市資料

6市2町計と政令指定都市の主要指標等の比較

指 標	6市2町計	札幌市	仙台市	さいたま市	千葉市	川崎市	横浜市	名古屋市	京都市	大阪市	神戸市	広島市	北九州市	福岡市	
基礎 指標	政令指定年	-	S47.4.1	H14.1	H15.4.1	H4.4.1	S47.4.1	S31.9.1	S31.9.1	S31.9.1	S31.9.1	S55.4.1	S38.4.1	S47.4.1	
	指定時人口	-	1,051,928	897,501	1,024,053	834,545	982,597	1,143,687	1,336,780	1,204,084	2,547,316	981,318	887,487	1,022,613	884,693
	人口（H12 国調）	1,370,649	1,822,368	1,008,130	1,024,053	887,164	1,249,905	3,426,651	2,171,557	1,467,785	2,598,774	1,493,398	1,126,239	1,011,471	1,341,470
	高齢化率	12.7%	14.4%	13.2%	12.7%	12.6%	12.4%	13.9%	15.6%	17.2%	17.1%	16.9%	14.2%	19.2%	13.3%
	面積(km <sup>2</sup> )	379.35	1,121.12	783.54	168.33	272.08	142.70	437.12	326.45	610.22	221.27	549.34	741.75	484.25	339.38
就業 構造	第1次産業就業者	1.7%	0.4%	1.2%	0.9%	1.0%	0.5%	0.5%	0.3%	0.8%	0.1%	0.8%	1.3%	0.9%	0.8%
	第2次産業就業者	26.0%	18.5%	17.7%	23.9%	21.2%	27.4%	25.1%	27.8%	26.0%	29.1%	23.6%	24.2%	27.9%	16.6%
	第3次産業就業者	72.3%	78.9%	79.2%	73.4%	75.0%	70.4%	72.4%	70.9%	70.5%	69.7%	73.0%	72.7%	69.7%	80.3%
昼夜間 人口	昼間人口	1,104,653	1,820,757	1,090,162	932,938	858,702	1,097,090	3,091,166	2,514,549	1,584,626	3,664,414	1,536,716	1,163,405	1,044,966	1,531,174
	昼夜間人口比	0.81	1.00	1.08	0.91	0.97	0.88	0.90	1.16	1.08	1.41	1.03	1.03	1.03	1.14
産業	農業粗生産額（億円）	403.8	42.8	112.4	56.3	123.4	28.1	111.3	42.6	123.4	7.8	135.5	68.7	64.4	83.4
	製造品出荷額等（億円）	18,536.8	7,029.4	9,441.2	8,539.2	9,393.0	40,697.4	53,130.3	46,917.8	27,939.4	53,827.3	26,473.4	18,576.8	19,586.3	7,858.5
	小売業年間販売額（億円）	12,812.1	24,059.9	14,295.8	11,458.9	10,632.8	11,753.8	39,144.0	35,084.9	23,014.5	48,728.9	20,008.5	15,181.7	12,453.3	19,694.9
	事業所数	41,899	77,605	48,728	37,292	30,097	43,058	117,000	141,085	86,836	232,804	75,750	55,411	52,225	75,136
	従業者数	409,564	860,508	554,534	416,701	392,307	499,176	1,347,684	1,455,469	757,665	2,441,401	737,868	571,918	466,989	814,260
	銀行本・支店数	99	208	141	89	84	75	243	326	131	496	142	156	129	261
その他	平均地価（全用途 100円/m <sup>2</sup> ）	1,448	1,036	1,642	2,692	1,767	3,572	3,309	2,556	3,099	4,704	2,496	2,440	1,627	2,811
	人口十万人あたり高等学校数	3.1	3.0	3.8	3.1	3.5	2.2	3.0	2.9	3.5	3.8	4.0	4.1	4.0	3.1
	人口十万人あたり病床数	950.6	2,368.0	1,453.5	753.6	1,163.9	863.4	853.5	1,361.9	1,759.7	1,494.3	1,364.1	1,597.7	2,225.7	1,923.8
	人口1人あたり都市公園面積（m <sup>2</sup> ）	3.0	10.3	10.7	4.4	8.7	3.6	4.4	6.7	4.0	3.5	16.5	7.7	10.4	8.4
	公共下水道普及率	61.6%	99.2%	94.5%	77.5%	85.7%	97.6%	99.5%	96.7%	99.1%	100.0%	97.9%	89.1%	97.5%	98.8%
	持ち家比率	63.4%	48.2%	45.7%	58.3%	56.1%	43.1%	55.7%	46.1%	53.1%	39.5%	55.2%	49.5%	52.5%	37.3%
財政 (H13)	歳入総額（億円）	3,615.7	8,380.7	4,015.8	3,115.2	3,454.0	5,413.2	14,188.0	10,904.3	6,977.3	18,621.3	8,749.5	5,476.4	5,786.1	7,396.3
	財政力指数	0.87	0.63	0.80	0.99	0.94	0.93	0.87	0.91	0.66	0.89	0.68	0.74	0.62	0.73
	経常収支比率	87.5%	85.0%	83.2%	84.0%	90.1%	85.5%	83.6%	91.2%	93.7%	99.8%	101.7%	91.1%	83.8%	85.7%
	職員数	9,938	12,014	7,249	7,424	6,753	12,081	22,383	19,995	12,578	32,047	14,247	9,215	8,020	8,179
交通	市営軌道系交通	なし	地下鉄	地下鉄	なし	モノレール	鉄道計画中	地下鉄	地下鉄	地下鉄	地下鉄	地下鉄	新交通システム	モノレール	地下鉄

各データの出所等については前ページ参照

6) 行政区について

行政区の役割

近年、区役所は市民に最も身近なコミュニティ行政の拠点として市民と役所の媒介役を果たすとともに、地域の総合的行政運営を担う機関へと移行しつつあり、市長の権限に属する事務の区長への委任を拡大する傾向が見られます。ただし、基礎的自治体である東京都の特別区（いわゆる 23 区）とは異なり、行政区は市の内部組織として位置づけられるものであるため、公選の区長や区議会は設置されません。

平成 11 年度時点での、行政区への委任事務（区長委任事務）の状況について、各政令指定都市の状況を見ると以下のようになっており、各市により様々です。

各政令指定都市の区長委任事務の状況（平成 11 年度）

事務項目	政令指定都市名	札幌市	仙台市	千葉市	川崎市	横浜市	名古屋市	京都市	大阪市	神戸市	広島市	北九州市	福岡市
総務関係（総務関係、戸籍・登録関係、税務関係、国保・年金関係、介護保険、広報・聴聞関係）	印鑑証明												
	住居表示												
	身分証明												
	諸証明及び公簿閲覧												
	就学事務												
	自衛官の募集												
	火埋葬許可												
	犯罪人名簿												
	自動車臨時運行許可												
	公職選挙法施行令 34 - 2 証明書の交付												
	配当予算の執行決定												
	歳入歳出に関すること												
	住宅組合法												
	財産区に属する予算の執行、営造物の管理処分決定												
	民事訴訟法、破産法の区長の取り扱う事務												
	船舶職員法・施行令の諸証明												
	税理士登録申請適格調査												
	租税特別措置法施行令 42 - 1 証明												
	市税・賦課・徴収・督促・滞納処分												
	市税に関する諸証明												
	道府県税賦課徴収												
	道府県税申告書送付、価格の通知												
	市税過料徴収												
	市税過誤納還付充当												
	他団体徴収嘱託												
	原付・小型特殊標識交付												
	納税貯蓄組合												
	道府県税徴収交付金の請求												
	国民健康保険（資格届出、認定、賦課徴収、給付、支給等）												
	国民健康保険諸証明												
	保険料過誤納還付充当												
	保険料過料徴収												
	保険料納付組合												
	国保高額療養費貸付事業												
	国民年金諸届出受理進達、証書手帳												
	国民年金保険料納付組合												
	乳幼児医療費												
	老人保険												
	老人福祉年金諸届												
	老人医療費助成												
重度心身障害者医療費													
高齢重度心身障害者医療費助成													
母子（父子）家庭等医療費													
乳幼児医療費助成													

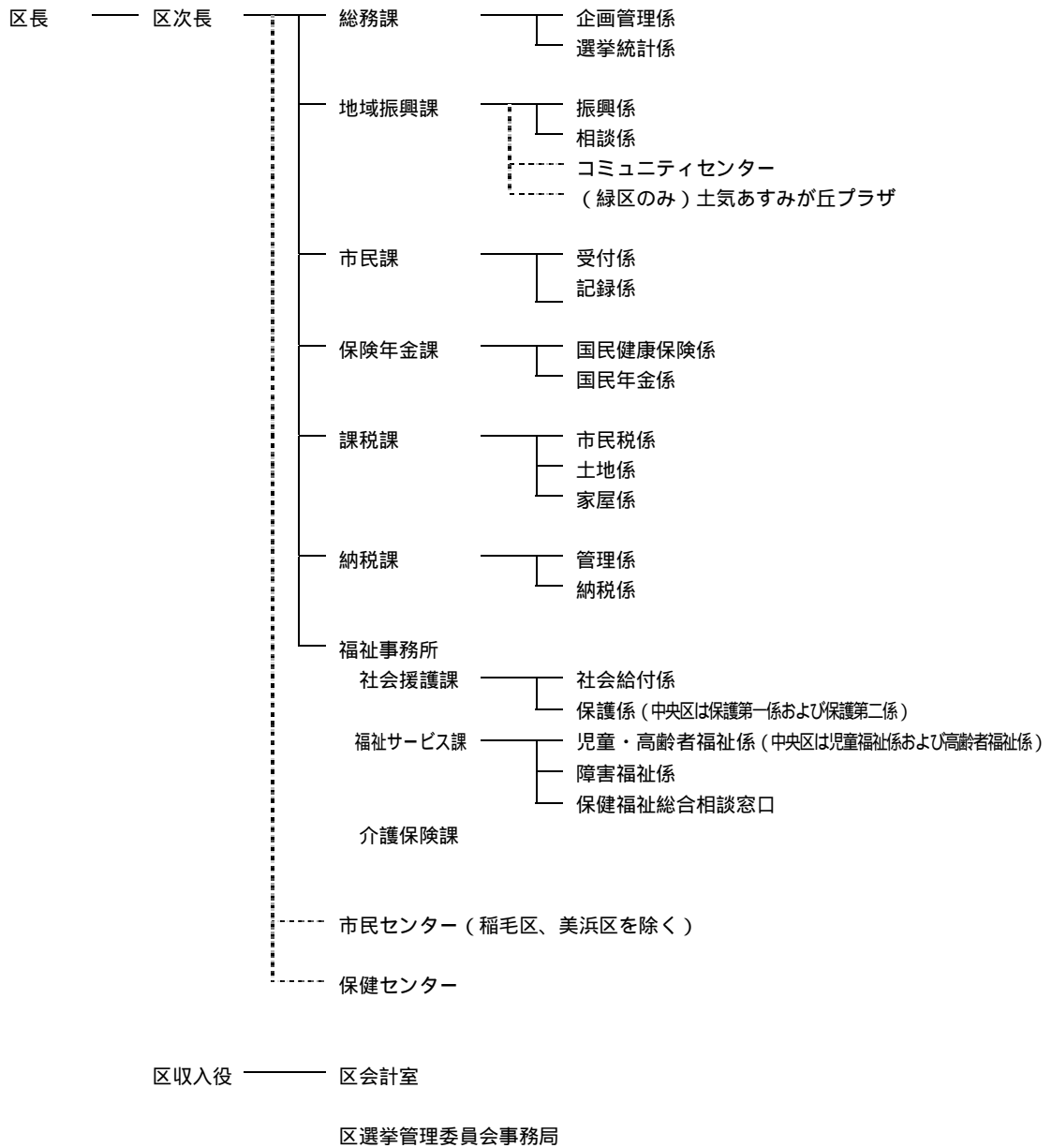
事務項目	政令指定都市名	札幌市	仙台市	千葉市	川崎市	横浜市	名古屋市	京都市	大阪市	神戸市	広島市	北九州市	福岡市
	介護保険被保険者の資格												
	介護保険要介護認定												
	契約事務												
	国勢調査												
コミュニティ振興・社会教育関係	条例に基づくし尿処理申込受理												
	老人クラブ助成												
	市民カード交付												
	区民イベント補助												
	コミュニティ広場指定、整備補助												
	コミュニティ懇談会運営費補助												
	集会所建設補助												
	市民利用施設施設使用料の徴収、減免、返還												
	市民利用施設維持管理												
	地縁団体の印鑑登録・証明												
	地縁団体の認可												
	青少年育成事業委託												
	市民利用体育・文化施設の管理委託												
	市民利用福祉施設の管理委託												
	地域活動支援補助金交付決定等												
福祉関係	老人福祉法の措置費用徴収												
	敬老祝い金												
	心身障害者												
	児童扶養手当受給資格手当額認定請求												
	特別児童扶養手当受給資格手当額認定請求												
	特別児童手当支給												
	精神保健及び精神障害者福祉法 21, 22, 33												
	保険料賦課徴収												
	児童福祉施設入所措置徴収												
	行旅病人・行旅死亡人												
	引揚者給付金												
	遺族給付金												
土木関係	法定外公共物の境界確定・決定、行為許可・協議・立入り												
	街路灯設置、電気料補助												
	私道整備												
	道路境界の確認												
	道路法 22 - 1 工事施行命令												
	道路法 24 工事承認												
	道路法 32 - 1, 3 道路占用許可、専用料徴収												
	道路法の道路管理者以外の者の工事許可												
	道路法の監督処分												
	道路法 32 - 5 警察署長との協議												
	道路法 35 国との協議												
	道路法 42 - 2 現状回復等指示												
	道路法 44 - 2 - 1 ~ 5												
	道路法 44 - 2 - 7 負担金の徴収												
	道路法 46 - 1 - 1 通行禁止、制限												
	道路の目的外使用許可												
	屋外広告物除却												
	屋外広告物許可申請手数料徴収												
	公園利用許可、使用料徴収												
	公園の行為許可、施設の設置占有許可、使用料徴収												
	公園の境界確認												
	狭あい道路の拡幅整備												
	上水道配水管布設事業補助金												
	下水道事業受益者負担金												
	下水道敷地等占有許可占有料徴収												
	下水道条例の排水設備計画確認、工事検査												
	準用河川の占有許可、占有料等徴収												
準用河川の監督処分													
準用河川河川管理者以外の者の行う工事承認													
水路使用許可、使用料徴収													

事務項目	政令指定都市名	札幌市	仙台市	千葉市	川崎市	横浜市	名古屋市	京都市	大阪市	神戸市	広島市	北九州市	福岡市
	建築関係	都市計画区域、市街地開発事業区域内における建築許可											
建築基準法7-3仮使用承認													
租税特別措置法優良住宅認定													
災害対策関係	水難救護法に基づく漂流物												
	災害対策基本法60避難立退勧告指示												
	災害対策基本法62-1応急措置としての土砂の運搬												
	水害予防法水害予防組合の管理等												
	水難救護法水難救護												
保健所	天災による農林漁業者等への資金融通等												
	鳥獣飼育許可												
	有害鳥獣駆除												

資料：(財)日本都市センター「大都市制度等に関する調査研究報告」(平成13年3月)

また、政令指定都市のうち、千葉市における区役所の業務の内容等をみると、以下のとおりとなります。

【千葉市の各区役所の組織図（平成 14 年度）】



資料：千葉市資料をもとに作成



【千葉市の各区役所の課・係ごとの業務内容（平成14年度）】

区役所では、市民への行政サービスの最前線として、戸籍、市税、保険、年金、福祉の業務のほか、地域性を踏まえた主要事務事業の企画、広報活動、コミュニティ振興、市民相談等を行っています。

課名等	係名等	業務内容
総務課	企画管理係	<ul style="list-style-type: none"> <li>・区役所の経理</li> <li>・区の主要事務事業の企画及び進行管理</li> <li>・区の事務事業の総合調整</li> <li>・文書の收受、発送及び保存</li> <li>・職員の福利厚生、安全衛生</li> <li>・庁舎、庁用自動車等の維持管理</li> <li>・庁舎内の保安及び警備</li> <li>・庁内放送</li> <li>・区域に係る重要な施策、事業についての本庁関係機関との連絡、調整</li> <li>・保健センターとの連絡、調整</li> <li>・区行政連絡調整会議</li> <li>・区民懇話会</li> </ul>
	選挙統計係	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指定統計及びその他の各種統計</li> <li>・選挙管理委員会との連絡、調整</li> </ul>
地域振興課	振興係	<ul style="list-style-type: none"> <li>・コミュニティの振興</li> <li>・町内自治会その他各種団体の育成並びに連絡及び調整</li> <li>・地域防犯活動の推進</li> <li>・地域防災対策</li> <li>・区民まつり等区民参加行事の実施</li> <li>・区民への広報</li> <li>・交通安全思想の普及啓発</li> <li>・市民体力づくり、スポーツ・レクリエーション行事</li> <li>・地域文化の振興</li> <li>・運動広場</li> <li>・余暇利用活動の推進</li> <li>・市ボランティア保険事故報告書の受付</li> <li>・体育指導委員に関すること</li> <li>・社会体育振興会に関すること</li> </ul>
	相談係	<ul style="list-style-type: none"> <li>・要望、陳情等の受付並びに連絡及び調整</li> <li>・市民相談</li> <li>・施設見学会</li> <li>・自転車駐車場の利用登録の受付</li> <li>・空地に係る雑草の除去の指導</li> <li>・畜犬の登録</li> <li>・鳥獣の飼養許可</li> <li>・有害鳥獣の駆除</li> <li>・森林等の火入れ許可</li> <li>・計画出荷米</li> <li>・地価公示及び地価調査に関する書類の閲覧</li> <li>・土地利用法の規定による公告、縦覧</li> <li>・大規模小売店舗立地法の規定による公告、縦覧</li> <li>・粗大ごみ手数料納付券</li> </ul>
	コミュニティセンター	<ul style="list-style-type: none"> <li>・センター管理運営</li> <li>・市民団体の育成</li> <li>・市民参加に係る各種行事</li> <li>・コミュニティの振興</li> </ul>

課名等	係名等	業務内容
市民課	受付係	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民異動届出</li> <li>・印鑑登録、証明の交付</li> <li>・戸籍謄抄本、住民票の写し等の交付</li> <li>・国民健康保険及び国民年金の資格の得喪</li> <li>・出産育児一時金及び葬祭費</li> <li>・就学事務</li> <li>・交通災害共済</li> <li>・住居表示</li> <li>・自動車の臨時運行許可</li> <li>・住民実態調査</li> <li>・市民カードの交付</li> </ul>
	記録係	<ul style="list-style-type: none"> <li>・戸籍の届出</li> <li>・戸籍の記載、管理等</li> <li>・住民基本台帳の整備</li> <li>・埋火葬許可証</li> <li>・人口動態調査票</li> <li>・外国人登録</li> </ul>
保険年金課	国民健康保険係	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国民健康保険被保険者の資格に関すること（市民課受付係及び市民センターの所管に属するものを除く）。</li> <li>・国民健康保険被保険者証の更新に関すること。</li> <li>・国民健康保険料の賦課及び減免に関すること。</li> <li>・国民健康保険料の徴収に関すること。</li> <li>・国民健康保険料の徴収嘱託員に関すること。</li> <li>・国民健康保険料納付組合に関すること。</li> <li>・国民健康保険給付（保健医療機関等に支払うもの並びに療養費、特例療養費及び入院時食事療養費を除く）に関すること。</li> <li>・国民健康保険高額療養費に係る貸付けに関すること。</li> <li>・出産費貸付の申請の受付及び審査並びに貸付の決定に関すること。</li> <li>・国民健康保険に係る第三者求償事務等の受付及び調査に関すること。</li> </ul>
	国民年金係	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国民年金被保険者の資格に関すること。（市民課受付係及び市民センターの所管に属するものを除く）。</li> <li>・国民年金の裁定請求並びに各種届出の審査及び送付に関すること。</li> <li>・国民年金保険料の免除の審査及び送付に関すること。</li> <li>・老齢福祉年金に関すること。</li> </ul>
課税課	市民税係	<ul style="list-style-type: none"> <li>・普通徴収に係る個人市県民税・法人市民税・軽自動車税の賦課</li> <li>・原付及び小型特殊自動車の登録・変更・廃車受付</li> </ul>
	土地係	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土地の調査及び評価</li> <li>・土地に係る固定資産税及び都市計画税の賦課</li> <li>・特別土地保有税の賦課</li> </ul>
	家屋係	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家屋・償却資産の調査及び評価</li> <li>・家屋に係る固定資産税及び都市計画税の賦課</li> <li>・償却資産に係る固定資産税の賦課</li> </ul>
納税課	管理係	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市税に係る諸証明及び課税台帳の閲覧に関すること。</li> <li>・市税（納税管理課の所管に属するものを除く。以下納税課の項において同じ。）の過誤納金の充当及び還付の調査及び決定に関すること。</li> <li>・納税貯蓄組合の設立等に関すること。</li> <li>・市税の徴収に係る訴訟に関すること。</li> <li>・税理士の登録申請に関すること。</li> </ul>
	納税係	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市税の徴収及び徴収猶予に関すること。</li> <li>・市税の督促及び滞納処分に関すること。</li> <li>・市税の徴収の嘱託及び受託に関すること。</li> </ul>

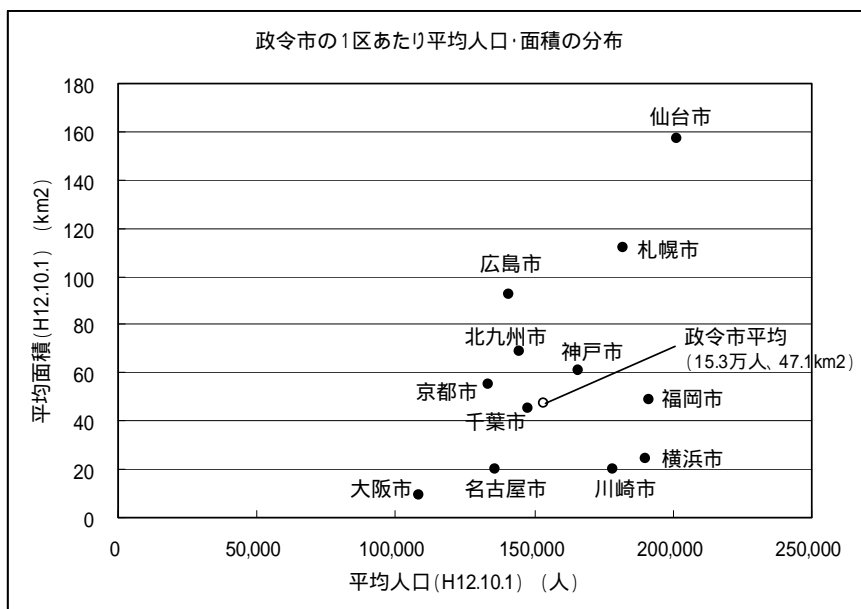
課名等	係名等	業務内容
福祉事務所 社会援護課	社会給付係	<ul style="list-style-type: none"> <li>生活保護法に基づく保護費の給付及び医療券等の交付</li> <li>被保護世帯等に係る慰問金の給付</li> <li>被保護世帯の児童に係る入学祝金の給付</li> <li>高校就学扶助の支給</li> <li>民生委員・児童委員及び母子福祉推進員の担当地域の案内</li> <li>被保護児童、生徒の修学旅行支度費の給付</li> <li>被保護生徒高校進学支度金の支給</li> <li>原爆被爆者慰問金の支給</li> <li>戦没者遺族等の援護</li> </ul>
	保護係	<ul style="list-style-type: none"> <li>生活保護法に基づく保護の決定及び実施</li> <li>生活保護法に規定する要保護者に係る相談及び助言</li> <li>行旅病人及び行旅死亡人への対応</li> </ul>
福祉事務所 福祉サービス課	児童・高齢福祉係	<ul style="list-style-type: none"> <li>児童・高齢者に対する福祉の相談・援護</li> </ul>
	障害福祉係	<ul style="list-style-type: none"> <li>身体障害者・知的障害者・戦傷病者に対する福祉の相談・援護</li> </ul>
	保健福祉総合相談 窓口	<ul style="list-style-type: none"> <li>保健・福祉に関する総合相談</li> <li>基幹型在宅介護支援センターの運営</li> </ul>
福祉事務所 介護保険課	-	<ul style="list-style-type: none"> <li>介護保険被保険者の資格の取得、喪失</li> <li>介護保険料の賦課及び徴収</li> <li>介護保険料の徴収猶予及び減免</li> <li>介護保険の要介護等の認定</li> <li>介護保険給付</li> <li>高額介護サービス費等の貸付け</li> <li>介護認定審査会の運営</li> </ul>
市民センター	(各区内複数箇所)	<ul style="list-style-type: none"> <li>戸籍の届出の受付</li> <li>住民異動届出の受付</li> <li>住民基本台帳の整備</li> <li>印鑑登録の受付及び証明書の発行</li> <li>戸籍謄抄本、住民票の写し等の各種証明書の発行</li> <li>国民健康保険、国民年金の被保険者の資格の取得・喪失の届出受付</li> <li>国民健康保険被保険者証の発行</li> <li>国民年金手帳の再発行の受付</li> <li>出産育児一時金及び葬祭費の申請受付</li> <li>治療用装具の療養費の申請受付</li> <li>はり、きゅう、マッサージ利用券の申請の受付</li> <li>母子健康手帳の発行</li> <li>埋火葬許可証の発行</li> <li>転入学通知書の発行</li> <li>交通災害共済への加入申込の受付</li> <li>住居表示、区画整理に係る証明書の発行</li> <li>生活保護法に基づく医療券等の発行</li> <li>老人保健医療費及び老人医療費助成資格申請の受付</li> <li>老人保健法に係る健康手帳の発行</li> <li>老人医療に係る医療費申請の受付</li> <li>児童手当、交通遺児手当等の受付</li> <li>市税等の収納</li> <li>外国人登録済証明の発行</li> <li>粗大ごみ手数料納付券の発行</li> </ul>
保健センター	(各区ごと)	<ul style="list-style-type: none"> <li>母子の健康診査、指導、教育、訪問、母子健康手帳の交付等の実施</li> <li>栄養指導、栄養相談等の実施</li> <li>歯科指導、歯科相談等の実施</li> <li>成人・老人の健康教育、相談、訪問及び機能訓練の実施</li> <li>難病等に係る訪問指導</li> </ul>
区会計室	-	<ul style="list-style-type: none"> <li>物品の出納・保管</li> <li>支出に関する書類及び精算書の審査</li> <li>現金及び有価証券の出納・保管</li> <li>市及び県の収入証紙の出納及び保管</li> </ul>

資料：千葉市資料をもとに作成

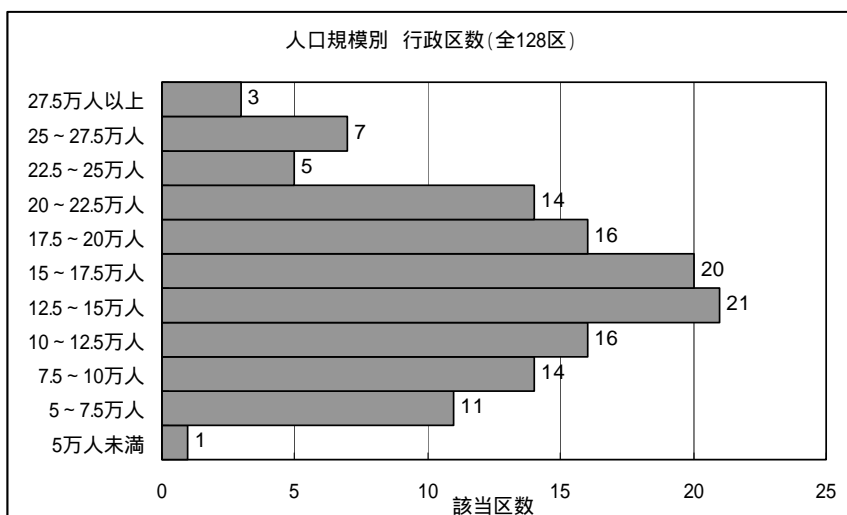
## 行政区の規模

政令指定都市には行政区が設置されます。12 政令指定都市の 128 行政区の 1 区あたり平均規模は、人口 15.3 万人、面積 47.1km<sup>2</sup> であり、128 区中、7 割程度の区が、人口 10 万人以上 20 万人未満となっています。

政令指定都市の 1 区あたり平均人口・面積



人口規模別にみた行政区の状況（平成 12 年国勢調査人口）



なお、政令指定都市を目指すさいたま市が平成 14 年度に行政区画の編成を行った際の基本方針の第 1 の項目として、「人口規模については、きめ細かな市民サービスや行政効率を考慮し、10 万人から 20 万人程度を区の人口とすることが適当であるが、将来の発展動向にも留意するものとする。」ということを挙げています。

また、平成 15 年 4 月 1 日に政令指定都市に移行するさいたま市においては、以下の  
ように 9 区に区割りが行われています。

さいたま市の区割り図



さいたま市資料から抜粋

さいたま市各区の人口・面積

区名	人口(平 15.1.1 現在)	面積(平 14.10.1 現在)
西 区	81,787 人	29.00 km <sup>2</sup>
北 区	129,314 人	16.93 km <sup>2</sup>
大宮区	105,350 人	12.78 km <sup>2</sup>
見沼区	150,262 人	30.64 km <sup>2</sup>
中央区	87,921 人	8.39 km <sup>2</sup>
桜 区	92,059 人	18.60 km <sup>2</sup>
浦和区	137,522 人	11.53 km <sup>2</sup>
南 区	164,765 人	13.90 km <sup>2</sup>
緑 区	103,173 人	26.56 km <sup>2</sup>
平均	116,906 人	18.70 km <sup>2</sup>

さいたま市資料をもとに作成

### 行政区の自主事業について

行政区が自主的に取り組むことができる事業については、ある程度限定的なものとなっています。その事業名については、各市様々ですが、おおむね「区づくり推進費」といった名称で呼ばれています。

横浜市では、従来、全 18 区について、「個性ある区づくり推進費」の自主企画事業費は一律 1 億円を配分していましたが、平成 15 年度予算案では、それを見直し、一律 8 千万円とし、従来の総額からの差額 3 億 6 千万円を、区の状況に応じて配分することとしています。川崎市では、「魅力ある区づくり推進事業費」として、従来、全 7 区に一律 2 千 5 百万円を配分していましたが、平成 14 年度から、これを一律 5 千万円としています。千葉市では、「区民ふれあい事業」等として、事業を推進しています。

なお、さいたま市では、「1 区あたり 1 億円の事業」とする方向性が示されています。

### 行政区の区長について

行政区の区長は、区の職員があたることとなっており、公選制の東京都特別区の区長とは、制度上、大きく異なっています。

平成 11 年時点における各政令指定都市の区長の職位を見ると、多くの市は、区長を局長級としています。

区長の職位（平成 11 年時点）

市名	区長の職位
札幌市	局長職
仙台市	局長級
千葉市	部長級（専決は局長と同等）
川崎市	局長級
横浜市	局長級
名古屋市	局長級
京都市	局長級
大阪市	部長級（北区・中央区は局長級）
神戸市	局長級
広島市	局長級
北九州市	局長級
福岡市	局長級

資料：（財）日本都市センター「大都市制度等に関する調査研究報告」（平成 13 年 3 月）

7) 政令指定都市の組織

政令指定都市の組織のうち、区役所の業務については6)で整理しましたが、組織の全体像について、千葉市の状況をみると、以下のようになります。

【千葉市の組織図(平成14年度)】

市長部局

局名	部名	課名
総務局	市長公室	秘書課、広報課、国際交流課
	総務部	総務課、行政管理課、人事課、職員課、情報化推進課、情報システム課、職員研修所、東京事務所
企画調整局	-	企画課、総合調整課、統計課
財政局	財政部	財政課、管財課、契約課、検査課、用地課
	税務部	税制課、納税管理課
市民局	市民部	市民総務課、区政課、地域振興課、高原千葉村管理事務所、臨海荘、交通安全課、防災対策課
	生活文化部	文化振興課、男女共同参画課、勤労市民課、生活技能、消費生活センター
保健福祉局	-	保健福祉総務課、地域保健福祉課
	健康部	健康企画課、健康医療課、健康増進センター、生活衛生課、動物保護指導センター、桜木霊園管理事務所、平和公園管理事務所、青葉病院開設準備室、斎園建設室、千葉市立病院、千葉市立海浜病院
	保健所	総務課、保健指導課、精神保健福祉課、感染症対策課、食品衛生課、環境衛生課、食品衛生検査所
	環境保健研究所	管理課、医科学課、生活科学課、環境科学課
	子ども家庭部	子ども家庭福祉課、小桜園、子育て支援課、保育課、児童相談所
	高齢障害部	高齢福祉課、高齢施設課、介護保険課、保険年金課、障害保健福祉課、障害者相談センター、こころの健康センター
環境局	環境管理部	環境事業総務課、リサイクル推進課、業務課、中央・美浜環境事業所、花見川稲毛環境事業所、若葉・緑環境事業所、産業廃棄物指導課
	施設部	施設維持課、北谷津清掃工場、新港清掃工場、北清掃工場、新浜リサイクルセンター、衛生センター、施設整備課
	環境保全部	環境調整課、環境保全推進課、環境規制課
経済農政局	経済部	経済振興課、観光コンベンション課、公営事業事務所
	農政部	農政課、農業環境整備課、グリーンビレッジ推進課、農業振興課、ふるさと農園管理事務所、営農指導課
	中央卸売市場	管理課、業務課
都市局	-	都市総務課
	都市部	都市計画課、臨海地域再整備課、都市再開発課、宅地課、都市交通課、区画整理指導課、区画整理事業課、弁天士地区画整理事務所、検見川稲毛士地区画整理事務所、寒川士地区画整理事務所、東幕張士地区画整理事務所、西口再開発事務所
	建築部	建築管理課、住宅政策課、住宅整備課、建築指導課、建築審査課、営繕課、保全課、建築設備課
	公園緑地部	緑政課、公園管理課、中央・稲毛公園緑地事務所、花見川・美浜公園緑地事務所、若葉公園緑地事務所、緑公園緑地事務所、公園建設課、平和公園建設事務所
	動物公園	管理課、飼育課
建設局	土木部	建設総務課、技術管理課、路政課、維持管理課、工務課
	土木事務所(計4所)	(4所それぞれ)管理課、維持建設課
	道路部	道路計画課、道路建設課、街路建設課、特定街路課
下水道局	管理部	下水道総務課、普及課、下水道維持課、中央浄化センター、南部浄化センター
	建設部	下水道計画課、南部下水道建設課、北部下水道建設課、下水道再整備課、下水道施設建設課、都市河川課

## 事業局等

事業局名等	部 名	課 名
消防局	総務部	総務課、人事課、施設課、消防学校
	警防部	警防課、救急救助課、指令課
	予防部	予防課、指導課
	-	中央消防署、花見川消防署、稲毛消防署、若葉消防署、緑消防署、美浜消防署
水道局	-	-（総務係、業務係、計画係、給水係、工務係）
会計室	-	-
教育委員会	教育総務部	総務課、企画課、学校財務課、学校施設課
	学校教育部	学事課、教職員課、指導課、保健体育課、学校給食センター（計4所）教育センター、養護教育センター
	生涯学習部	生涯学習振興課、生涯学習センター、南部児童文化センター、文化課、加曾利貝塚博物館、郷土博物館、埋蔵文化財調査センター、美術館、市民ギャラリー・いなげ、社会体育課、青少年課、青少年補導センター、南部青少年センター、中央図書館ほか各図書館
選挙管理委員会	事務局	-
人事委員会	事務局	-
監査委員		第一課、第二課
農業委員会	事務局	-

このほか、議会事務局がある。

## 区役所

局 名	部 名	課 名
区役所	-	総務課、地域振興課、市民課、保険年金課、課税課、納税課
	-	市民センター
	福祉事務所	社会援護課、福祉サービス課、介護保険課

中央区、花見川区、稲毛区、若葉区、緑区、美浜区の6区



東葛市町広域行政連絡協議会 平成14年度調査研究

広域連携のあり方に関する調査報告書

平成15年3月

編集／発行： 東葛市町広域行政連絡協議会 事務局  
(松戸市総務企画本部企画管理室)